

奥出雲町一般廃棄物処理基本計画

令和6年3月

奥 出 雲 町

目 次

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画の位置づけ	1-1
第2節 計画の期間	1-2
第3節 計画対象廃棄物	1-2

第2章 地域概況

第1節 自然環境	2-1
1. 沿革・面積	2-1
2. 位置・地勢	2-2
3. 気 候	2-3
第2節 社会環境	2-4
1. 人口及び世帯数	2-4
2. 産 業	2-5
3. 観 光	2-6
第3節 都市環境	2-7
1. 土地利用状況(民有地)	2-7
2. 道路整備の状況	2-8
3. 水道	2-9
4. 污水处理施設整備状況	2-9

第3章 ごみ処理の現状と課題

第1節 ごみ処理の現状	3-1
1. ごみの分別	3-1
2. 収集体制	3-2
3. 中間処理・最終処分	3-3
（1）ごみ処理の方法と流れ	3-3
（2）ごみ処理施設	3-4
（3）一般廃棄物処理業の許可業者	3-5
4. ごみ処理手数料	3-5
第2節 ごみ排出量及び処理量の実績	3-6
1. ごみの排出量の実績	3-6
2. ごみの性状	3-9

3. ごみの処理量の実績	3-11
(1) ごみ焼却量	3-11
(2) 資源化量	3-11
(3) 最終処分量	3-12
(4) リサイクルと最終処分	3-13
4. ごみ処理の評価	3-14
第3節 その他のごみ処理に関する事項	3-15
1. 清掃行政の体制	3-15
2. ごみ処理経費	3-15
第4節 ごみ処理の課題	3-17

第4章 ごみ処理基本計画

第1節 基本理念・方針	4-1
第2節 既定計画の進捗とごみの将来見込み	4-2
1. 既定計画の進捗	4-2
2. ごみの将来見込み（単純推計）	4-3
第3節 数値目標	4-5
1. 目標値の設定方針	4-5
2. 国及び島根県の目標	4-6
3. 本町における目標値	4-7
4. 目標の総括	4-10
第4節 施策の体系	4-11
第5節 重点施策	4-12
第6節 発生・排出抑制計画	4-13
1. 発生・排出抑制計画の方針	4-13
2. 具体的施策	4-14
(1) 町民の意識向上に関する施策	4-14
(2) 3Rの実践に関する施策	4-17
(3) 町民・事業者との協働に関する施策	4-20
(4) 助成制度を活用した取組促進に関する施策	4-22
第7節 リサイクル推進計画	4-23
1. リサイクル推進計画の方針	4-23
2. 具体的施策	4-23
(1) 分別収集の推進に関する施策	4-23
(2) マテリアルリサイクルの推進に関する施策	4-24

(3) プラスチックリサイクルの推進に関する施策	4-25
第8節 ごみ処理計画	4-26
1. ごみ処理計画の方針	4-26
2. ごみ処理方法及び処理体制	4-27
3. 収集運搬計画	4-28
(1) 将来見込み	4-28
(2) 具体的施策	4-28
4. 中間処理計画	4-29
(1) 将来見込み	4-29
(2) 具体的施策	4-29
5. 最終処分計画	4-30
(1) 将来見込み	4-30
(2) 具体的施策	4-30
6. その他の計画	4-31
(1) 具体的施策	4-31

第5章 生活排水処理基本計画

第1節 水環境、水質保全に関する状況	5-1
1. 水環境	5-1
2. 水質保全の状況	5-1
第2節 生活排水処理の現状と課題	5-3
1. 生活排水処理の流れ	5-3
2. 生活排水処理施設整備の状況	5-4
(1) 公共下水道	5-4
(2) 農業集落排水	5-4
(3) 合併処理浄化槽	5-4
3. 処理形態別人口	5-5
4. 収集運搬の状況	5-6
(1) 収集運搬体制	5-6
(2) 収集実績	5-6
5. 中間処理・資源化・最終処分の状況	5-7
(1) 中間処理の状況	5-7
(2) 中間処理量の実績	5-7
(3) 資源化・最終処分の状況	5-7
6. し尿等の処理に係る経費	5-8

7. 生活排水処理に関する課題	5-9
(1) 公共下水道及び農業集落排水への接続率向上	5-9
(2) くみ取り便槽及び単独処理浄化槽設置世帯の合併処理への転換	5-9
(3) し尿収集量減少による収集運搬非効率化への対応	5-9
(4) 生活雑排水対策の普及啓発	5-9
第3節 生活排水処理計画	5-10
1. 基本理念	5-10
2. 基本方針	5-10
3. 生活排水処理の目標	5-11
4. 生活排水の処理主体	5-11
5. 生活排水を処理する区域及び人口	5-11
6. 生活排水処理施設整備事業方針	5-13
(1) 公共下水道	5-13
(2) 農業集落排水	5-13
(3) 合併処理浄化槽	5-13
7. 生活排水の適正処理推進施策	5-14
(1) 町民に対する広報・啓発活動	5-14
(2) 家庭での発生源対策の推進	5-14
(3) 処理施設への接続・合併処理浄化槽設置の推進	5-15
(4) 浄化槽の適正管理推進	5-15
(5) 奥出雲町水質環境保全促進助成制度	5-16
第4節 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画	5-17
1. 排出抑制・再資源化計画	5-17
(1) 浄化槽清掃の適正化	5-17
(2) 脱水汚泥の利活用	5-17
2. 収集運搬計画	5-17
(1) 収集運搬体制	5-17
(2) 収集運搬の量	5-17
3. 中間処理計画・最終処分計画	5-18
(1) 中間処理・最終処分の体制	5-18
(2) 中間処理・最終処分の量	5-19
第5節 その他の事項	5-20
1. 災害発生時の廃棄物処理	5-20
2. その他諸計画との整合	5-20

第1章

計画策定の趣旨

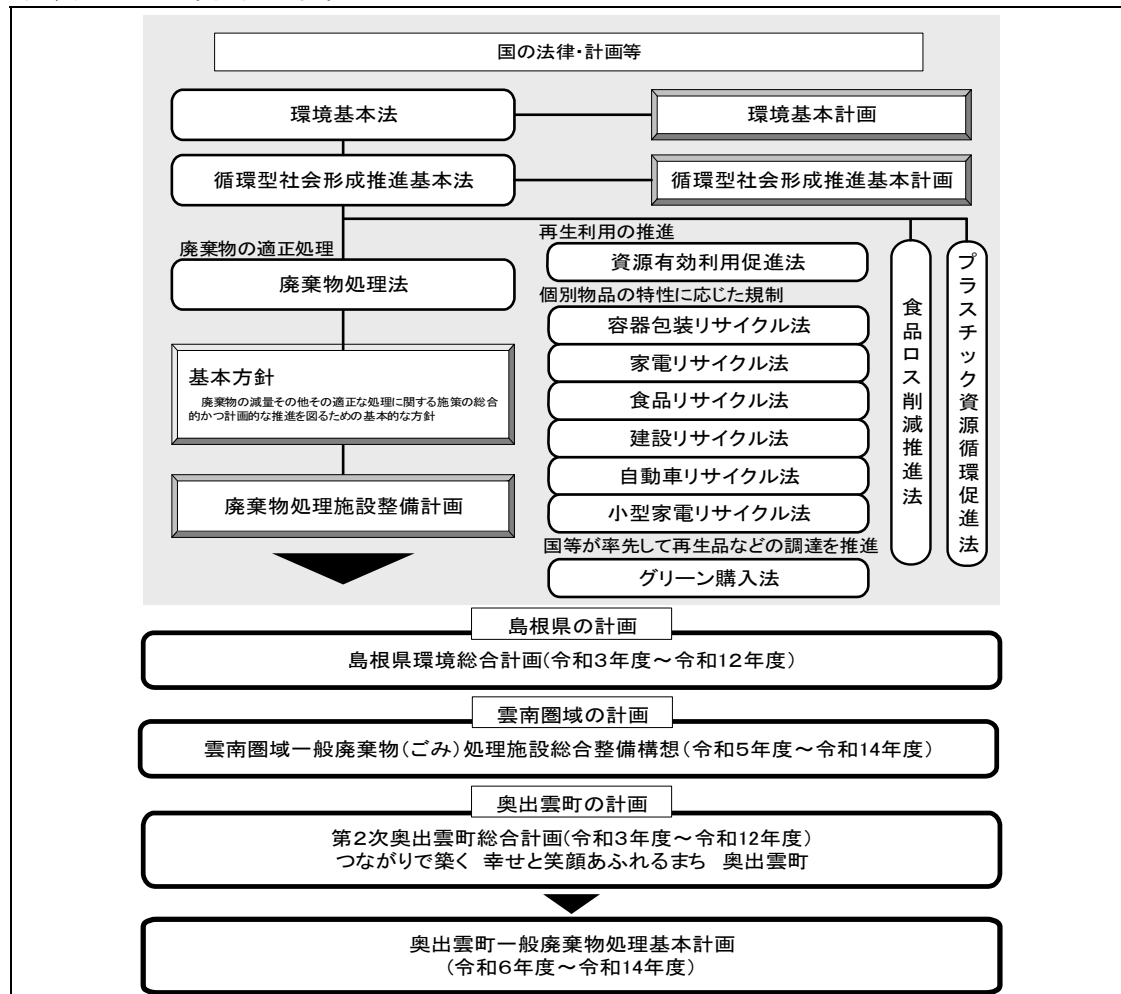
第1節 計画の位置づけ

奥出雲町（以下「本町」という。）では、平成20年12月に「奥出雲町一般廃棄物処理基本計画」を定めており、平成29年3月には後期計画（以下「既定計画」という。）を定め計画の見直しを行い、本町における廃棄物の適正処理や排出量削減、資源化の促進のため、様々な施策や取り組みを実施してきたところである。

令和5年度、既定計画の策定からおよそ7年が経過し、計画期間の満了時期を迎えたこと、これに加え、令和元年10月には「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食ロス削減推進法」という。）が施行され、令和4年4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）が施行されたこと、また、雲南市、飯南町、本町の3市町（以下「雲南圏域」という。）では、今後のごみ処理広域化のために「雲南圏域一般廃棄物（ごみ）処理施設総合整備構想」（以下「総合整備構想」という。）を令和5年3月に策定したことから、これらの様々な社会情勢の変化に対応する、新たな一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）を策定することとする。

本計画は、本町が廃棄物処理法第6条に基づき策定するものであり、図表1-1-1に示すように、国や県の法律や計画、並びに雲南圏域における総合整備構想等と整合したものである。

◆図表1-1-1 本計画の位置づけ



※法律名は略称とした。

第2節 計画の期間

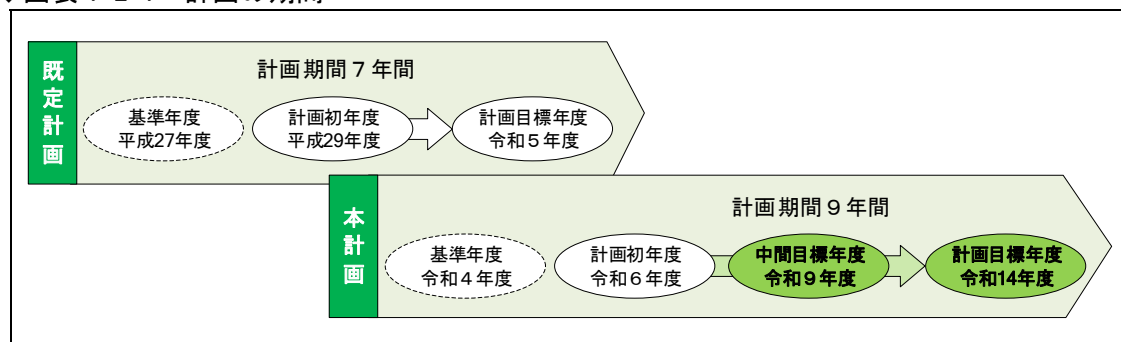
本計画は令和6年度を初年度とし、総合整備構想との整合を図るため、令和14年度を計画目標年度とする。

基準年度を令和4年度、中間目標年度を令和9年度と設定し、9年間の計画期間とする。

住民等への行政サービス等は、基本的にこれまでの施策を継続していくものであり、既定計画を継承するものとした。

なお、社会情勢等に大きな変化があった場合には計画内容との整合性などを検証した上で計画の見直しを行うものとする。

◆図表 1-2-1 計画の期間

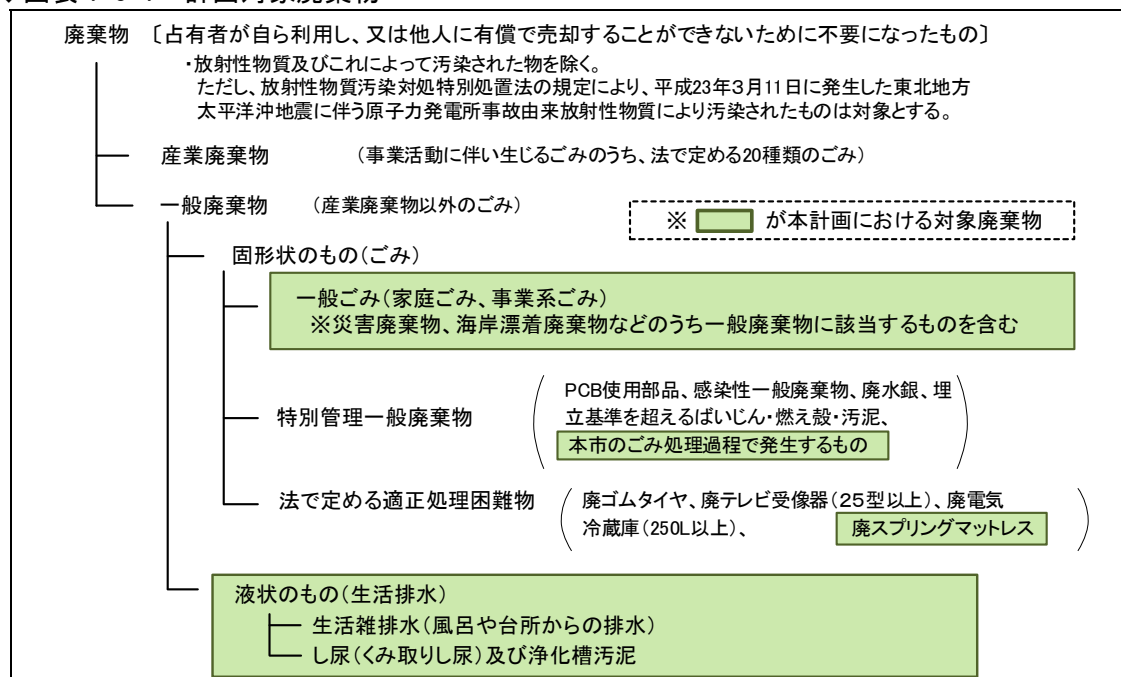


第3節 計画対象廃棄物

本計画の対象廃棄物は、一般廃棄物のうち、固形状のもの（以下「ごみ」という。）及び液状のもの（以下「生活排水」という。）とする。

なお、ごみのうち、本町による処理・処分が困難であるものは処理対象外とし、これらの扱いは図表 1-3-2 に示すとおりとする。

◆図表 1-3-1 計画対象廃棄物



◆図表 1-3-2 本計画の処理対象外とするごみとその扱い

区 分	処理・処分先
P C B 使 用 部 品	・本町では取り扱わない。製造メーカー等に引き渡すこととする。
集 じ ん 灰	・本町では取り扱わない。専門業者に引き渡すこととする。 （本町管内のごみを処理する過程で発生するものを除く）
廃 水 銀	・専門業者に引き渡すこととする。
感 染 性 医 療 系 廃 棄 物	・本町では取り扱わない。専門業者に引き渡すこととする。
家 電 リ サ イ ク ル 法 適 用 物	・家電リサイクル法に基づき、テレビ、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫、エアコンについては、販売店引き取りとする。
パ ソ コ ン	・資源有効利用促進法に基づき製造事業者による引き取り・資源化を行う。
その他本町で指定する 処 理 困 難 物 （収集も処理も できないごみ）	以下のごみは、本町では取り扱わない。販売店もしくは専門の処理業者に引き渡すこととする。 ・伐採木、間伐材、木、竹、草、コンクリートがら ・LP ガスボンベ、消火器、塗料缶、油缶（シンナー、ベンジン、ガソリン等）、廃油 ・自動車、オートバイ（原動機付き自転車を含む）、タイヤ、車両等用バッテリー、機械油 ・農機具、農業用ビニール・プラスチック類、農薬 ・建築廃材、ソーラー、大型湯沸器、大型金庫、FRP 船 ・中身の入ったカセットボンベ（カセットコンロ用、キャンプ用） ・中身の入ったガスライター ・その他爆発など危険性のあるもの

第2章

地域概況

第1節 自然環境

1. 沿革・面積

本町は、旧仁多町と旧横田町が平成 17 年 3 月 31 日に合併して誕生した「奥出雲町」である。

本地域は、古くから存在した数多くの集落が、明治時代の市制・町村制の施行や昭和時代の町村合併促進法の施行、並びに平成時代の市町村合併特例法により現在の範囲で形成されている。令和 5 年 10 月 1 日現在の面積は 368.01 km²（国土地理院『全国都道府県市町村別面積調』）である。

◆図表 2-1-1 合併前の旧町の位置図



2. 位置・地勢

本町は島根県の斐伊川上流にあり、東は鳥取県に、南は広島県に接する県境に位置しており、東西方向に約 30km、南北方向に約 20km の広がりを示す。

本町の地形は、中国山地に連なる中山間地域にあり、中央を流下する斐伊川とその支流の流域に農地が開け、市街地や集落が散在している。標高は平坦部で概ね 200m から 400m、県境部の高所では 1,200m を超える峰が続き、約 1,000m の標高差がある。

◆図表 2-1-2 位置図



3. 気候

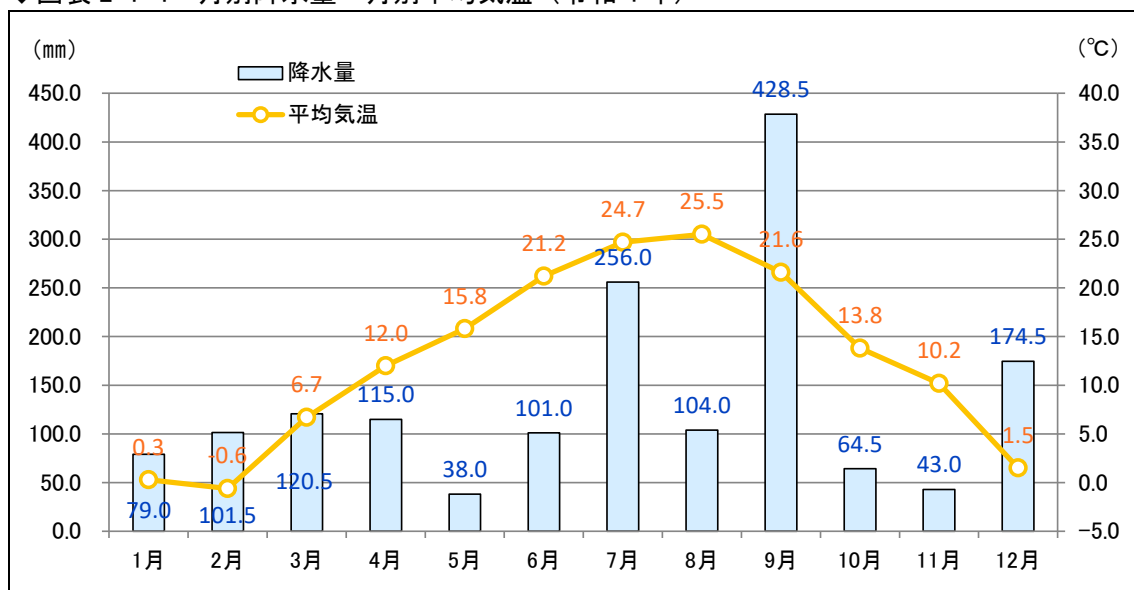
本町における近年の年間平均気温は12.8℃、平均降水量は1,616.6mmであり、山陰特有の低温多湿型気候で日照時間も短い。特に冬季は降水が多く、積雪もある。

◆図表 2-1-3 気象概要

観測所名		横田地域気象観測所				
区分 年月		気温(℃)			降水量 (mm)	積雪 (cm)
		平均	最高	最低		
平成 30 年		12.6	35.9	-13.0	1,873.5	396
令和元年		12.9	35.3	-5.8	1,197.0	104
令和2年		12.8	35.7	-6.0	1,617.0	277
令和3年		12.8	35.8	-9.2	1,770.0	416
令和4年		12.7	35.6	-9.1	1,625.5	456
	1 月	0.3	10.0	-6.6	79.0	135
	2 月	-0.6	11.7	-9.1	101.5	182
	3 月	6.7	22.5	-4.3	120.5	3
	4 月	12.0	29.2	-4.6	115.0	0
	5 月	15.8	30.9	0.5	38.0	0
	6 月	21.2	33.4	8.3	101.0	0
	7 月	24.7	35.6	18.1	256.0	0
	8 月	25.5	35.2	13.1	104.0	0
	9 月	21.6	32.8	10.4	428.5	0
	10 月	13.8	29.5	3.0	64.5	0
	11 月	10.2	22.4	-0.2	43.0	0
	12 月	1.5	14.4	-5.9	174.5	136
平成 30 年～令和4年平均		12.8	35.7	-8.6	1616.6	329.8

資料：気象庁ホームページ「気象観測（電子閲覧室）」

◆図表 2-1-4 月別降水量・月別平均気温（令和4年）



資料：気象庁ホームページ「気象観測（電子閲覧室）」

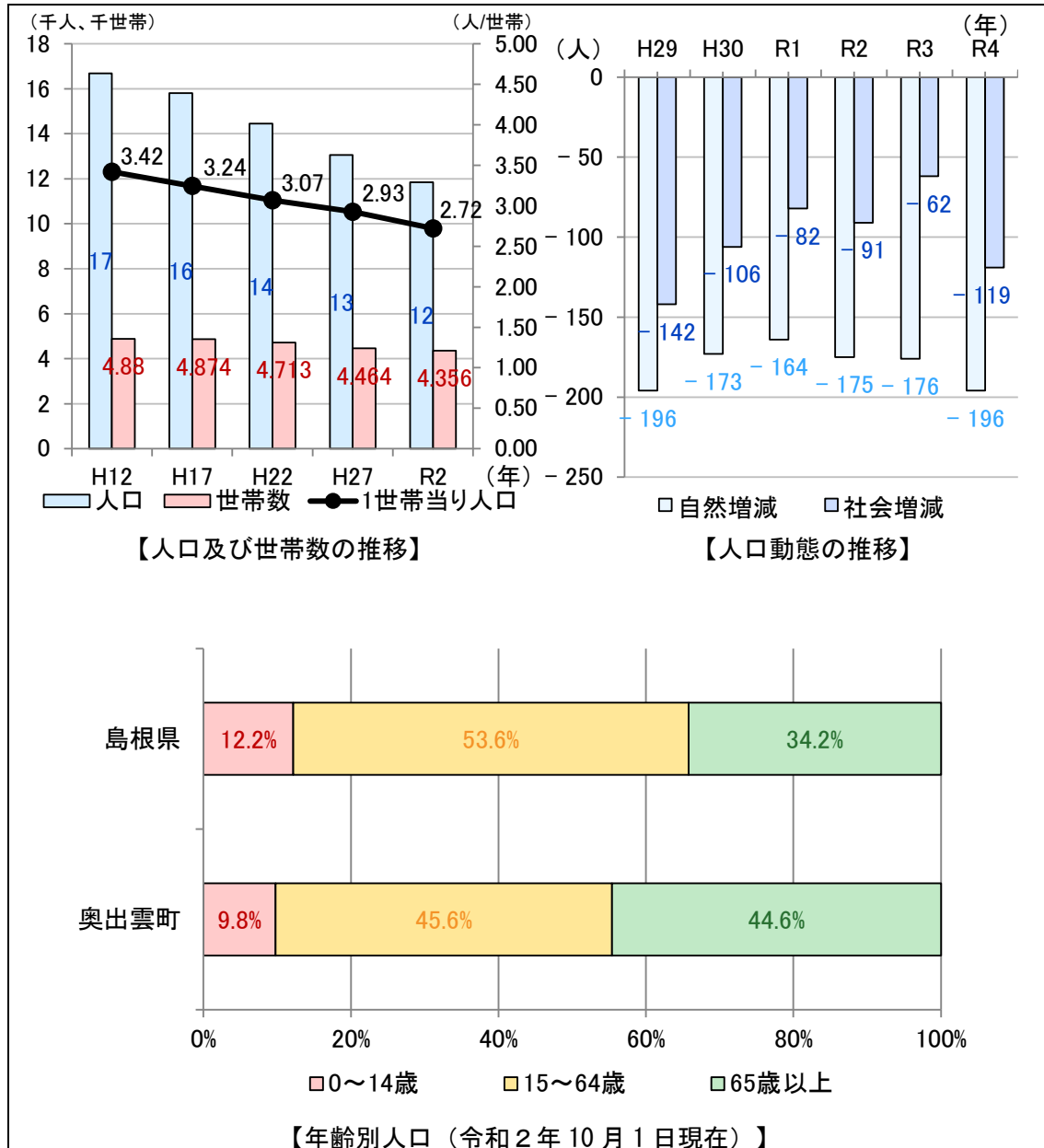
第2節 社会環境

1. 人口及び世帯数

本町の人口は、減少傾向が継続しており、令和2年10月1日現在で11,849人となっている。人口動態については、自然動態、社会動態ともにマイナスを示している。一方で世帯数は、緩やかな減少傾向を示しており、その結果、一世帯当たり人数は減少し、核家族化の傾向が見られる。

年齢別では、65歳以上の老人人口が40%強を占めている。また、令和2年の国勢調査で初めて15歳未満の若年人口が10%を下回り、島根県内でも高齢化が進行している地域となっている。

◆図表 2-2-1 本町の人口及び世帯数

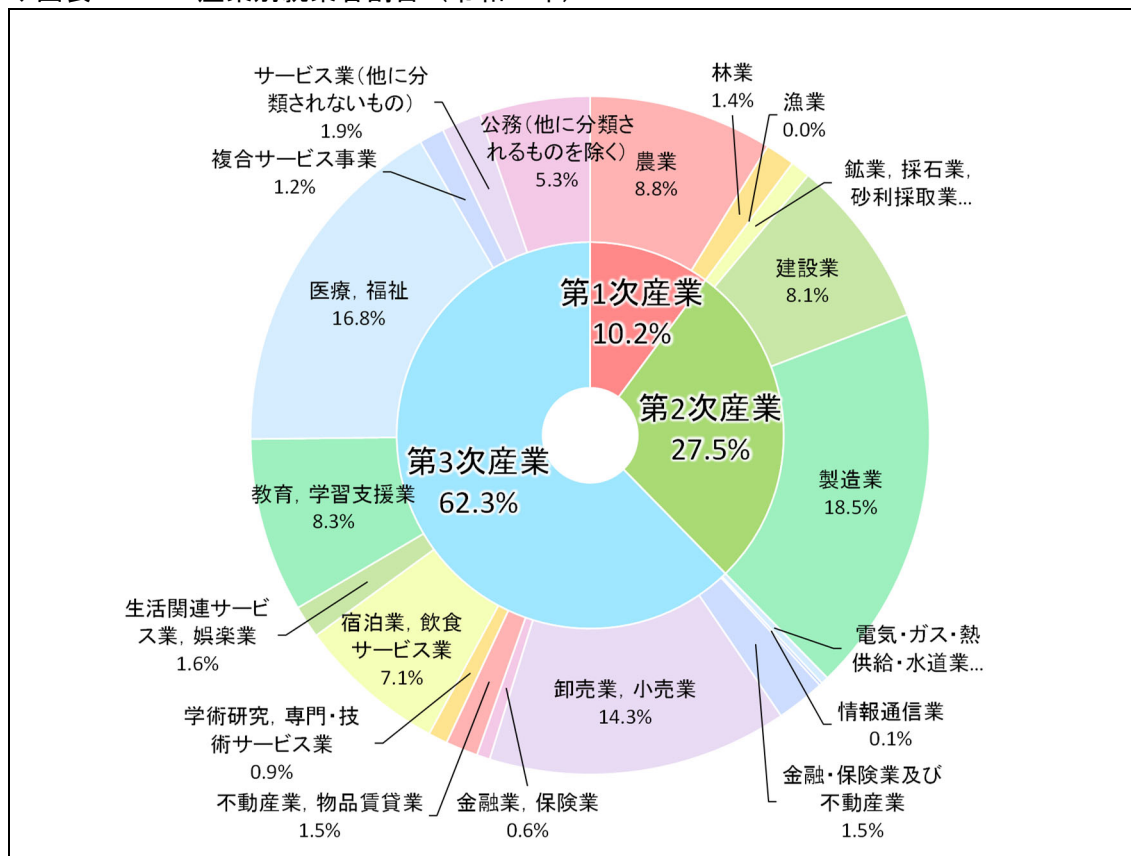


資料：総務省統計局「国勢調査報告」及び「島根県統計書」

2. 産 業

本町の産業別就業者割合は、第3次産業の割合が62.3%と最も多く、次いで第2次産業の27.5%、第1次産業の10.2%となっている。小分類別では、製造業（18.5%）、医療、福祉（16.8%）、卸売業、小売業（14.3%）が高い割合を示している。

◆図表 2-2-2 産業別就業者割合（令和3年）



資料：総務省統計局「経済センサス活動調査 R3」

3. 観 光

本町の観光客は、令和元年末からの新型コロナウイルス感染症の影響により減少した。令和3年以降増加傾向に推移しているものも、令和元年の観光客数に満たない状況である。令和4年における観光入込客は788,732人である。月別では、紅葉の見られる10月、11月に多い。

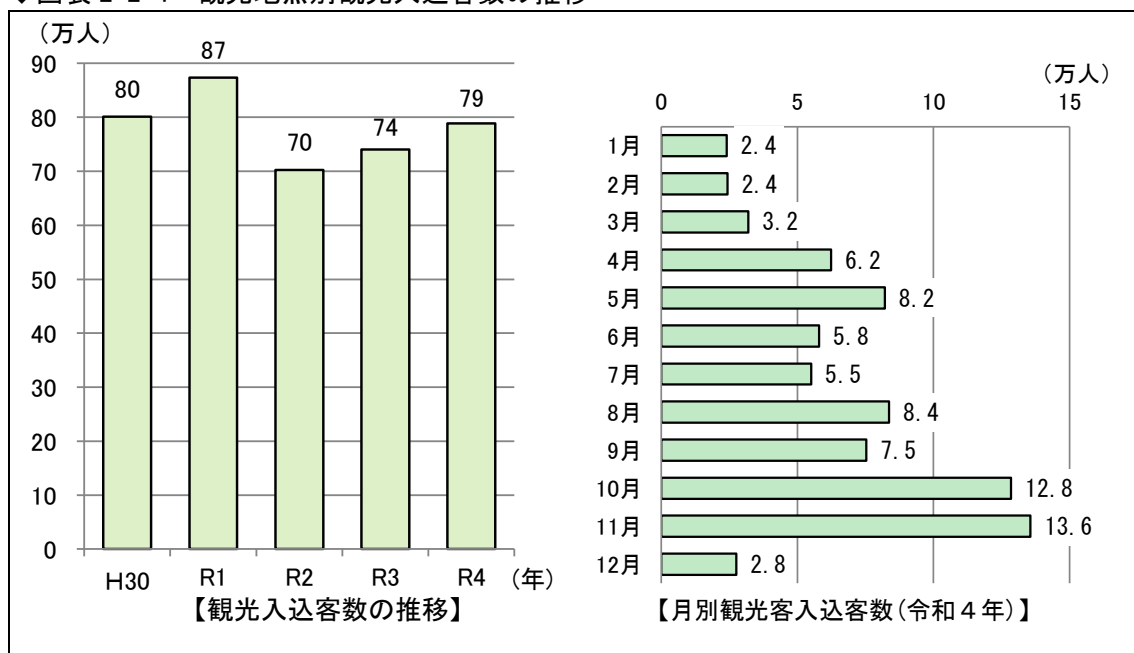
◆図表 2-2-3 観光客数

単位：人/年

観光施設名	H30	R1	R2	R3	R4
鬼の舌震	87,017	102,318	100,709	105,674	123,117
可部屋集成館	10,165	7,696	5,211	6,828	5,558
奥出雲多根自然博物館	17,665	21,159	18,519	26,291	22,723
玉峰山荘	111,796	115,110	74,013	69,458	71,663
道の駅酒蔵奥出雲交流館	120,420	120,516	93,149	89,055	92,825
絲原記念館	22,940	18,840	10,396	10,243	11,561
奥出雲たたらと刀剣館	8,745	8,374	10,189	8,087	7,912
三井野原スキー場	3,043	2,366	229	2,192	0
道の駅おろちループ	127,212	147,915	139,776	152,625	171,357
交流館「三国」	6,945	9,259	7,583	9,198	10,949
ヴィラ船通山斐乃上荘	37,627	36,022	23,518	21,882	24,663
三成愛宕祭	22,000	22,000	0	1,007	1,000
船通山	13,837	16,198	12,967	16,512	19,500
延命水	116,372	137,594	140,600	149,716	160,164
新そばまつり	15,632	18,996	0	—	—
佐白温泉 長者の湯	53,310	56,540	42,033	35,967	31,428
トロッコ列車「奥出雲おろち号」	6,687	7,579	3,176	5,838	14,312
金言寺大イチョウ	20,000	25,000	20,000	30,000	20,000
合計	801,413	873,482	702,068	740,573	788,732

資料：島根県「島根県観光動態調査結果」

◆図表 2-2-4 観光地点別観光入込客数の推移



資料：島根県「島根県観光動態調査結果」

第3節 都市環境

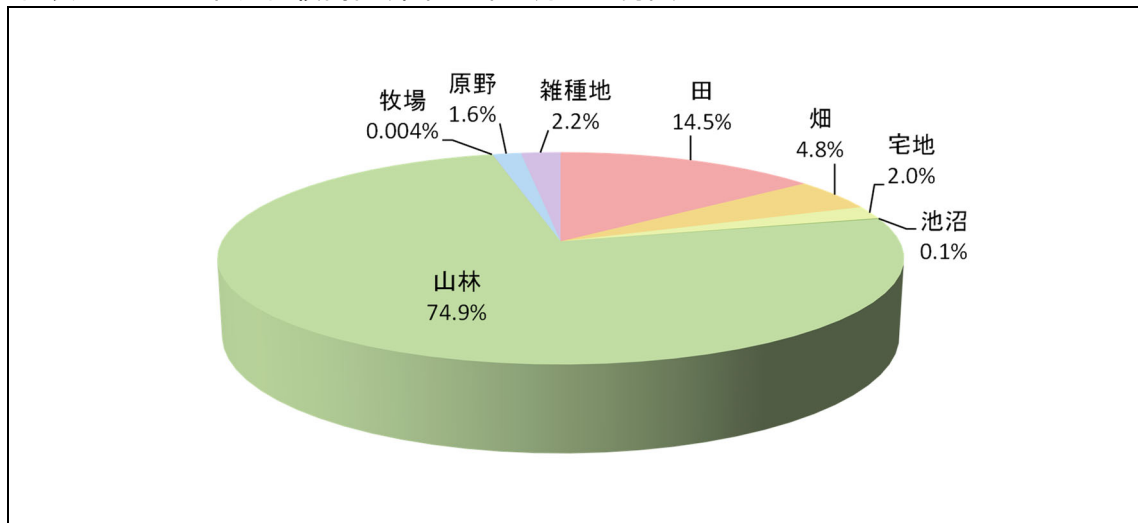
1. 土地利用状況(民有地)

本町は、山間部に位置することから山林が7割強を占め、田の14.5%、畑の4.9%以外は3%未満である。

◆図表 2-3-1 地目別面積(令和4年1月1日現在)

地目	面積(10a)	割合
田	23,795	14.5%
畑	7,940	4.8%
宅地	3,217	2.0%
鉱泉地	0	0%
池沼	174	0.1%
山林	123,032	74.9%
牧場	7	0.004%
原野	2,581	1.6%
雑種地	3,582	2.2%
合計	164,329	100.0%

◆図表 2-3-2 地目別面積割合(令和4年1月1日現在)



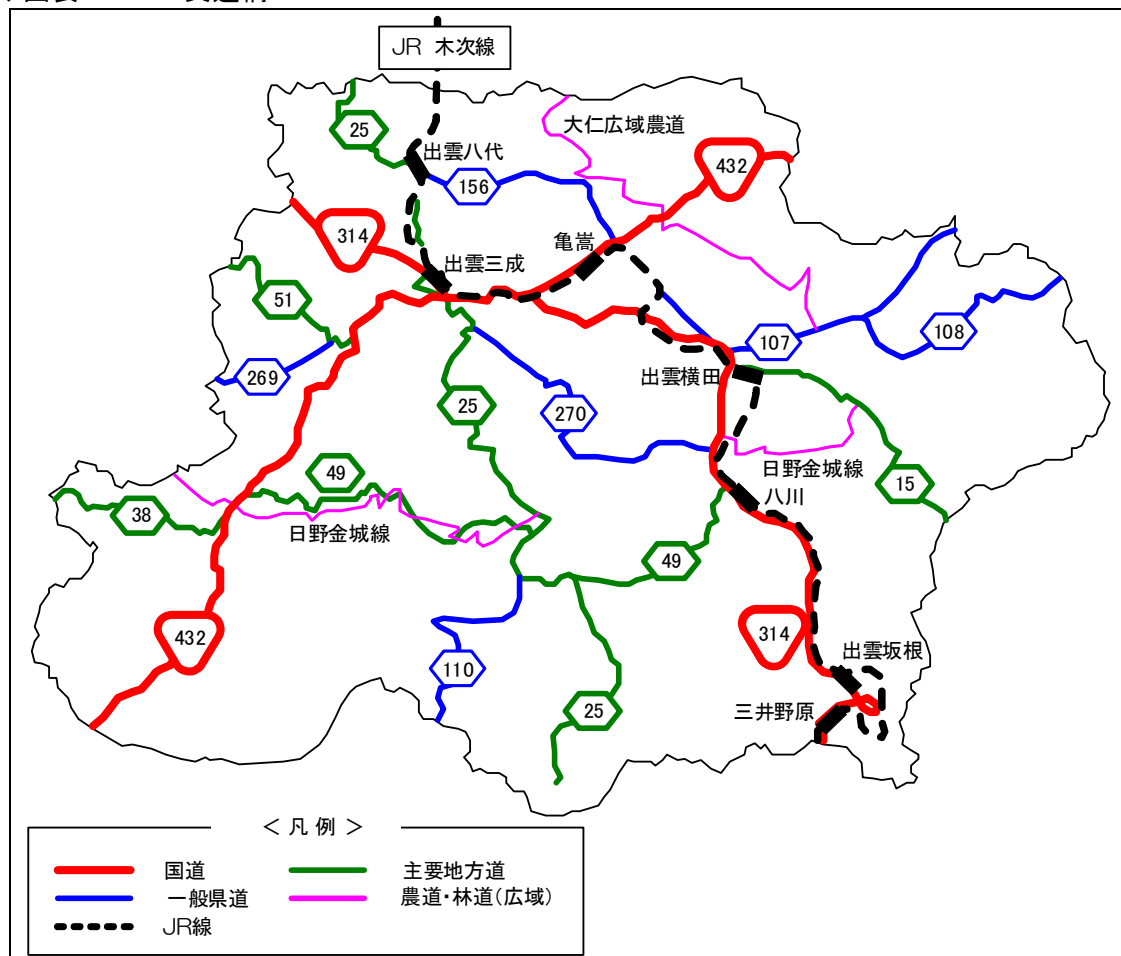
資料：島根県「島根県統計書」

2. 道路整備の状況

本町の道路網は、国道や主要地方道、J R木次線が縦断しており、山陰・山陽を結んでいる。国道 314 号においては、平成 4 年 4 月に二重ループ橋が開通し、山陽方面への交通の便が大幅に向上した。また、国道 432 号は、山陽と松江を結ぶ主要な道路として位置付けられて、平成 13 年 11 月に県境から三成地内まですべて二車線に改良された。

その結果、交通量が大幅に増加し、交流、観光面等で大きな効果が現れている。

◆図表 2-3-3 交通網



資料：奥出雲町「新町建設計画」

◆図表 2-3-4 道路整備の状況(令和 4 年 4 月 1 日)

	実延長	改良済延長	改良率	舗装延長	舗装率
国道	56km	56km	100.0%	56km	100.0%
県道	111km	78km	70.8%	109km	98.3%
町道	548km	342m	62.4%	390km	71.3%
計	714km	476km	66.7%	555km	77.7%

資料：島根県「島根県統計書」

3. 水道

本町における水道(簡易水道・専用水道)の普及率は98.7%である。

◆図表 2-3-5 水道の普及状況(令和4年3月31日現在)

計画給水人口	給水人口	普及率
11,366 人	11,208 人	98.7%

資料：島根県「島根県統計書」

4. 污水处理施設整備状況

本町の污水处理は公共下水道、集落排水処理施設および合併処理浄化槽人口により行われており、その普及率は93.7%である。

◆図表 2-3-6 污水处理施設整備計画(令和4年3月31日現在)

行政区域内人口	污水处理人口	普及率
11,430 人	10,711 人	93.7%

資料：島根県「令和4年度末污水处理人口普及状況(市町村別)」

第3章 ごみ処理の現状と課題

第1節 ごみ処理の現状

1. ごみの分別

家庭から排出されるごみの分別区分は、①燃やせるごみ、②空き缶、③空きびん、④ペットボトル、⑤プラスチック製容器包装、⑥不燃ごみ（金属・陶器・ガラス・小型家電）、⑦有害ごみ（蛍光灯、乾電池類）、⑧持ち込みするごみ（粗大ごみ、水銀使用製品、乾電池類、古紙類）の8種のごみに、処理しないごみを加えて9種の区分としている。水銀使用製品は仁多庁舎（町民課）、横田庁舎（税務課）の回収ボックスへの持ち込みとしている。古紙類や古着については本町では分別収集をしていないが、地域において集団回収が行われている。処理できないごみは、専門の処理業者又は販売店などによる引き取りを原則としている。なお、事業所から排出される一般廃棄物については、家庭ごみに準拠した分別区分としている。

◆図表 3-1-1 家庭ごみの分別区分

分別種類		具体的な品目	
①燃やせるごみ		台所ごみ(生ごみ、調理くず、残飯など)、皮製品、布製品、紙おむつ、ゴム製品、プラスチック製品(プラマークがないもの)、紙類、木製品(太さ1cm未満、長さ40cm未満)、汚れた資源ごみ(プラスチック類、ペットボトル)、天ぷら油等	
資源ごみ	②空き缶	飲用缶(アルミ缶、スチール缶)、スプレー缶	 が目印
	③空きびん	飲食物のびん、化粧品のびん、家庭常備薬のびん	
	④ペットボトル	飲料物等の容器、調味料等の容器(例:炭酸飲料・果実飲料・お茶・ミネラルウォーター・スポーツドリンクなどの容器、醤油・日本酒・焼酎・みりんの容器等)	 が目印
	⑤プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装類(商品を入れるためのプラやビニール製の容器や包装のこと) (例:商品の包装フィルム、食品等の容器(たまごパック、豆腐のパック等)、シャンプー洗剤等の容器、ペットボトル等のふたやラベル、レジ袋、家電製品等の緩衝材等)	 が目印
⑥不燃ごみ (金属・陶器・ガラス・小型家電)		金属類(針金等は15cm以内に切断)、小型家電(小型電気器具類)、陶器類、ガラス類(ガラス製の商品、窓ガラス、耐熱ガラス、乳白色のびん等)、ライター、割れた蛍光灯、充電式電池	
⑦有害ごみ (蛍光灯、乾電池類)		蛍光灯(割れていないもの) 乾電池、ボタン電池、コイン型リチウム電池	
⑧持ち込みするごみ		多量の可燃ごみ、布団(1枚ずつひもでしぼる) 粗大ごみ(ごみ袋に入らない可燃、不燃) (例:タンス、こたつ、衣装ケース、物干し竿、畳、じゅうたん、灯油タンク等) 多量の資源・不燃・有害ごみ 水銀使用製品: 水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計 乾電池類: 乾電池、ボタン電池、コイン型リチウム電池 古紙類: 新聞、段ボール、雑誌、牛乳パック、シュレッダー紙、古着、布類	
[条件付受付]		<u>破砕処理物</u> (木材[1m程度]、ベニヤ板[1m×60cm程度]、トタン[1m×60cm程度]、ボード、物干し竿、パイプ、雨どいほか) <u>資源化又は直接埋立物</u> (鋼鉄・鋳鉄製品[鋏・ナタ・金鋤・スパナ等工具類・ハンマー・剣山・アイロン等]・金属塊・粒状の製品[屑]他) <u>直接埋立物</u> (石材[5cm程度]・畳・瓦[1/4程度]・ジュータン・覆土・シート保護利用材・焼却灰)	
⑨処理できないごみ		PCB使用部品、集じん灰、廃水銀、感染性医療系廃棄物、家電リサイクル法適用物(テレビ、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫、エアコン)、パソコン、産業廃棄物、その他本町で指定する処理困難物(伐採木、間伐材、コンクリートがら、LPガスボンベ、消火器、塗料・油缶、農機具、農業用ビニール・プラ類、建築廃材、大型金庫ほか図表1-3-2に記載するごみ)	

2. 収集体制

燃やせるごみ及び資源ごみ、不燃ごみ、有害ごみは排出場所を分別収集ステーションとしており、乾電池類は分別収集ステーションに加えて公民館や役場に設置している回収ボックスへの排出も可能としている。収集については、分別収集ステーションに排出されたごみは委託収集、回収ボックスに町民が各自で排出したごみは本町の直営にて収集している。本町では指定袋制度を導入しており、粗大ごみ以外は指定袋に入れて排出することとしている。なお、空き缶と空きびんは別区分としているが同じ指定袋を使用しているの収集としており、別日に収集している。不燃ごみと有害ごみについても同様である。

◆図表 3-1-2 収集体制

ごみ種類		収集頻度	ごみの出し方	ごみ出しの場所	収集方法
燃やせるごみ		週2回	指定袋 (白地に水色)	各地区で決められた 分別収集ステーション	委託収集
資源ごみ	空き缶	月1回	指定袋 (青色)		
	空きびん	月1回	指定袋 (青色)		
	ペットボトル	月1回	指定袋 (緑色)		
	プラスチック製容器包装	月1回	指定袋 (黄色)		
不燃ごみ (金属・陶器・ガラス・小型家電)		月1回	指定袋 (赤色)		
有害ごみ	蛍光灯	年1～4回	指定袋 (赤色)		
	乾電池類	年1～4回	指定袋 (赤色)		
持込 する ごみ	多量の可燃ごみ	平日:9～12時、13～16時 土曜日:9～11時 ※日曜日、祝日、お盆、年末 年始を除く	収集ごみと同様に分別 して持参	仁多可燃物処理センター	各自で持参 (直営収集)
	粗大ごみ 多量の資源・不燃・有害ごみ			仁多クリーンセンター	
	水銀使用製品	平日:8時30分～17時15分	割れないように 持参	回収ボックス(仁多庁舎(町民 課)、横田庁舎(税務課))	
	乾電池類	平日:8時30分～17時15分	—	回収ボックス(仁多庁舎入口、横田 庁舎入口、各地区公民館に設置)	
	古紙類、古着、布類	平日:9～12時、13～16時 土曜日:9～11時 ※日曜日、祝日、お盆、年末 年始を除く	古紙類:ひもでしばる シュレッダー紙:透明袋 古布・布類:大きいもの や薄いものはひもでしば る。小さいものは透明袋 に入れる。	仁多可燃物処理センター	
回収 団		月1回 (1、2月除く)		各地区で決められた 集団回収指定場所	集団回収

本町のごみ指定袋



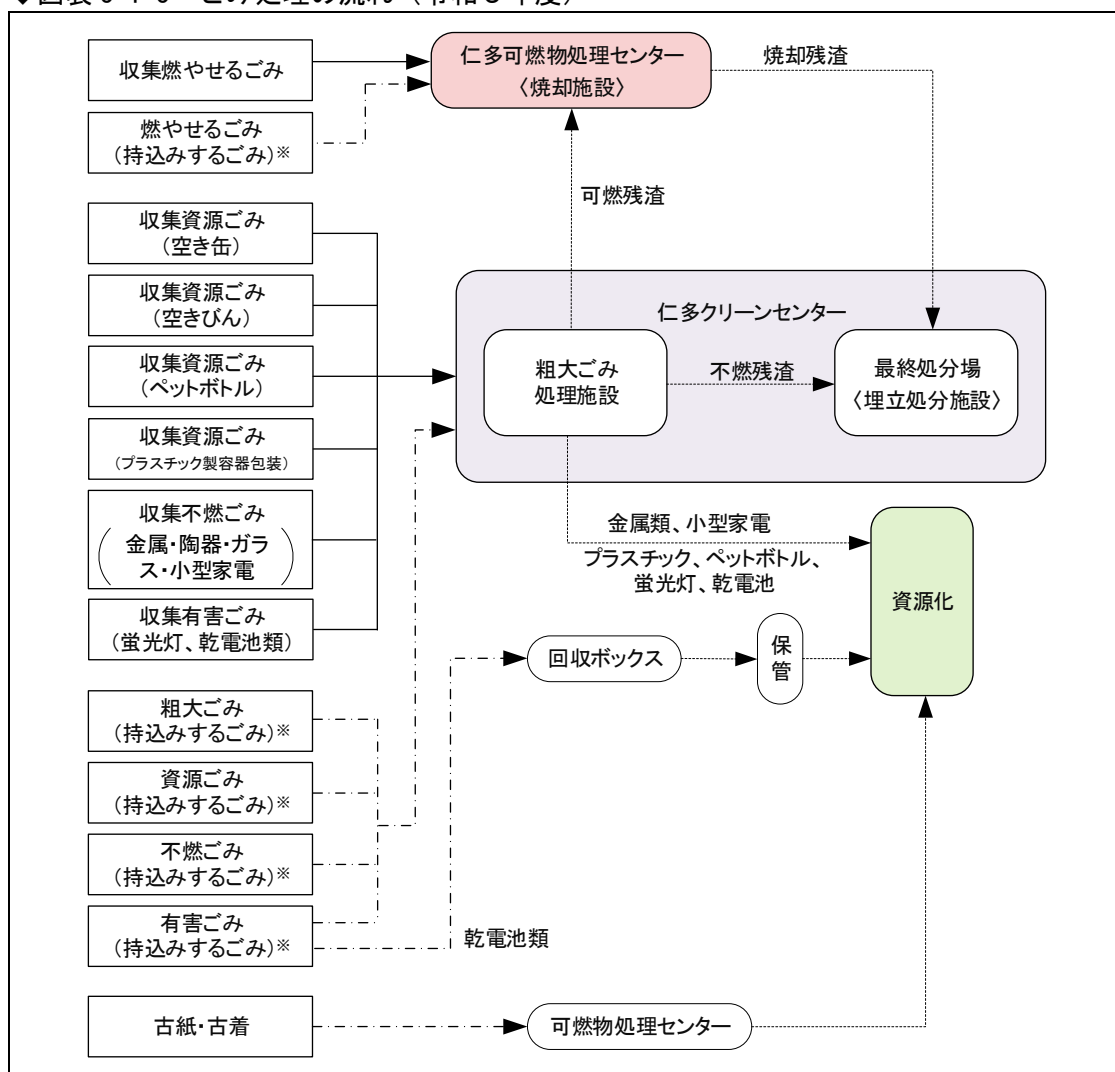
3. 中間処理・最終処分

(1) ごみ処理の方法と流れ

本町から排出されるごみの処理は、図表 3-1-3 に示すとおりである。

燃やせるごみは、仁多可燃物処理センターで焼却処理による減量を行い、焼却残渣は仁多クリーンセンター最終処分場にて埋立処分している。資源ごみ4種及び不燃ごみ、有害ごみ、粗大ごみは、仁多クリーンセンター粗大ごみ処理施設にて選別または破碎選別処理を行っている。ペットボトル及びプラスチック類は異物選別後に圧縮処理、空き缶は金属類を選別し圧縮処理、空きびんは金属を選別し、資源物として民間業者へ引き渡している。不燃ごみ及び粗大ごみは金属類、可燃物、不燃物等を選別しており、選別後の金属類やプラスチック類は資源物として民間業者へ引き渡している。蛍光灯及び乾電池類は保管後に、古紙類・古布は直接民間業者へ引き渡している。仁多クリーンセンターで発生した不燃残渣は同施設内の最終処分場にて埋立、可燃残渣は仁多可燃物処理センターで燃やせるごみとともに焼却処理している。

◆図表 3-1-3 ごみ処理の流れ（令和5年度）



(2) ごみ処理施設

本町管内から排出されるごみを処理・処分する施設の概要は図表 3-1-4～6、各施設の位置は図表 3-1-7 に示すとおりである。いずれも本町が管理・運営する施設である。

仁多可燃物処理センターは、施設老朽対策及びダイオキシン類対策として、平成 12 年から平成 14 年度の 3 ヶ年で基幹改良工事を実施している。

また、仁多クリーンセンター最終処分場は、平成 22 年度から平成 23 年度にかけて嵩上げ工事をしており、埋立容量の増設をしている。

◆図表 3-1-4 施設の概要（ごみ焼却施設）

施設名	仁多可燃物処理センター
所在地	島根県仁多郡奥出雲町三成 1392 番地
竣工年月	昭和 56 年 9 月 平成 14 年 11 月(基幹改良)
処理能力	20t/日(10t/8h×2 基)
処理方式	機械化バッチ燃焼式

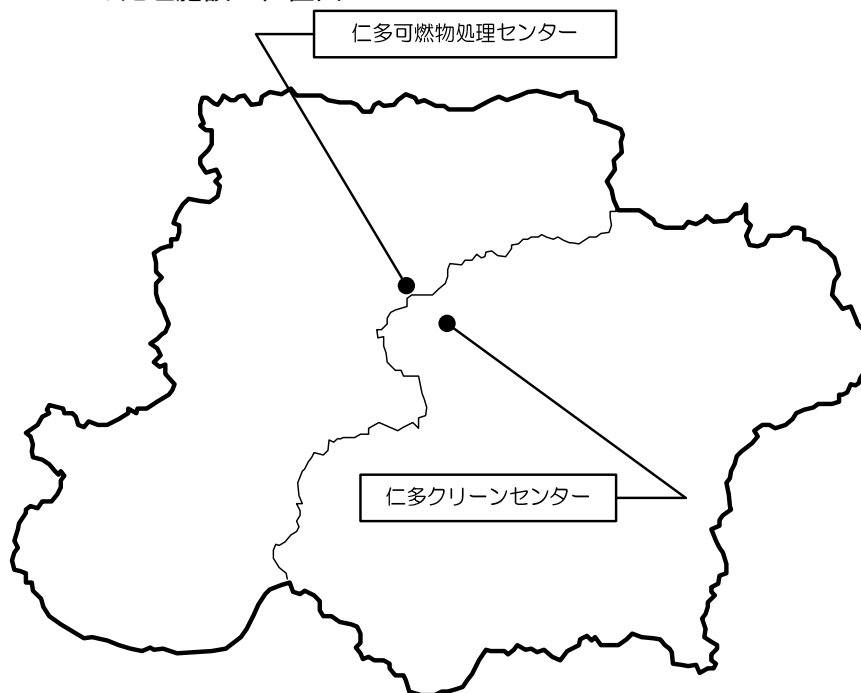
◆図表 3-1-5 施設の概要（粗大ごみ処理施設）

施設名	仁多クリーンセンター 粗大ごみ処理施設
所在地	島根県仁多郡奥出雲町横田 1539 番地 6
竣工年月	平成 11 年 4 月
処理能力	7t/日
処理方式	破碎・選別・圧縮
処理フロー	

◆図表 3-1-6 施設の概要（埋立処分地施設）

施設名		仁多クリーンセンター 最終処分場
所在地		島根県仁多郡奥出雲町横田 1539 番地 6
埋立面積		6,300m ² （当初:6,190m ² ）
埋立容量		61,800m ³ （当初:31,360m ³ ）
処理対象物		焼却処理後の残渣、破碎処理後の不燃物
竣工年月		平成 11 年4月 平成 23 年5月（嵩上工事）
浸出水処理施設	処理方式	生物処理＋凝集沈殿処理＋高温処理＋消毒処理
	処理能力	20m ³ /日（調整池 700m ³ ）

◆図表 3-1-7 ごみ処理施設の位置図



(3) 一般廃棄物処理業の許可業者

本町から排出される廃棄物のうち、伐採木・間伐材については、一般廃棄物処理許可業者の施設を活用し、リサイクルを推進している。町内の一般廃棄物処理の許可業者は図表 3-1-8 のとおりである。

◆図表 3-1-8 町内の一般廃棄物処理業許可業者（令和 5 年 3 月現在）

業者名	事務所所在地	事業の用に供する 施設所在地	取扱品目
仁多郡 森林組合	奥出雲町三成 444 番地 2	奥出雲町亀嵩 2568 番地 1	伐採木・間伐材

4. ごみ処理手数料

本町では、平成 23 年度まで一世帯当たり 350 円/月のごみ収集手数料を徴収していたが、平成 24 年 4 月 1 日に指定袋の改定とともに従量制のごみ処理有料化を開始し、処理手数料は指定袋の料金に上乗せすることで徴収している。なお、ごみ処理手数料は、消費税率の引き上げに伴う変更を行っている。

◆図表 3-1-9 処理手数料（令和 5 年 3 月現在：税込）

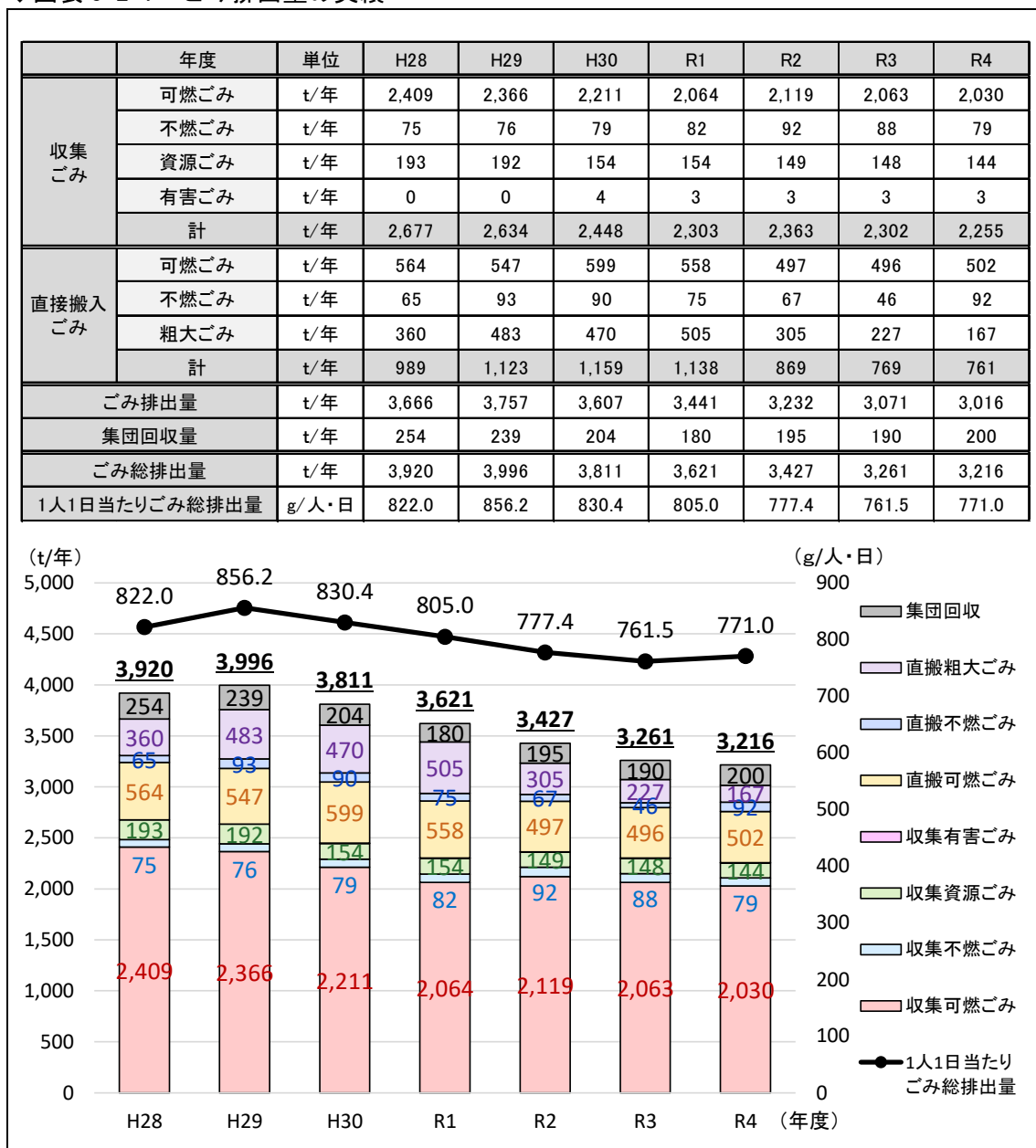
指定袋料金		直接搬入手数料	
大袋(45L)	小袋(20L)	家庭系	事業系
470 円/10 枚	260 円/10 枚	629 円/500kg 500kg 増す毎に 629 円追加	3,143 円/500kg 500kg 増す毎に 3,143 円追加

第2節 ごみ排出量及び処理量の実績

1. ごみの排出量の実績

本町の年間ごみ総排出量は、平成29年度以降は減少傾向となっており、1人1日当たりのごみ総排出量も減少傾向にある。令和4年度実績では、5年間でおよそ85グラムの減少となっており、町民1人1日当たりのごみ総排出量は771.0グラムであった。年間ごみ総排出量は5年間で780トン減少し、3,216トンであった。

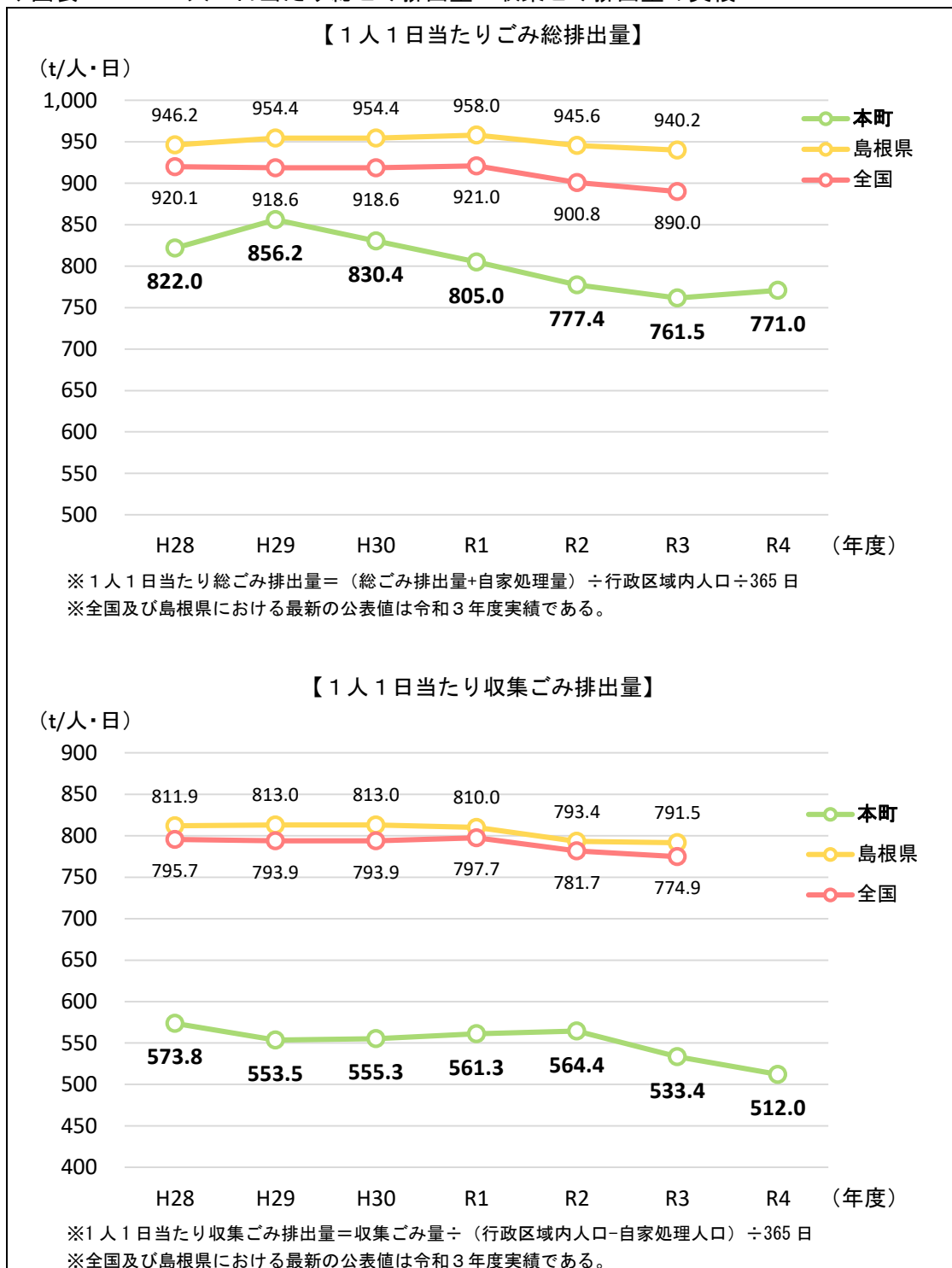
◆図表 3-2-1 ごみ排出量の実績



本町の1人1日当たり総ごみ排出量は、全国平均及び島根県平均よりも少ない値で推移している。平成29年度以降は大きく減少傾向にある。

収集ごみの1人1日当たりごみ排出量は、令和2年度までは横ばい傾向であったが、以降は減少傾向にある。また、全国平均及び島根県平均との比較では大幅に少ない。

◆図表 3-2-2 1人1日当たり総ごみ排出量・収集ごみ排出量の実績

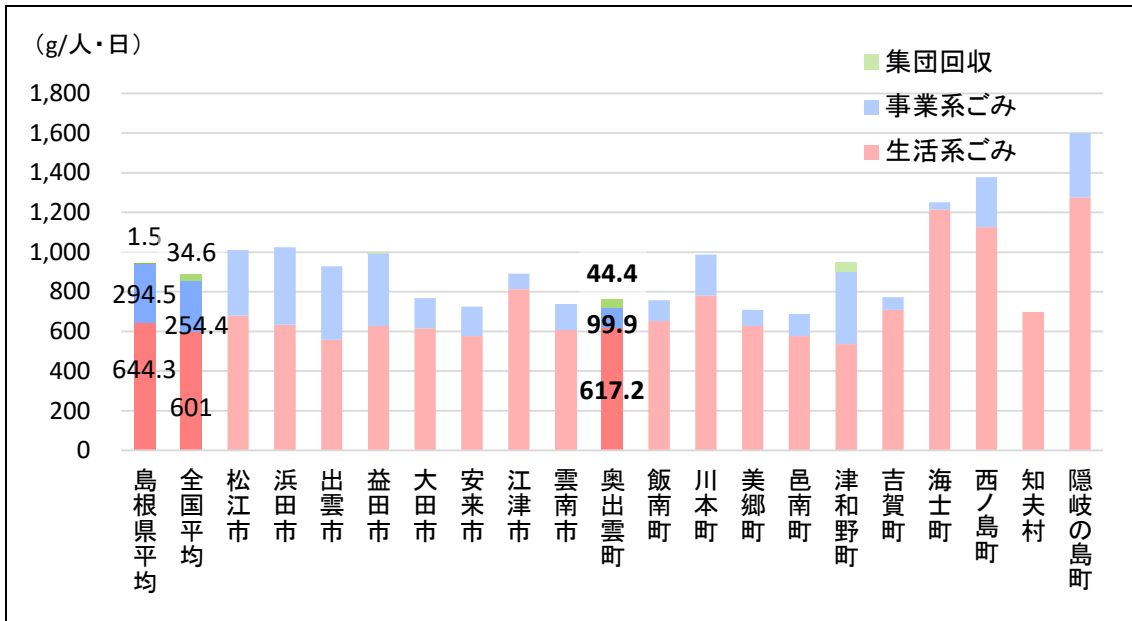


資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」

令和3年度における、本町のごみ総排出量（生活系ごみ+事業系ごみ+集団回収）の1人1日当たり排出量と島根県内の各自治体の値を比較した。

本町の1人1日当たり排出量は、生活系ごみ及び事業系ごみ、ごみ総排出量で島根県平均より低く、県内19自治体中7位である。また他自治体と同様に生活系ごみの割合が高い傾向にある。

◆図表 3-2-3 1人1日当たりごみ総排出量の比較（令和3年度）



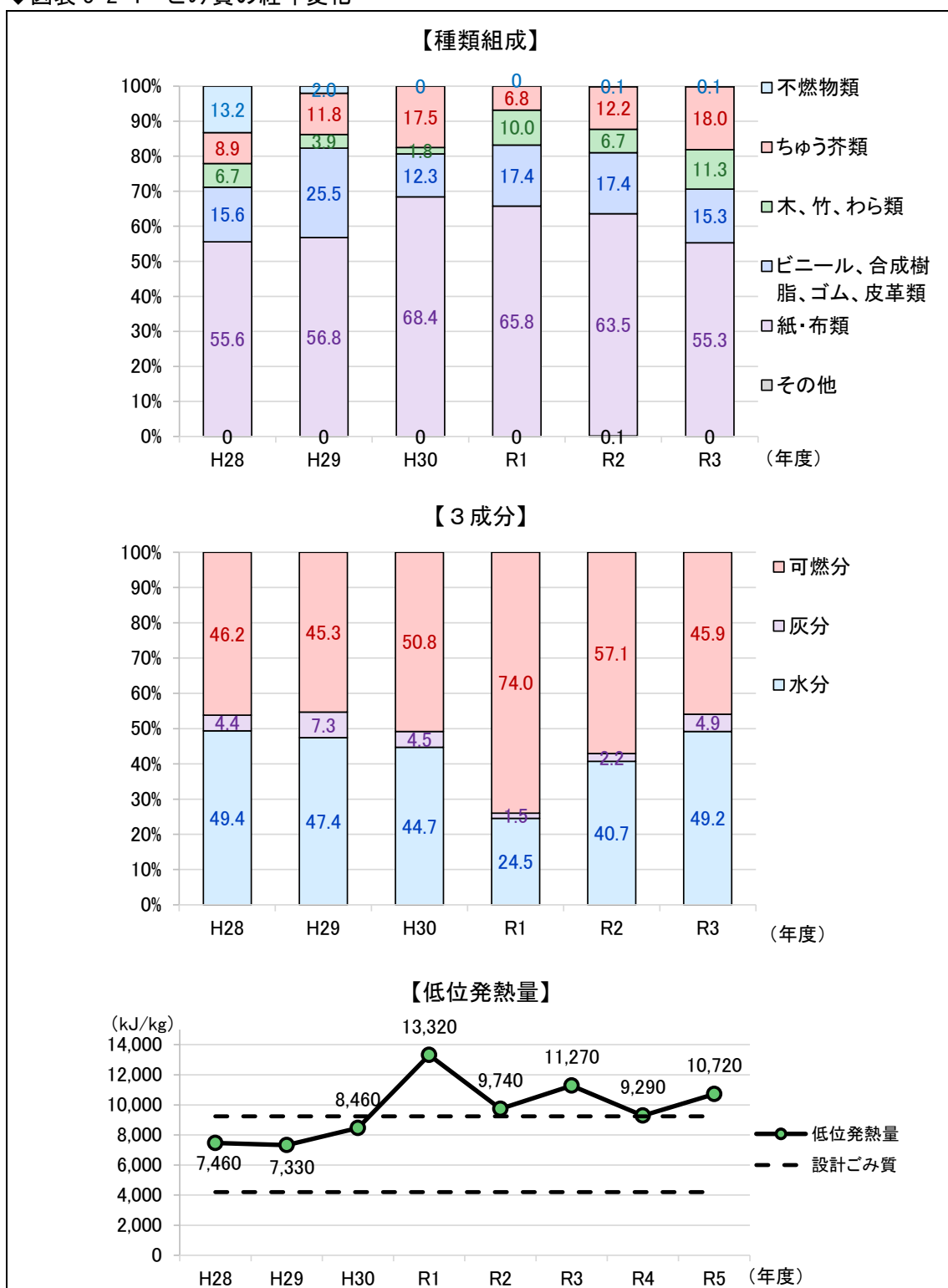
資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」

2. ごみの性状

本町から排出される可燃ごみの性状については、仁多可燃物処理センターで実施している組成調査結果を整理した。

3成分では、水分が概ね40%程度を占めており、種類組成では、紙、布類が最も多く、ちゅう芥類の割合が少ない。ごみ低位発熱量は概ね10,000kJ/kg程度で推移している。

◆図表 3-2-4 ごみ質の経年変化



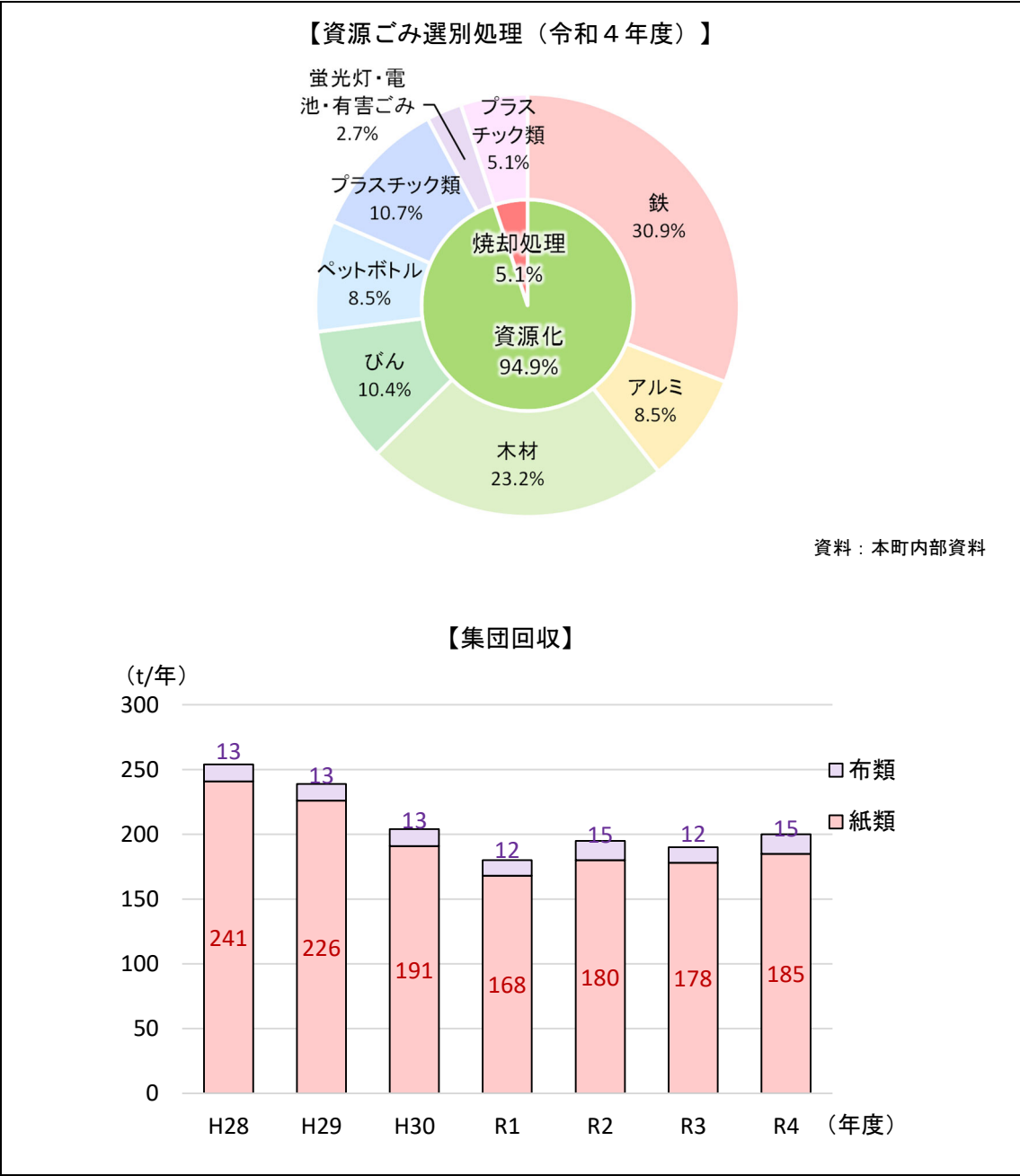
資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」

一方、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ、有害ごみは、仁多クリーンセンター（粗大ごみ処理施設）での処理内訳を基に整理した。また、集団回収している資源ごみについてもここで扱うこととした。

仁多クリーンセンターで選別処理されている資源ごみの処理内訳は、鉄が30.9%と最も多く、次いで、木材が23.2%、プラスチック類が10.7%と続いている。なお、選別後に焼却処理されているプラスチック類は5.1%である。

集団回収されている古紙・古布の処理内訳は、紙類が大半である。平成27年度から令和元年度にかけて紙類の集団回収量が大きく減少しており、以降は微増の傾向にある。

◆図表 3-2-5 仁多クリーンセンター(粗大ごみ処理施設) 処理後の搬出物割合



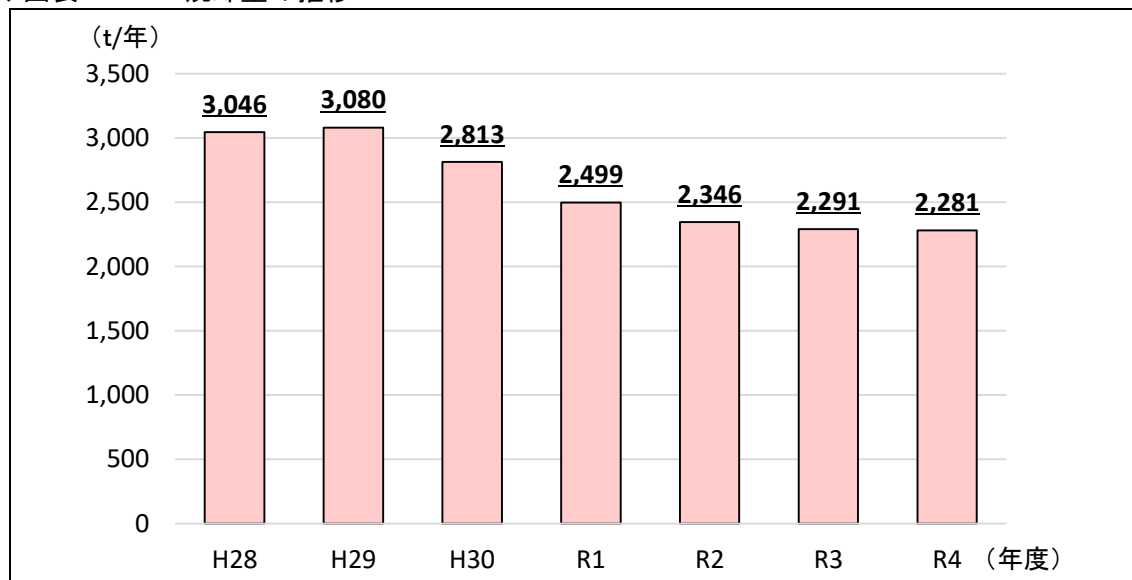
資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」

3. ごみの処理量の実績

(1) ごみ焼却量

本町の可燃物は、仁多可燃物処理センターで焼却処理を行っている。平成 29 年度以降は減少傾向で推移しており、令和 4 年度は、2,281 t である。

◆図表 3-2-6 焼却量の推移

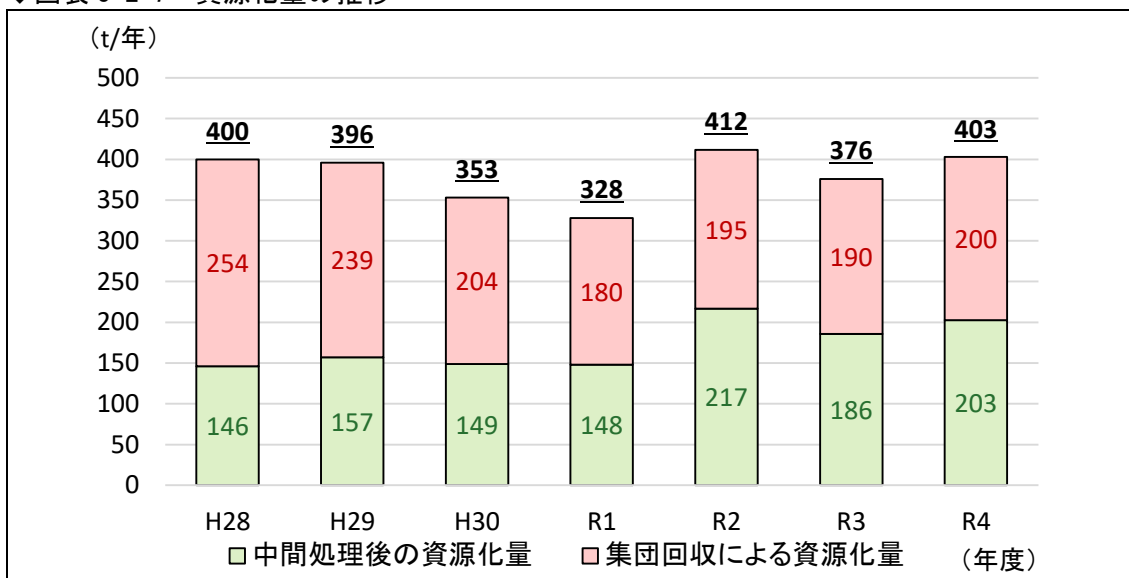


資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」及び本町内部資料「搬入搬出集計表」

(2) 資源化量

本町の空き缶、空きびん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、金属類・小型家電、蛍光灯・乾電池類、古紙、古着・布類は、中間処理及び集団回収により資源化を図っている。これらの資源化量は、令和元年までは減少傾向であったが、令和 2 年度に増加に転じ、令和 4 年度は、403 t である。

◆図表 3-2-7 資源化量の推移

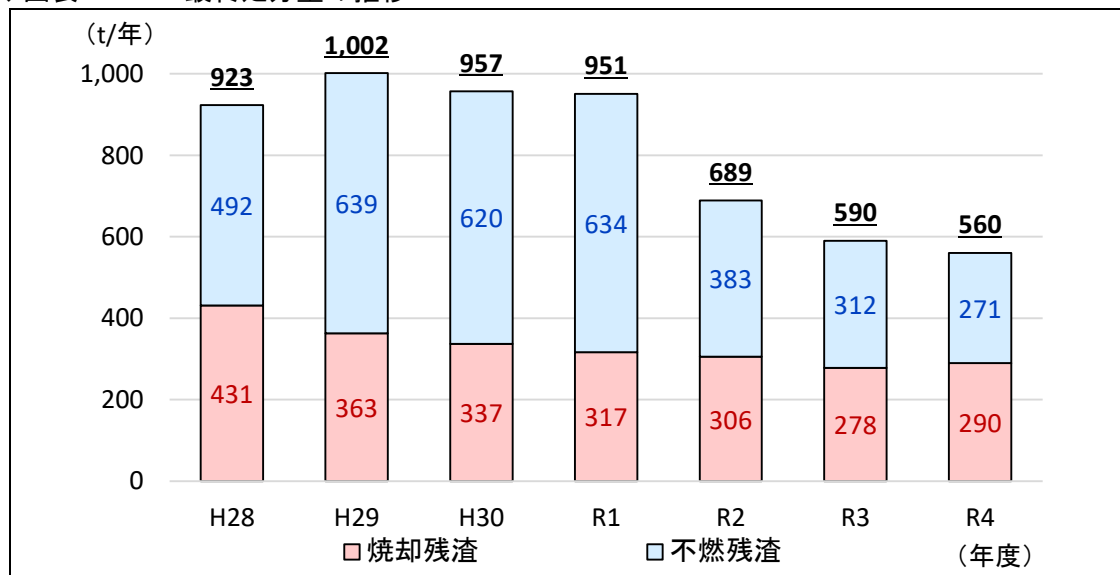


資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」及び本町内部資料「搬入搬出集計表」

(3) 最終処分量

本町の最終処分物は、可燃物処理施設から発生する焼却残渣と粗大ごみ処理施設における不燃残渣である。最終処分量は近年、減少傾向で推移しており、特に令和2年度以降は大きく減少している。

◆図表 3-2-8 最終処分量の推移



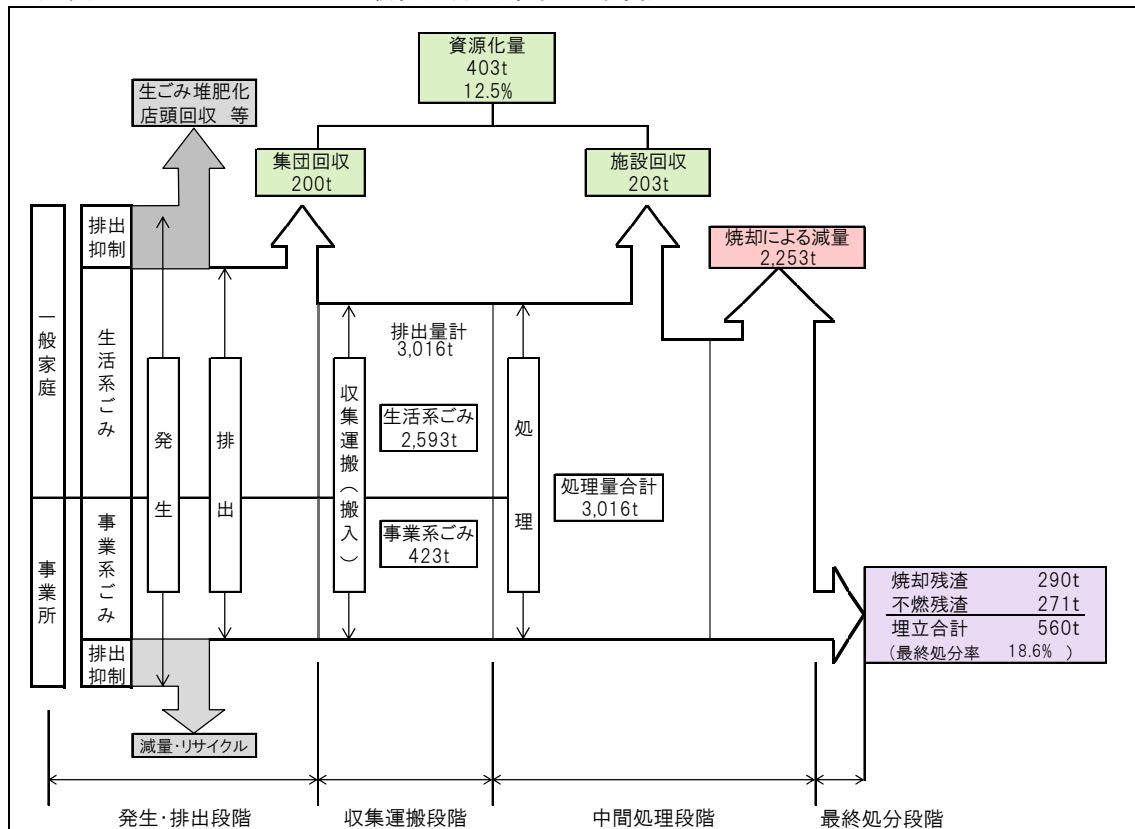
資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」及び本町内部資料「搬入搬出集計表」

(4) リサイクルと最終処分

本町では、空き缶、ペットボトル及びプラスチック類の分別収集や処理施設での資源回収によるごみのリサイクルを行っている。令和4年度の資源化量は町民主体で行われている古紙・古着の集団回収を含め 403t/年で、リサイクル率は 12.5%であった。一方最終処分量は、燃やせるごみの焼却残渣及び粗大ごみ処理施設からの不燃残渣であり、令和4年度の最終処分量は 560t/年で、最終処分率は 18.6%であった。

令和3年度における本町のリサイクル率は、島根県平均と比べて 6.1 ポイント、全国平均と比べて 6.5 ポイント低く、最終処分率ではそれぞれ 10.2 ポイント、10.5 ポイント高い結果となった。本町においては、資源物の回収が不十分で最終処分量が多く、リサイクルが進んでいない状況にあると言える。

◆図表 3-2-9 リサイクルと最終処分（令和4年度）



【リサイクル率・最終処分率】

	リサイクル率※1 【資源化量÷総ごみ排出量】	最終処分率※2 【最終処分量÷ごみ排出量】
本町（令和3年度/令和4年度）	11.5% / 12.5%	19.2% / 18.6%
島根県平均（令和3年度）	17.6%	9.0%
全国平均（令和3年度）	18.0%	8.7%

※1. リサイクル率＝（資源化量＋集団回収量）÷ごみ総排出量×100

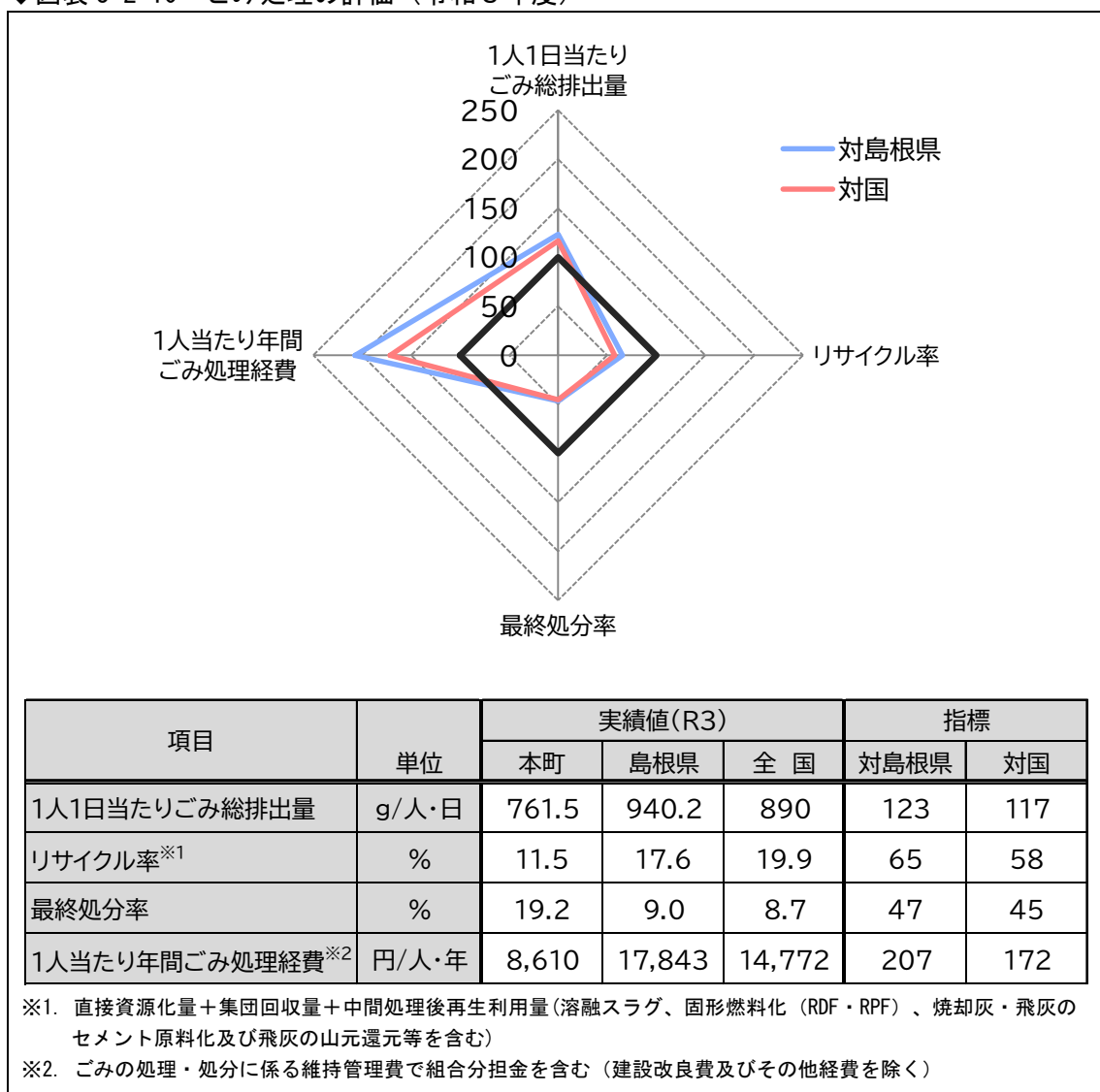
※2. 最終処分率＝最終処分量÷ごみ排出量×100

資料：全国・島根県「一般廃棄物処理実態調査」

4. ごみ処理の評価

以下に示すレーダーチャートは、本町の実績値と島根県及び全国の実績値を比較し、島根県及び全国の実績値をそれぞれ100としたときの本町の評価を表している。数値が大きくなるほど良好な結果となっており、本町は「1人当たり年間ごみ処理経費」及び「1人1日当たりごみ総排出量」の2項目が島根県及び全国と比較して評価が高い状況にある。対して「資源化率」及び「最終処分率」では評価が低い現状にあり、ごみの資源化促進による資源化率の向上、ごみの排出抑制による最終処分率の削減を図っていく必要がある。

◆図表 3-2-10 ごみ処理の評価（令和3年度）

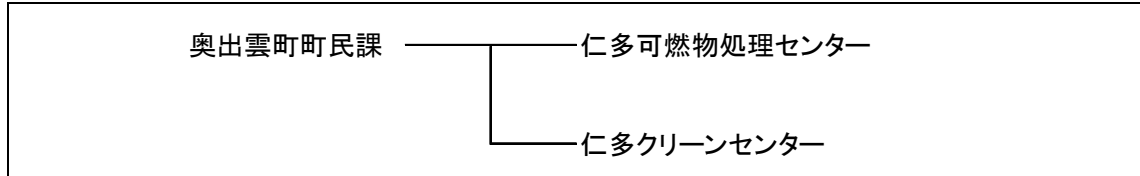


第3節 その他のごみ処理に関する事項

1. 清掃行政の体制

本町の清掃行政の執行体制は、図表 3-3-1 に示すとおりである。

◆図表 3-3-1 ごみ処理の執行体制



2. ごみ処理経費

本町でごみ処理事業にかかった経費を図表 3-3-2 に示す。

本町の令和3年度におけるごみ処理事業経費の総額は1億6千4百万円である。このうち、処理及び維持管理にかかった経費は1億1百万円であり、1人当たり年間8,600円、1t当たり年間31,700円のコストがかかった計算となる。

なお、本町のごみ処理経費は島根県平均より低く、県内で最も低い値である。

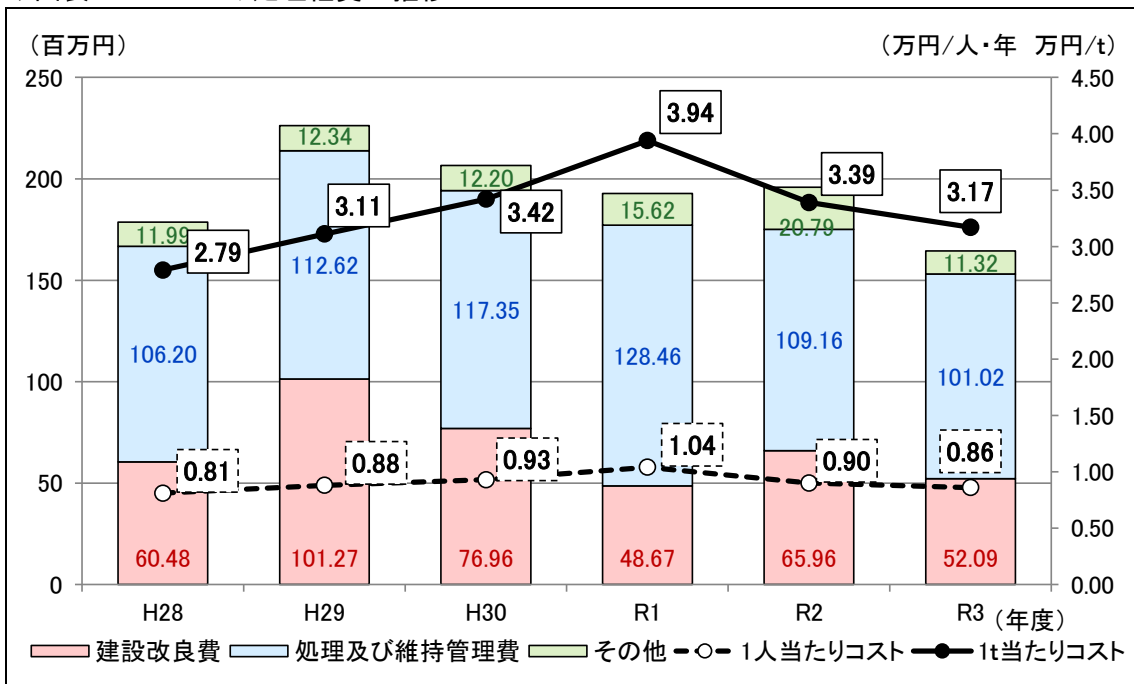
◆図表 3-3-2 ごみ処理経費の実績

区分		単位	H28	H29	H30	R1	R2	R3
人口	A	人	13,066	12,787	12,574	12,324	12,078	11,733
ごみ総排出量	B	t/年	3,811	3,621	3,427	3,261	3,216	3,184
建設改良費	a	千円/年	60,480	101,270	76,959	48,670	65,964	52,088
処理及び維持管理費	b	千円/年	106,202	112,616	117,353	128,459	109,161	101,016
その他	c	千円/年	11,990	12,343	12,199	15,622	20,786	11,324
合計	d	千円/年	178,672	226,229	206,511	192,751	195,911	164,428
1人当たりコスト	b÷A	円/人・年	8,100	8,800	9,300	10,400	9,000	8,600
1t当たりコスト	b÷B	円/t	27,900	31,100	34,200	39,400	33,900	31,700

※ 1人当たりコスト及び1t当たりコスト：処理及び維持管理にかかるコスト

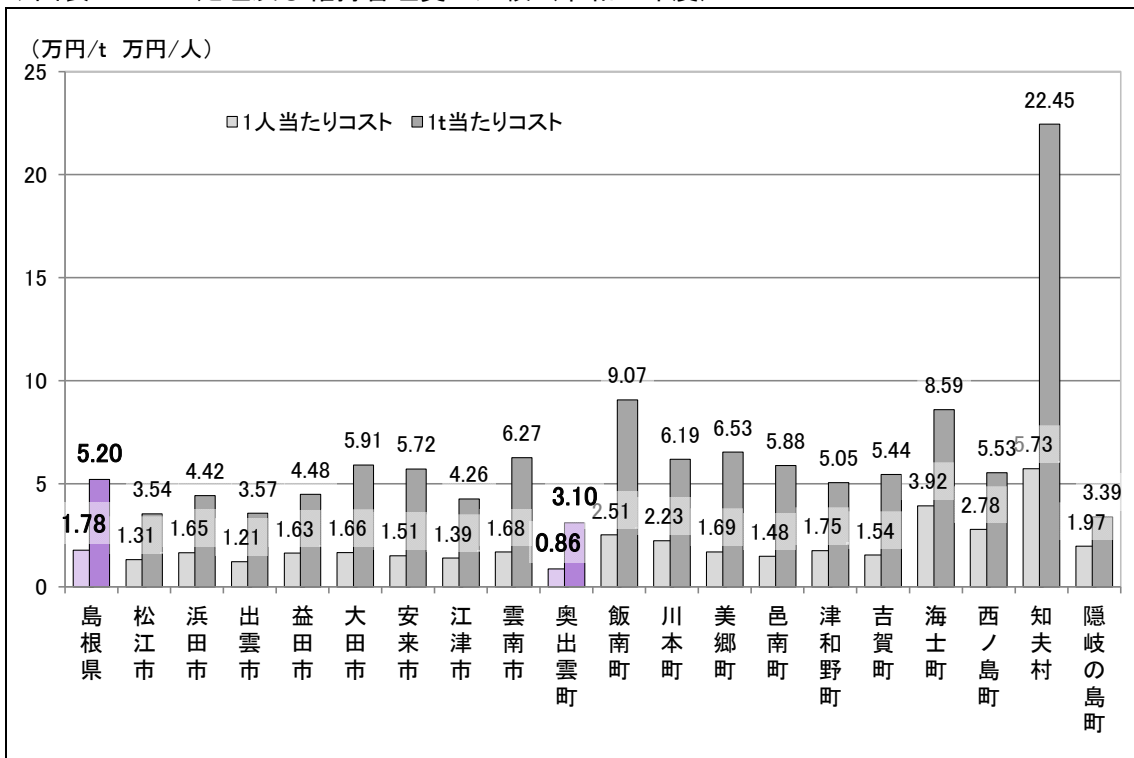
資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査」

◆図表 3-3-3 ごみ処理経費の推移



資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査」

◆図表 3-3-4 処理及び維持管理費の比較（令和3年度）



資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査」

第4節 ごみ処理の課題

本町のごみ処理の現状を踏まえると、課題として挙げられる事項は以下のとおりである。

課題① 生活系ごみの発生・排出抑制対策

本町の令和3年度の1人1日当たり生活系ごみ排出量（集団回収量を除く）は、島根県平均より27グラム程度低いが、全国平均と比較すると16グラム程度多い現状にある（図表3-2-3参照）。既定計画における1人1日当たり生活系収集可燃ごみの目標値は達成可能な見込みであるが（図表4-3-1参照）、町民に対しては更なるごみ削減の協力を求める必要がある。

課題② 資源物の回収

本町のリサイクル率は近年増減しつつも横ばい傾向にあり、既定計画初年度の平成29年度から令和4年度までで2.6ポイントのみの上昇であった。よって既定計画目標値は達成不可能な状況にある（図表4-3-1参照）。令和3年度における島根県平均及び全国平均との比較でも本町のリサイクル率は低い状況にあり、国や島根県の掲げる目標は本町の水準と比較して高い値が示されている。よって本町においても引き続きリサイクル率の向上を目指す必要があるが、そのためには、ごみの発生・排出抑制とともに資源物の回収量を増加するための対策を講じる必要がある。

課題③ 分別協力度の向上

本町の燃やせるごみの組成をみると、不燃物類が大きく減少しているが、ちゅう芥類や木・竹・わら類が増加傾向にある。また近年はごみカロリーが高い値を示す傾向にあり、燃やせるごみに紙類やプラスチック類が多数混入していることもうかがえる。プラスチック製容器包装や古紙類は本町では資源物として回収しており、これらの燃やせるごみへの混入も見込まれることから、町民の分別意識と分別徹底への協力度を向上させる必要がある。

課題④ 分別区分と排出・収集方法

現状において、小型家電類（小型電気器具類）は、不燃ごみとして金属・陶器類と混在状態で排出・収集され、選別したのち委託による資源化を行っているが、委託業者に引き渡しているのは排出量のごく一部に留まっている。

ここで挙げたごみ等を効率的にリサイクルまたは適正回収するためには、排出・収集方法の工夫や単独分別区分での収集へ切り替える等、検討が必要である。

課題⑤ ごみ処理広域化事業

燃やせるごみの処理施設である仁多可燃物処理センターは、平成14年度に基幹改良工事を実施しているが、その後20年が経過しており早急なごみ処理体制の再構築が求められている。加えて雲南圏域における最終処分場残余容量のひっ迫や、プラスチック資源循環促進法が新たに策定されたことから、雲南圏域における今後のごみ処理広域化のために総合整備構想を策定した。本町においては、これらのごみ処理広域化事業を推進しつつも、次期施設の稼働開始までの期間、現有施設の適正な維持管理を徹底し、安定的な施設稼働に努めることが重要である。

第4章

ごみ処理基本計画

第 1 節 基本理念・方針

既定計画においては、計画の目指すべき姿を「豊かな自然を大切にするまちづくり」とし、基本理念を「3R（スリーアール）の推進」として施策に取り組んできた。その結果、ごみの1人1日当たり排出量は近年は減少傾向にあり最終処分率も減少傾向にあるが、一方で、リサイクル率については既定計画策定時からわずかな増加はあったものの、既定計画目標は達成できない現状にある。

本計画では、目指すべき姿を『安心と暮らしがつながるまちづくり』、基本理念を『持続可能なまちをつくる』と改め、より一層ごみの減量や再資源化に取り組んでいく。

基本理念に基づき、ごみ処理の基本方針を以下のとおりとする。

◆図表 4-1-1 本計画の目指すべき姿と基本理念・基本方針

目指すべき将来像

安心と暮らしがつながるまちづくり

基本理念

持続可能なまちをつくる

基本方針

① 3Rで推進するごみ減量と再資源化

資源の有効利用を進め、ごみ排出量や最終処分量を最小化するため、3R(リデュース:ごみを減らす、リユース:繰り返し使用する、リサイクル:再生して利用する)への積極的な取組を推進する。

② 効率的な適正処理システムの推進

本町を取り巻く社会情勢やインフラの状況等を勘案し、ごみの適正処理を行うために効率的、効果的、経済的で最適なごみ処理システム作りを推進する。

③ ごみ問題へ取り組む協働体制の構築

ごみ処理は行政だけで行うのではなく、町民、事業者、団体等がそれぞれの役割を果たしながら連携し、各主体が協働し一体となって適正処理を行う体制を構築する。

第2節 既定計画の進捗とごみの将来見込み

1. 既定計画の進捗

既定計画において、令和5年度を計画目標年度とした数値目標を設定しており、ごみの排出抑制及び分別協力によってそれぞれ目標達成をするものとしている。主な数値目標は図表4-2-1に示すとおりであり、このうち赤字で示したものは目標に届いていない項目である。

ごみ総排出量及び最終処分量、生活系直接搬入可燃ごみ、生活系直接搬入粗大ごみは目標を達成しているが、生活系収集資源ごみ、集団回収量、リサイクル率では目標値と実績値が大きく乖離しており、生活系収集資源ごみでは目標値の2割程度で、集団回収量及びリサイクル率は5割程度の数値であった。

以上のことから、本町では本来資源化されるはずの資源物がごみとして排出され、適正に資源化がなされておらず、その結果リサイクル率などの資源化関係の数値の低迷につながったと考えられる。

生活系収集可燃ごみも目標値に対して30グラム以上多い排出量であり、食品ロス削減や古紙類等の分別徹底が不十分であったことが考えられる。

◆図表 4-2-1 既定計画の目標値

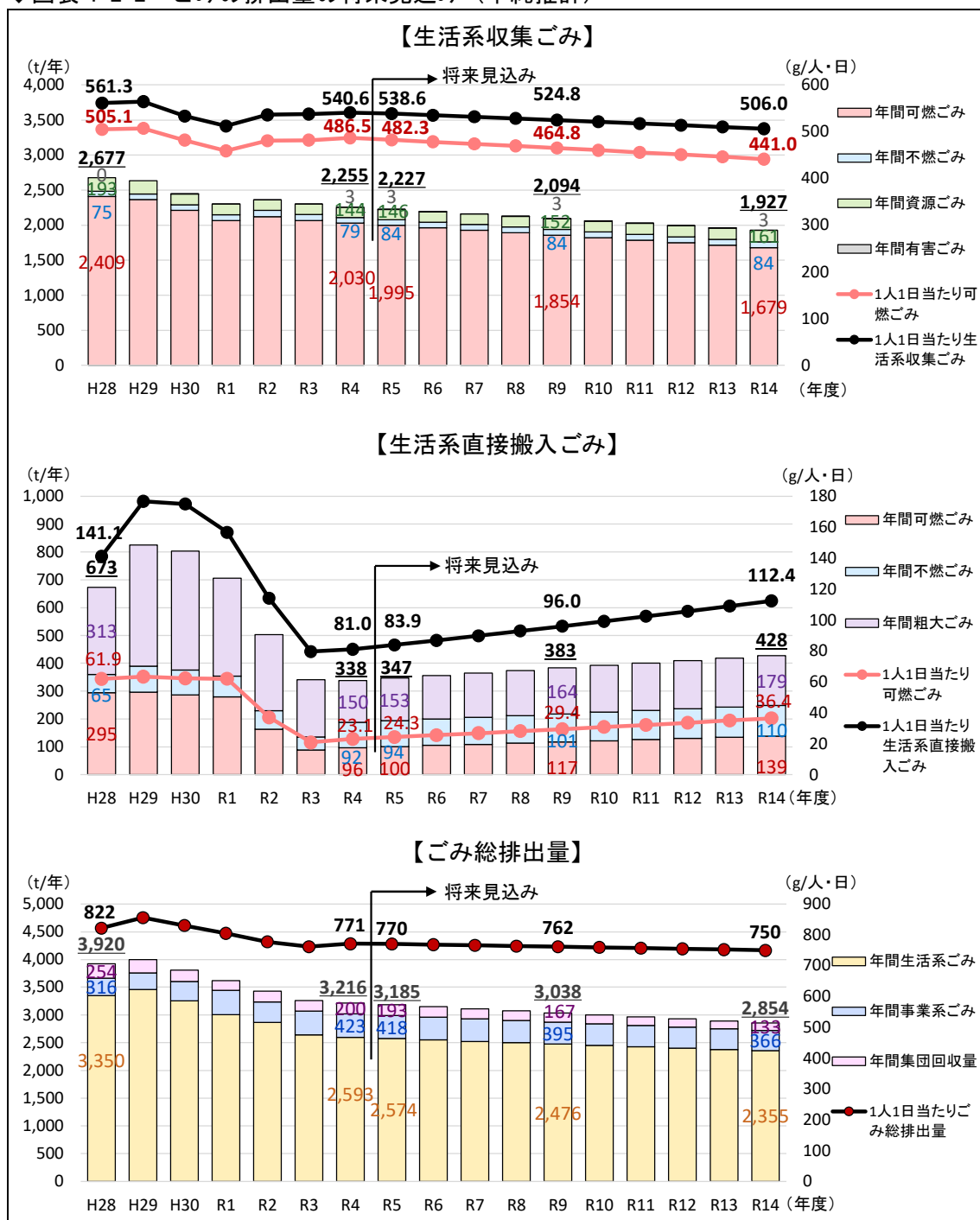
項 目	区 分	令和5年度 既定計画目標値		令和4年度 実績値	令和5年度 推計値
生活系収集可燃ごみ	排出抑制 +分別協力	450.0g/人・日	以下	486.5g/人・日	482.3g/人・日
生活系収集資源ごみ (プラスチック+ペットボトル)	分別協力	61.9g/人・日	以上	13.5g/人・日	14.1g/人・日
生活系直接搬入可燃ごみ	排出抑制	62.0g/人・日	以下	23.1g/人・日	24.3g/人・日
生活系直接搬入不燃ごみ	分別協力	23.5g/人・日	以上	22.1g/人・日	22.7g/人・日
生活系直接搬入粗大ごみ	分別協力	52.6g/人・日	以下	35.8g/人・日	36.9g/人・日
集団回収量	分別協力	80.6g/人・日	以上	47.9g/人・日	46.7g/人・日
ごみ総排出量	排出抑制	798.1g/人・日	以下	771.0g/人・日	770.2g/人・日
リサイクル率	—	23.8%	以上	12.5%	12.4%
最終処分量	—	693t/年	以下	560t/年	570t/年

2. ごみの将来見込み（単純推計）

ごみの排出状況が現状の傾向のまま今後も続くとした場合の排出量見込み（以下「単純推計」という。）は、図表4-2-2に示すとおりである。

行政区域内人口の減少に伴い、ごみの年間排出量は減少していく傾向にある。生活系直接搬入ごみは平成29年度以降に年間排出量が500トン程度減少しているが、これは新型コロナウイルス感染症による外出自粛が影響しているものと考えられる。よってこの急激な減少傾向は今後も維持されるものではなく、ある程度のリバウンドを見込むものとする。1人1日当たり排出量では、生活系収集ごみとごみ総排出量で微減の傾向にある。

◆図表 4-2-2 ごみの排出量の将来見込み（単純推計）



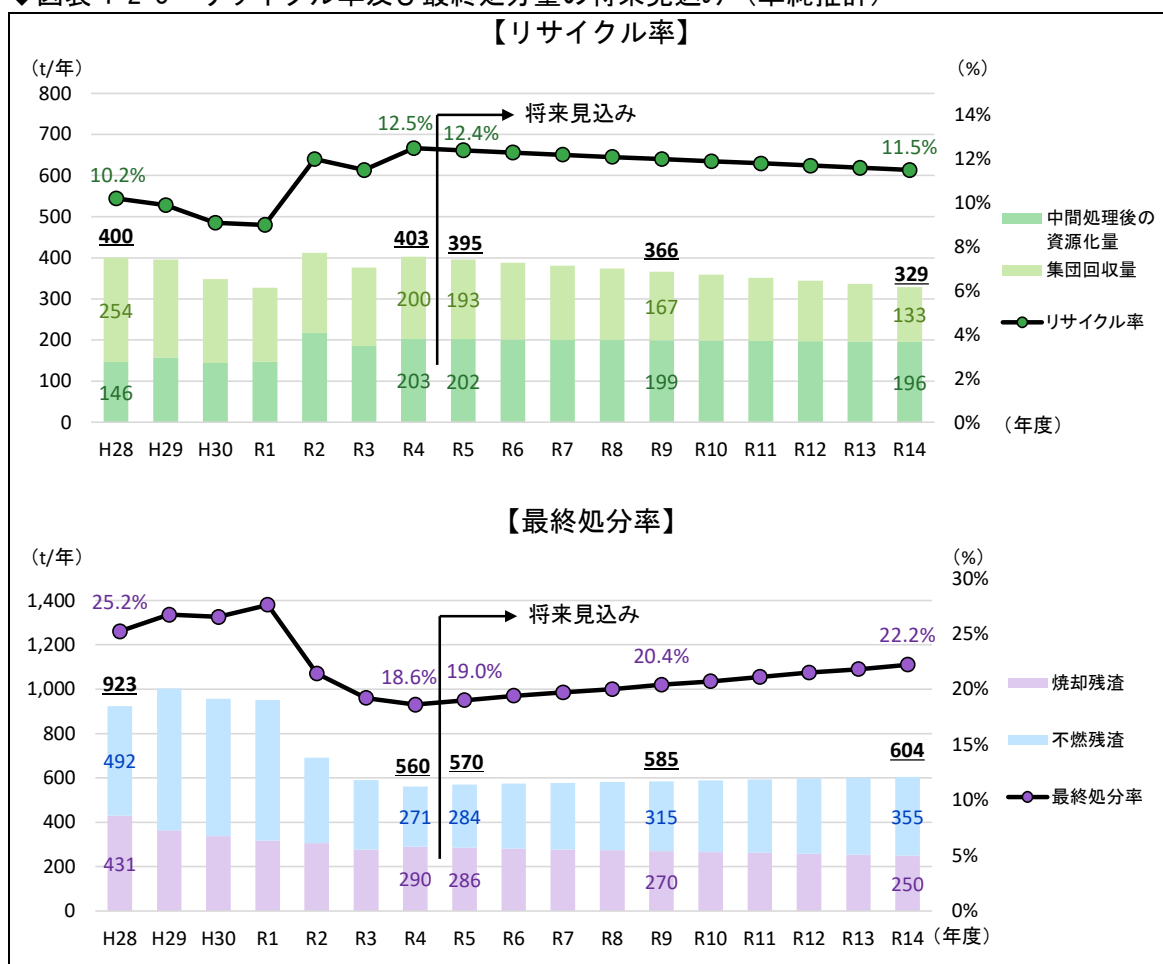
本町におけるリサイクル率と最終処分量の将来見込みは、図表4-2-3に示すとおりである。

年間資源化量は人口減少に伴い減少し、リサイクル率は微減の傾向にあり、令和5年度時点で23.8%という既定計画目標値の達成は困難である。

最終処分量は、平成28年度に923トンであったが、近年急激な減少傾向にあり令和4年度時点で560トンと、わずか6年間でおよそ360トンの大幅な減少となった。これは生活系直接搬入粗大ごみや生活系直接搬入不燃ごみの減少のほか、空きびんの収集・処理方法変更により、不燃残渣が減少した影響によるものであると考えられる。

今後、焼却残渣は人口減少に伴って緩やかな減少傾向となる。不燃残渣は、粗大ごみのある程度のリバウンドを見込んだ緩やかな増加傾向となり、最終処分量の総量は緩やかな増加傾向となると見込まれる。既定計画の目標値である令和5年度時点で693 t/年以下という既定計画目標値は達成する見込みである。

◆図表 4-2-3 リサイクル率及び最終処分量の将来見込み（単純推計）



第3節 数値目標

1. 目標値の設定方針

本町では、雲南圏域の今後のごみ処理広域化のため、令和5年度に雲南市・飯南町事務組合と共同で総合整備構想を策定している。その中でごみ排出量に関する数値目標を設定済みであることや、総合整備構想が本計画の上位計画にあたることから、本計画においては目標値の設定方針及び目標値について総合整備構想に整合するものとする。

総合整備構想では、雲南圏域におけるプラスチック製容器包装やその他のプラスチック類の分別等に対する取組方針について、今後の検討が必要不可欠であるとしている。プラスチック資源循環促進法に基づき、今後プラスチック製容器包装やその他プラスチックについて新たな分別回収の取組を実施することを想定し、以下の3つのケースにおいて段階的な目標値設定を行った。

目標ケース①

排出削減（食べ残し、手つかず食品の排出削減）＋分別徹底（古紙類、布類の分別徹底）

目標ケース②

ケース①＋分別徹底（ペットボトル、プラスチック製容器包装の分別徹底）

目標ケース③

ケース②＋おもちゃ等のその他プラスチック類の分別変更

上記の各目標ケースは雲南圏域共通の目標であり、目標ケース②は、雲南市及び飯南町での分別方法の変更を想定したケースである。（本町においては分別の徹底。）

また、目標ケース③は、3市町ともに分別変更が必要である。

目標ケース③については、分別の変更を伴う目標設定であることから、排出方法及び収集運搬体制の検討や新たな分別に関する住民説明等の期間を要するため、計画目標年度の令和14年度に取組を開始するものとした目標値である。

なお、本町の直接搬入ごみには、一部、事業系一般廃棄物が混入しているため、生活系直接搬入可燃ごみと直接搬入不燃ごみのうち1/3の排出量を事業系ごみと仮定し、目標値を設定している。

◆図表 4-3-1 目標ケースまとめ

項 目	排出削減 (食べ残し、 手つかず食品)	分別徹底 (古紙類、布類)	分別変更	
			(ペットボトル、 プラスチック製容器包装)	(おもちゃ等、 その他プラスチック類)
ケース①	○	○		
ケース②	○	○	○	
ケース③	○	○	○	○

2. 国及び島根県の目標値

国及び島根県の目標値について、図表 4-3-2 に整理した。

国においては平成 30 年 6 月「第四次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定し、排出量等に対して目標値を示している。さらに令和 5 年 6 月には「廃棄物処理施設整備計画」を改訂しごみのリサイクル率（一般廃棄物の出口側の循環利用率^{※1}）の目標値を示しており、同日に改定した「廃棄物処理法に基づく基本方針」では両計画を踏襲した目標値を示している。

島根県では、令和 3 年 3 月に「島根県環境総合計画」を策定し、排出量等に対し目標値を示している。

◆図表 4-3-2 国及び島根県の目標値

区分	国	
計画名	第四次循環型社会形成推進基本計画 (平成30年6月19日閣議決定)	廃棄物処理施設整備計画 (令和5年6月30日閣議決定)
数値目標年度	令和7年度	令和9年度
排出量	1人1日当たりごみ排出量 : 約850g 1人1日当たり家庭系ごみ排出量 : 約440g	—
ごみのリサイクル率 (一般廃棄物の出口側 の循環利用率 ^{※1})	—	28% ^{※2}
最終処分量	平成12年度比 約70%削減	—
区分	国	島根県
計画名	廃棄物処理法に基づく基本方針 (令和5年6月30日閣議決定)	島根県環境総合計画 令和3年3月策定
数値目標年度	排出量・最終処分量 令和7年度 出口側の循環利用率 令和9年度	令和7年度
排出量	平成24年度比 約16%削減 1人1日当たり家庭系ごみ排出量 約440g	平成30年度比 約10%削減 1人1日当たりごみ排出量 約917g
再生利用率	出口側の循環利用率 約28%	23%
最終処分量	平成24年度比 約31%削減	平成30年度比 約14%削減

※1. 一般廃棄物の排出量に対する循環利用量の割合

※2. この目標の評価に当たっては、民間事業者等によるものも含めた地域全体におけるリサイクルの推進状況を考慮することも必要である。

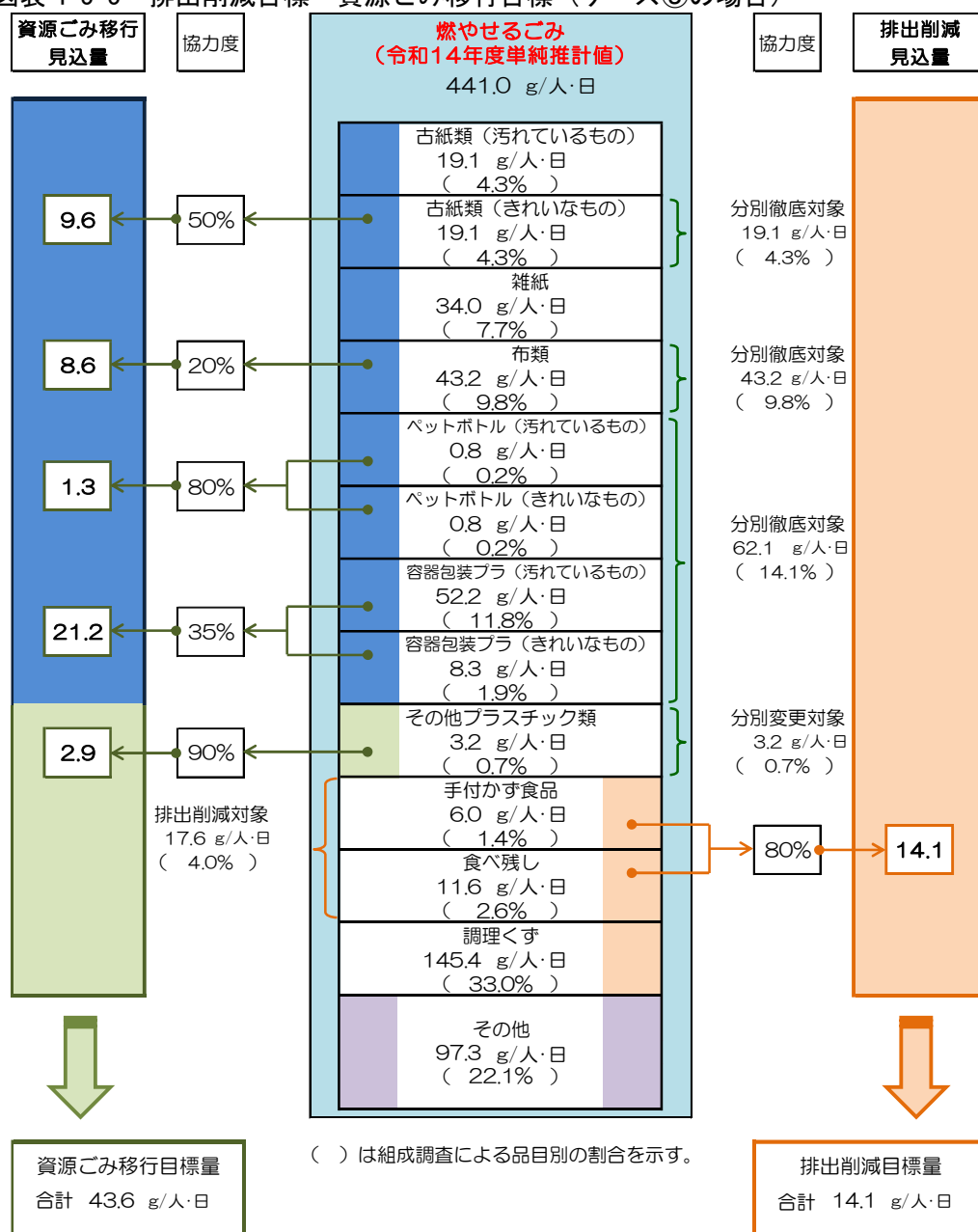
3. 本町における目標値

目標値の設定方針に従い図表 4-3-3 のとおり目標値を設定した。計画目標年度の令和 14 年度において生活系収集可燃ごみの単純推計値に対し、協力度を乗じて目標値とする。

排出削減目標は、手つかず食品・食べ残しの削減を目標とし、資源ごみ移行目標は古紙類、布類、ペットボトル、容器包装プラ、その他プラスチック類でそれぞれ目標値を設定する。

計画目標年度（令和 14 年度）の単純推計と、目標ケース①～③をそれぞれ達成した場合の将来見込値を図表 4-3-4 及び図表 4-3-5 に示す。1 人 1 日当たりごみ排出量と最終処分量は、国及び島根県が示す目標値を達成できる見込みであるが、1 人 1 日当たり家庭系ごみ排出量とリサイクル率は国及び島根県の目標値は達成が難しい見込みである。

◆図表 4-3-3 排出削減目標・資源ごみ移行目標（ケース③の場合）



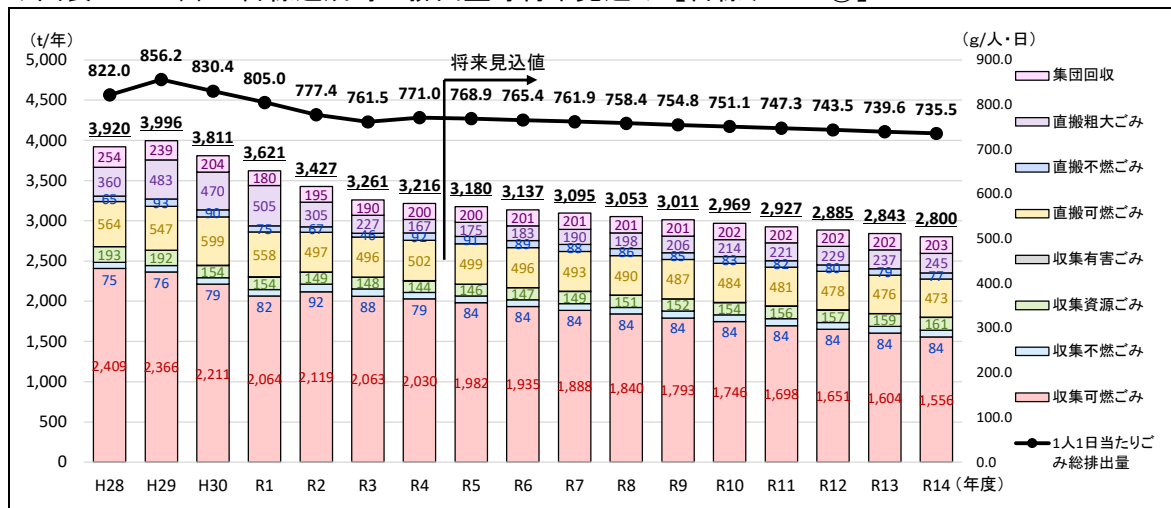
◆図表 4-3-4 目標ケースごとの目標値

項 目		現状	計画目標年度: 令和14年度			
		令和4年度	単純推計	ケース①	ケース②	ケース③
生活系収集ごみ	可燃ごみ	486.5g/人・日	441.0g/人・日	408.7g/人・日	386.2g/人・日	383.3g/人・日
	削減			手つかず食品・食べ残し -14.1g/人・日	手つかず食品・食べ残し -14.1g/人・日	手つかず食品・食べ残し -14.1g/人・日
	資源ごみ移行			古紙類 -9.6g/人・日 布類 -8.6g/人・日	古紙類 -9.6g/人・日 布類 -8.6g/人・日	古紙類 -9.6g/人・日 布類 -8.6g/人・日
	資源ごみ移行				ペットボトル -1.3g/人・日 容器包装プラ -21.2g/人・日	ペットボトル -1.3g/人・日 容器包装プラ -21.2g/人・日
	資源ごみ移行					その他プラスチック類 -2.9g/人・日
	不燃ごみ	18.9g/人・日	22.1g/人・日	22.1g/人・日	22.1g/人・日	22.1g/人・日
	資源ごみ	34.6g/人・日	42.2g/人・日	42.2g/人・日	64.7g/人・日	67.6g/人・日
	資源ごみ移行				ペットボトル +1.3g/人・日 容器包装プラ +21.2g/人・日	ペットボトル +1.3g/人・日 容器包装プラ +21.2g/人・日
						その他プラスチック類 +2.9g/人・日
	有害ごみ	0.6g/人・日	0.7g/人・日	0.7g/人・日	0.7g/人・日	0.7g/人・日
計		540.6g/人・日	506.0g/人・日	473.7g/人・日	473.7g/人・日	473.7g/人・日
直接搬入ごみ	可燃ごみ	23.1g/人・日	36.4g/人・日	24.3g/人・日	24.3g/人・日	24.3g/人・日
	不燃ごみ	22.1g/人・日	28.9g/人・日	20.2g/人・日	20.2g/人・日	20.2g/人・日
	粗大ごみ	35.8g/人・日	47.1g/人・日	32.8g/人・日	32.8g/人・日	32.8g/人・日
	計	81.0g/人・日	112.4g/人・日	77.3g/人・日	77.3g/人・日	77.3g/人・日
事業系ごみ	可燃ごみ	1.1t/年	0.9t/年	1.0t/年	1.0t/年	1.0t/年
	粗大ごみ	0.1t/年	0.1t/年	0.3t/年	0.3t/年	0.3t/年
	計	1.2t/年	1.0t/年	1.4t/年	1.4t/年	1.4t/年
集団資源回収量		47.9g/人・日	35.0g/人・日	53.2g/人・日	53.2g/人・日	53.2g/人・日
資源ごみ移行				古紙類 +9.6g/人・日 布類 +8.6g/人・日	古紙類 +9.6g/人・日 布類 +8.6g/人・日	古紙類 +9.6g/人・日 布類 +8.6g/人・日
ごみ総排出量		771.0g/人・日	749.6g/人・日	735.5g/人・日	735.5g/人・日	735.5g/人・日

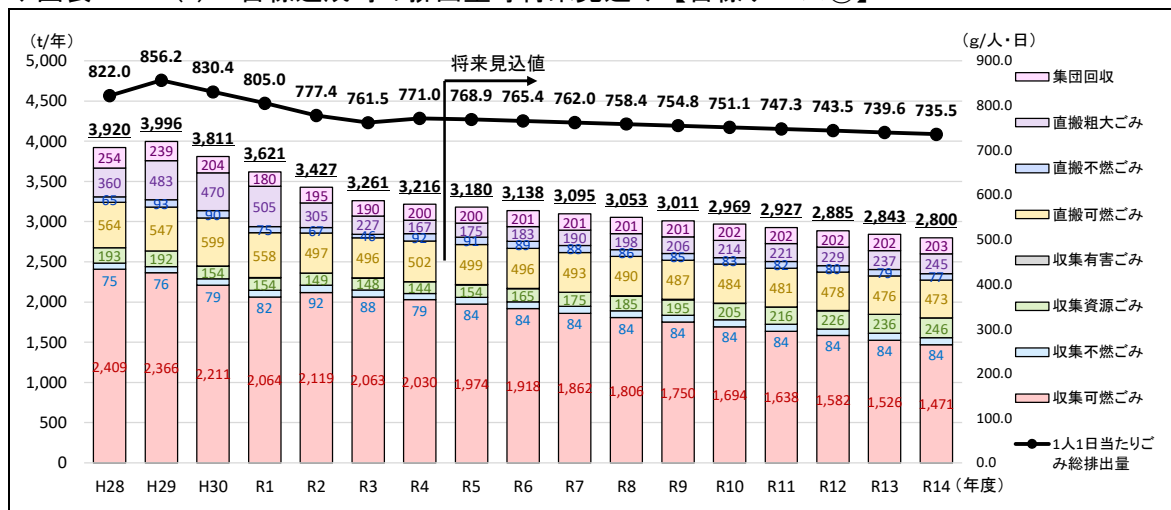
◆図表 4-3-5 目標達成時の排出量等将来見込み（まとめ）

項 目		現状	計画目標年度: 令和14年度			
		令和4年度	単純推計	ケース①	ケース②	ケース③
ごみ排出量	可燃ごみ	2,532t	2,152t	2,029t	1,943t	1,932t
	不燃ごみ	171t	194t	161t	161t	161t
	資源ごみ	144t	161t	161t	246t	257t
	有害ごみ	3t	3t	3t	3t	3t
	粗大ごみ	167t	212t	245t	245t	245t
	ごみ排出量	3,016t	2,721t	2,598t	2,598t	2,598t
ごみ総排出量		3,216t	2,854t	2,800t	2,800t	2,800t
最終処分量	生活系ごみ	2,593t	2,355t	2,098t	2,098t	2,098t
	事業系ごみ	423t	366t	500t	500t	500t
	集団資源回収量	200t	133t	203t	203t	203t
最終処分量		560t	604t	525t	515t	514t
リサイクル率		12.5%	11.5%	18.5%	21.6%	22.0%

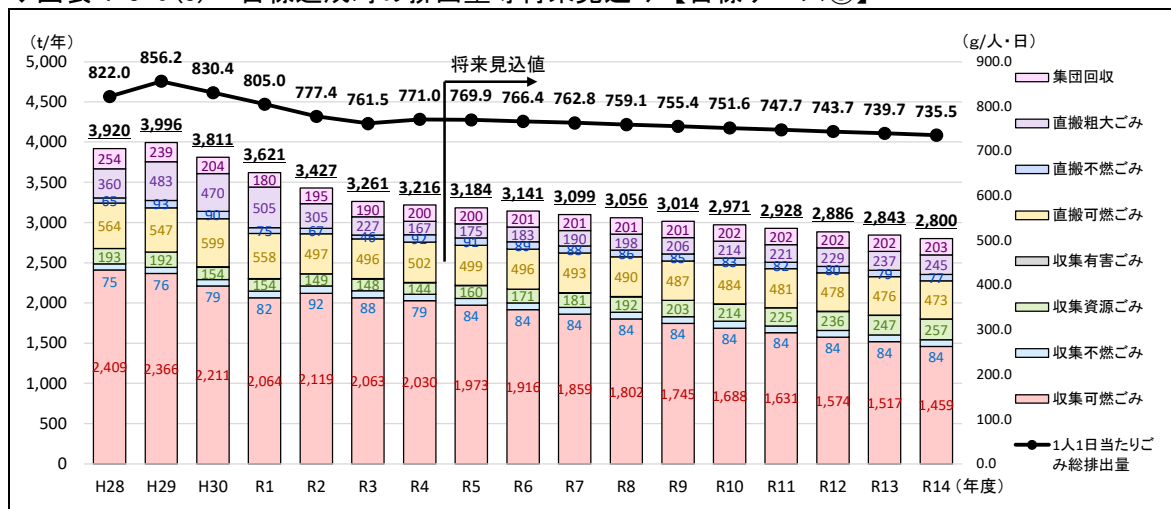
◆図表 4-3-6(1) 目標達成時の排出量等将来見込み【目標ケース①】



◆図表 4-3-6(2) 目標達成時の排出量等将来見込み【目標ケース②】



◆図表 4-3-6(3) 目標達成時の排出量等将来見込み【目標ケース③】



4. 目標の総括

以上の将来見込み及び目標設定を総括すると、以下に示すとおりとなる。

目 標 値

(計画目標年度:令和 14 年度)

【ケース目標①】

◆排出抑制目標

1 人 1 日当たりごみ総排出量を **735.5 g / 人・日**まで削減

◆リサイクル目標

リサイクル率を **18.5%**まで向上

◆最終処分目標

最終処分量を **525 t / 年**まで削減

【ケース目標②】

◆排出抑制目標

1 人 1 日当たりごみ総排出量を **735.5 g / 人・日**まで削減

◆リサイクル目標

リサイクル率を **21.6%**まで向上

◆最終処分目標

最終処分量を **515 t / 年**まで削減

【ケース目標③】

◆排出抑制目標

1 人 1 日当たりごみ総排出量を **735.5 g / 人・日**まで削減

◆リサイクル目標

リサイクル率を **22.0%**まで向上

◆最終処分目標

最終処分量を **514 t / 年**まで削減

第4節 施策の体系

ごみの減量、リサイクルなどについて、設定した数値目標を達成するため、今後の施策については以下の体系に基づき展開していくものとする。

目指すべき 将来像	安全と暮らしがつながるまちづくり		
基本理念	持続可能なまちをつくる		
基本方針	① 3 Rで推進するごみ減量と再資源化 ② 効率的な適正処理システムの推進 ③ ごみ問題へ取り組む協働体制の構築		
実施する施策			
重点施策	重点施策1:分別説明会の開催 重点施策2:雲南圏域のごみ処理広域化		
発生・排出抑制計画			
(1)町民の意識向上			
ごみに関する情報の周知徹底			
学校教育での意識醸成			
施設見学による啓発			
環境学習プログラムの活用			
イベントを通じた啓発			
情報伝達媒体(メディア)の活用			
(2)3Rの実践			
プラスチック製買い物袋の削減			
過剰包装の抑制・簡易包装の推進			
詰替商品・リターナブル容器の利用推進			
生ごみの水切りの推進			
家庭での食品ロス削減推進			
事業者における食品ロス削減推進			
(3)町民・事業者との協働			
しまエコショップ認定制度の活用			
販売店への協力要請			
協働によるごみ減量等の推進			
地域環境リーダーとの連携			
(4)助成制度を活用した取組促進			
助成制度活用の推進			
リサイクル推進計画			
(1)分別収集の推進			
分別説明会の開催 ●重点1			
常設型回収拠点の設置検討			
(2)マテリアルリサイクルの推進			
小型家電類の回収体制			
(2)プラスチックリサイクルの推進			
プラスチック資源循環促進法への対応			
ごみ処理計画			
(1)収集運搬計画			
ふれあい収集事業			
(2)中間処理計画			
ごみの適正処理及び ●重点2 雲南圏域のごみ処理広域化検討			
(3)最終処分計画			
埋立処分場の適正管理			
最終処分量の最小化及び ●重点2 雲南圏域のごみ処理広域化検討			
(4)その他の計画			
不法投棄・ポイ捨て対策			
在宅医療廃棄物対策			
水銀使用製品対策			
地球温暖化防止対策			
災害発生時の廃棄物対策			

第5節 重点施策

重点施策 1 分別説明会の開催

これまで町民・事業者に対しては分別ルールを守るよう協力を依頼し、一定水準の分別排出が行われているが、可燃ごみには紙類やプラスチック類、粗大ごみや不燃ごみには金属類などが混入している。本町ではこれらは資源ごみ等として分別区分を設けており、分別して資源ごみとして排出することで資源化が可能であるが、可燃ごみや粗大ごみ、不燃ごみに排出されると焼却や埋立処分されることとなる。

本町では近年リサイクル率の低迷が続いており、今後リサイクル目標を達成するためには、より一層の分別徹底によるごみの資源化が必要である。

そこで、町民・事業者に対して分別説明会を開催し、正しい分別排出方法を身に付けてもらうとともに、分別を行う目的や分別徹底の意義などについても解説し、確実に分別に協力してもらえよう啓発を図ることとする。

重点施策 2 雲南圏域のごみ処理広域化検討

本町では可燃ごみの中間処理（焼却処理）を昭和56年9月に供用を開始した仁多可燃物処理センターで行っているが、供用開始から40年以上が経過し、平成14年度に基幹的設備改良工事を実施したものの、老朽化が著しく進行している状況にある。また、雲南圏域における最終処分場も残余容量がひっ迫している状況にある。

一方で、島根県は令和4年3月に「島根県域ごみ処理広域化・集約化計画」を策定し、島根県域における今後のごみ処理広域化に関する基本的事項を定めたところであり、国においてはプラスチック資源循環促進法を令和3年6月に制定したところである。

雲南圏域ではこれらを背景に令和4年3月に「雲南圏域における次期可燃ごみ広域処理施設整備基本構想」（以下、「可燃ごみ基本構想」という）を策定し、翌年の令和5年3月に不燃ごみ基本構想及び総合整備構想を策定した。令和14年度の新施設の供用開始を目指してごみ処理広域化に伴う新施設整備事業を推進しつつ、新施設供用開始までの期間中、本町におけるごみ処理を継続して行えるよう、既存施設の適切な維持管理を行い、安定的な施設稼働に努める。

※参考：雲南圏域一般廃棄物（ごみ）処理施設総合整備構想/令和5年3月策定



第6節 発生・排出抑制計画

1. 発生・排出抑制計画の方針

ごみの発生・排出抑制のためには、ごみの減量に取り組む町民や事業者の割合を増やしていく必要がある。加えて、町民・事業者・行政が協働して取組を行うことが効果的である。ごみ発生・排出抑制に関しては、町民の意識向上や取組支援、協働体制の構築を展開していくものとする。

発生・排出抑制計画の施策体系

(1) 町民の意識向上に関する施策

施策1	ごみに関する情報の周知徹底
施策2	学校教育での意識醸成
施策3	施設見学による啓発
施策4	環境学習プログラムの活用
施策5	イベントを通じた啓発
施策6	情報伝達媒体(メディア)の活用

(2) 3Rの実践に関する施策

施策7	プラスチック製買い物袋の削減
施策8	過剰包装の抑制・簡易包装の推進
施策9	詰替商品・リターナブル容器の利用推進
施策10	生ごみの水切りの推進
施策11	家庭での食品ロス削減推進
施策12	事業者における食品ロス削減推進

(3) 町民・事業者との協働に関する施策

施策13	しまエコショップ認定制度の活用
施策14	販売店への協力要請
施策15	協働によるごみ減量等の推進
施策16	地域環境リーダーとの連携

(4) 助成制度を活用した取組促進に関する施策

施策17	助成制度活用の推進
------	-----------

2. 具体的施策

(1) 町民の意識向上に関する施策

施策1 ごみに関する情報の周知徹底

ごみの排出抑制や分別徹底、資源化促進について、その取組の意義、重要性について、広報誌やパンフレットなどで、写真やイラストなどを用いてわかりやすく紹介する。また、具体的な取組事例を紹介するなど自ら積極的に取り組んでもらえるよう啓発を行う。

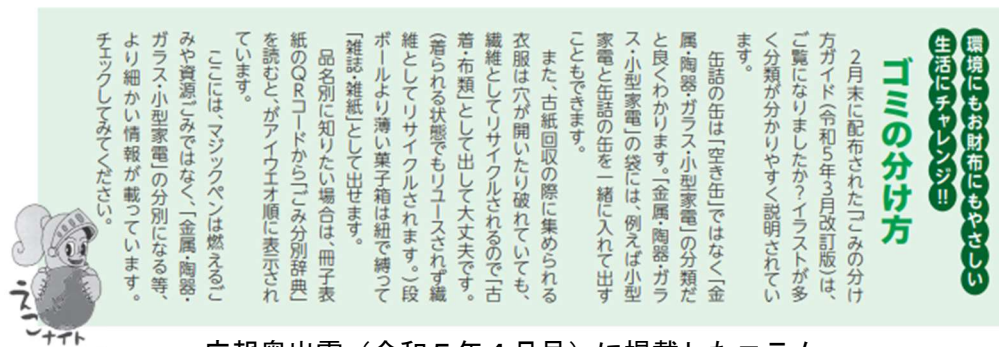
各主体の役割

【町民】 【事業者】

広報誌やパンフレット等に目を通し、ごみに関する取組を積極的に実践する。

【行政】

ごみに関する取組や本町におけるごみの現状等、ごみに関する様々な情報について、広報誌やパンフレット等で広く普及啓発を行う。またその内容充実に努める。



広報奥出雲（令和5年4月号）に掲載したコラム

施策2 学校教育での意識醸成

小学校や中学校において、社会科・理科・家庭科・総合的な学習の時間などで環境学習に取り組み、児童・生徒のごみの減量化やリサイクルに対する意識を高めるとともに、幼稚園や保育所などに対しても環境教材を提供し、子どものころから環境に対する意識を高める。

各主体の役割

【町民】

学校などでの環境学習により環境に対する意識を高める。また、身近にある環境教材を利用して積極的に意識醸成に取り組む。

【行政】

学校などで環境学習の時間を取り入れ、幼少期から環境に対する意識醸成を図る。

施策3 施設見学による啓発

町民に自ら出したごみがどのように処理され、どのようにリサイクルされているのかを確認してもらい、ごみの減量及び分別排出の必要性などの意識啓発を進めるため、ごみ処理施設見学の受け入れを行う。

これまでも事前申し込みによりごみ処理施設の見学を受け入れており、今後も継続していくことで、本町のごみ処理に興味・関心を持つ町民・事業者を増やし、排出抑制・分別の徹底を啓発する。

ごみ処理施設見学申込みの方法

町ホームページより、『廃棄物処理施設視察見学申込書』をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、町民課へ提出する。

各主体の役割	
【町民】【事業者】	ごみ処理施設を見学し、本町のごみ処理について興味・関心を持つ。
【行政】	今後も継続し、ごみ処理施設の見学を受け入れ、排出抑制・分別の徹底を啓発する。

施策4 環境学習プログラムの活用

島根県では、学校や地域、家庭などにおける環境学習のより一層の推進を図るため、島根大学と協力し、「島根県環境学習プログラム」を作成している。また、「こども環境調べ学習」などその他の教材・プログラムも作成されている。

子ども達が循環型社会を築いていく主体として成長するよう、県などが準備している環境学習プログラム等を積極的に活用する。

各主体の役割	
【町民】	学校のみでなく、自治会や公民館活動における環境学習にも積極的に参加し、環境に対する意識を高める。
【行政】	学校における環境学習の充実に加え、町民団体等が行う環境学習についても環境教材の提供などの支援を行う。



（島根県ホームページより）

島根県では、「幼児から小学校低学年編」「小学校中学年から高学年編」「中学校編」のプログラムを作成している。

施策5 イベントを通じた啓発

環境啓発イベントやフリーマーケットなどに参加することで、体験を通じた環境学習の実践ができる。

そのため、体験型の環境啓発イベントやフリーマーケットを開催しようとする町民や団体の支援や、イベント開催時にリユース食器を使用するなど、ごみ減量の啓発に繋がる内容を盛り込むよう協力を呼びかける。また、町主催の環境啓発イベントも検討する。



(島根県ホームページより)

各主体の役割

【町民】

体験型の環境啓発イベントやフリーマーケットに積極的に参加し、環境意識を高める。

【行政】

体験型環境啓発イベントの開催を検討する。イベント開催時には、リユース食器の使用を呼びかける。

施策6 情報伝達媒体(メディア)の活用

ごみ減量や3Rの啓発、ごみの分別・排出方法などの情報伝達、広報、PRに様々な媒体(メディア)を用いることで、多くの町民に周知を図ることが可能となる。本町では、広報奥出雲やチラシ、ホームページなどのメディアに加え、過去にはケーブルテレビでごみの減量や分別徹底等についての特別番組を2度放送するなどメディアの活用を行っている。また、令和5年3月より奥出雲町LINE公式アカウントの運用を開始した。

今後も、テレビやラジオ、広報やホームページ、LINE等の多彩なメディアを活用した啓発を行っていく。

各主体の役割

【町民】

テレビやラジオ、インターネットなど個々がよく利用するメディアから情報を得る。

【行政】

多彩なメディアを活用し、多くの町民の目や耳に触れるよう情報伝達の工夫を図る。



(広報奥出雲(令和5年4月号))

◆奥出雲町 LINE 公式アカウント◆



【登録方法】(下記のいずれかの方法で友達登録ができます。)

- ・上記 QR コードを読み取る
- ・次の URL から登録 <https://lin.ee/8vztE2Z>
- ・LINE アプリ内の「ホーム」→「友だち追加」→「検索」から [@okuizumo] で ID 検索
- ・LINE アプリ内の「公式アカウント」から [奥出雲町] で検索

（２）３Ｒの実践に関する施策

施策７ プラスチック製買い物袋の削減

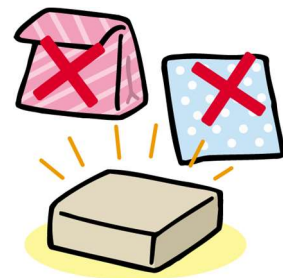
令和２年７月より、全国でプラスチック製買い物袋（以下、「レジ袋」という）の有料化が開始された。レジ袋の削減は、ごみの減量と地球温暖化防止、海洋プラスチックごみ問題に併せて貢献することができる身近な取組である。本町では、大規模なスーパー等を中心に、事業者と連携しながらレジ袋有料化を実施しており、レジ袋の削減を図っている。

引き続き、スーパーや販売店等と協力し、マイバッグ持参及びレジ袋削減を推進する。

各主体の役割
【町民】 買物の際にはマイバッグを持参し、レジ袋は断る。
【事業者】 「プラスチック製買物袋有料化実施ガイドライン」に基づいてレジ袋を有料化し、レジ袋の削減に努める。また、来店客にマイバッグの持参を呼びかける。
【行政】 事業者に対して、「プラスチック製買物袋有料化実施ガイドライン」に基づいたレジ袋の有料化を指導し、町民にはマイバッグ持参によるレジ袋の購入・使用の抑制を呼びかける。

施策８ 過剰包装の抑制・簡易包装の推進

家庭から出るごみの容積は紙製容器包装及びプラスチック製容器包装が多くを占めている。本町ではそれらの容器包装廃棄物を削減するため、町民に対して過剰包装を断ったり簡易包装商品を優先的に選択するよう普及啓発を行うことで、販売店での包装の簡素化を推進する。



各主体の役割
【町民】 商品購入時には、できるだけ包装の少ない商品を選び、無駄な包装は断る。
【事業者】 商品のばら売りや、包装を簡素化した商品の取り揃えなどに努める。
【行政】 町民に簡易包装の優先的な選択や過剰包装の断りなどを呼びかける。

施策9 詰替商品・リターナブル容器の利用推進

詰替商品やリターナブル容器を使用した商品の利用・購入によって、ごみの削減を図ることが可能である。近年は、詰替商品やリターナブル容器を使用した商品が数多く店頭に並び、利用しやすい環境となっている。

これらを優先的に購入するよう呼びかけるなど、利用促進を図る。



各主体の役割

【町民】

商品購入時には、詰替商品やリターナブル容器を利用した商品を優先的に購入する。

【事業者】

詰替商品やリターナブル容器を利用した商品の取り揃えなどに努める。

【行政】

詰替商品・リターナブル容器使用商品の優先的購入を呼びかける。

施策10 生ごみの水切りの推進

本町では生ごみは燃やせるごみとして焼却処分をしているが、生ごみのおよそ8割は水分と言われており、生ごみの水切りによって得られる環境負荷低減効果は大変大きいものである。生ごみの水切りを行うことで、ごみの減量や焼却施設における燃焼効率の向上、燃料の節減、CO₂の発生抑制につながる。また家庭では、生ごみの水切りによりごみの容積が低減するためごみ袋の節約ができ、また水分による腐敗を抑えて臭気の発生抑制にもつながるほか、生ごみの汁を主因とするごみステーションの汚損も防ぐことができる。

本町では生ごみの水切りについて、その重要性やメリット、水切りの方法等の普及啓発を行うことで、生ごみの水切りを推進する。



各主体の役割

【町民】 【事業者】

野菜の皮を切る際は水分が付着しないよう工夫をしたり、生ごみを出す前に絞る※など、生ごみの水切りを行う。

【行政】

生ごみの水切りに関する様々な情報を普及啓発し、生ごみの水切りを積極的に実践するよう呼びかける。

※衛生的な観点から、生ごみの水切りを行う際は手袋をするように留意すること。

施策 11 家庭での食品ロス削減推進

農林水産省は、日本で発生する食品ロスは令和 3 年度実績で 523 万トンであり、そのうち家庭から発生する食品ロスは 244 万トンであったと公表をしている（推計値）。

本町は、家庭において実践することのできる身近な食品ロス削減対策（◆食品ロスとは？◆を参照）や効果的な事例を広報や HP で紹介するなど、食品ロスの削減を推進する。

各主体の役割
【町民】 家庭内や外食時、買い物時において、積極的に食品ロスの削減に努める。
【行政】 食品ロス削減対策や削減に効果的な事例等を紹介し、食品ロス削減を推進する。

施策 12 事業者における食品ロス削減推進

農林水産省は、事業系食品ロスは令和 3 年度実績で 279 万トンと公表をしており、日本で発生する食品ロス全体に占める割合は、家庭で発生するものよりも多い現状にある。

本町は、スーパーなどの食品を取り扱う販売店に対して、食品ロスの削減につながる店頭用 POP やポスターなどの啓発資料の掲示を啓発することで、消費者だけでなく従業員に対しても食品ロスの意識向上を図り、事業者における食品ロスの削減を推進する。

各主体の役割
【事業者】 食品ロスの削減に関する POP やポスター等の啓発資料を店頭に掲示する。
【行政】 国や県等の啓発資材の情報を提供し、事業者での食品ロス削減を推進する。

◆食品ロスとは？◆

食品ロスとは本来食べられるのに廃棄される食品のことである。平成 27 年の国連サミットで採択をされた「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」でも食料の損失を減少させるよう掲げられており、食品ロスは世界的な重要課題となっている。日本では、食料を大量に輸入しているにも関わらず、その多くが様々な過程で廃棄をされており、食品の製造・運搬・流通・販売の過程で投じられた多くの資源が無駄になっている。

～食品ロス削減対策事例～

家庭で	買い物・外食で
・食材の特性に合った保存をする ⇒食材の特性に合わせて長持ちする方法で保存する ・残り物を把握して調理する ⇒家にある食材・残り物の状態や量を把握して調理する ・作り方を工夫する ⇒食べられる量のみ作る/外出予定や体調に合わせて作る量を調整する/食材の切り方を工夫し無駄なく使う ・食べ残さない、残っても捨てない ⇒残ったものも捨てずにリメイクしたり、複数回に分けて消費する	・残り物と食材、期限を確認して買い物 ⇒不要なまとめ買いや衝動買いを避け消費できる量を買う ・消費方法を考えてから買う ⇒いつまでに、どのように消費するか考えてから買う ・賞味期限・消費期限の意味を知って買い物 ⇒とまどり（すぐに消費するものは、商品棚の手前に置かれた期限の短いものから購入する）を実践する ・3010 運動を実践する ⇒宴会時の開始 30 分と終了前 10 分は料理をしっかり食べる活動

(3) 町民・事業者との協働に関する施策

施策 13 しまエコショップ認定制度の活用

島根県では、省エネ・省資源の視点で店舗やサービスを選択するなど、消費者が環境にやさしい店舗を積極的に利用する社会を作るため、「しまエコショップ」登録制度を創設している※。事業者に対し、しまエコショップ認定制度の周知を図り、その活用を要請する。また、町民に対し、しまエコショップ認定店舗を紹介するとともに積極的に利用するよう啓発啓発を行う。

※参考：しまエコショップホームページ

各主体の役割
【町民】 しまエコショップ認定を受けた店舗を積極的に利用する。
【事業者】 しまエコショップ認定制度を活用する。
【行政】 販売店にしまエコショップ認定制度の存在を周知し、制度の利用を要請する。

施策 14 販売店への協力要請

ごみの減量・再資源化の推進には、販売店の協力が必要不可欠である。スーパー等の販売店等に対し、簡易包装の実施や詰替商品・リターナブル容器使用製品の取り揃え、マイバック持参の呼びかけなど本町の施策への協力や、資源物の店頭回収実施などへの協力を呼びかける。また、協力店の取組等を広報等で紹介する。

各主体の役割
【町民】 簡易包装の実施や、詰替商品・リターナブル容器包装使用製品の販売、店頭回収等を実施している協力店を積極的に利用する。
【事業者】 資源物の店頭回収協力店となり、町民との協働によるごみの削減に向けた取組や情報発信を積極的に行う。
【行政】 事業者に協力を要請するとともに、資源物の店頭回収協力店の活動を広報等で紹介するなど、町民・事業者の取組を支援する。

施策 15 協働によるごみ減量等の推進

ごみの減量については、町民、事業者と協力することで、より効果的に進めることが可能であり、町民、事業者の声を施策に取り入れることが重要である。

本町では、奥出雲町地球温暖化対策地域協議会（旧 3 R 推進協議会）を設置し、地球温暖化対策を中心に環境問題全般について、町民、事業者との協議の場を設けている。

地球温暖化対策地域協議会において、ごみ問題に関する町民、事業者の意見を抽出し、施策へ反映させるものとする。

各主体の役割
【町民】 【事業者】 事業者、行政との協議会に参加し、積極的に意見交換を行う。
【行政】 町民、事業者の声を聴き、できる限り施策に取り入れる。

施策 16 地域環境リーダーとの連携

地域の中で主体的に活動するリーダーが存在することで、町民が行う環境活動やごみに関する取組が効果的なものになることが期待できる。島根県が委嘱している、しまねエコライフサポーターと連携するなど、環境リーダーを中心とした町民の活動を推進する。

また、本町においてもごみの出し方等を指導したり地域の声を本町に届ける窓口となる、ごみ減量推進員の設置を検討する。



ごみ処理施設視察研修



生ごみダイエツ講座



米袋マイバツづくり講習会

しまねエコライフサポーターの活動例

- クールチョイスセミナー
- 地域で省エネやエコドライブの勉強会
- うちエコ診断
- 生ごみダイエツ講座
- 米袋マイバツづくり講習会
- 地球温暖化防止環境展 など

しまねエコライフサポーター：それぞれが居住地の市町村で活動しており、環境に配慮した持続可能な社会づくりを目指し、ボランティアとして環境保全活動等に協力をいただいている。

各主体の役割
【町民】 地域のリーダーを中心に環境活動や 3 R の取組に参加する。また、環境問題に関心があれば、自らエコライフサポーターやごみ減量推進員となる。
【行政】 エコライフサポーターとの連携を図る。また、ごみ減量推進員の設置を検討する。

(4) 助成制度を活用した取組促進に関する施策

施策 17 助成制度活用推進

本町では、ふるさとづくり交付金制度を設けており、地域振興の為の様々な用途（ただし飲食等は不可）に利用できる一括した交付金を交付する制度としている。

過去には、ごみ集積場の設置や清掃用具の購入に利用した例もあり、今後もふるさとづくり交付金制度を継続するとともに、ごみ減量、3R推進やその他のごみ関連の活動費用に積極的に利用するよう町民に呼びかける。

各主体の役割
【町民】 ふるさとづくり交付金を利用し、ごみの排出抑制、再資源化、適正処理に取り組む。
【行政】 ふるさとづくり交付金は、ごみの排出抑制や再資源化等の活動にも利用できることを町民に周知する。

奥出雲町ふるさとづくり交付金の概要

【概要】

奥出雲町の特色あるふるさとづくりを推進し、住民の熱意と関心を高め、自主的なふるさとづくり活動を誘発するために、予算の範囲内においてふるさとづくり交付金を交付する。

【交付対象事業】

交付金の対象となる事業は、ふるさとづくりを進めるため、住民自ら考え、自ら行う事業のうち、次に掲げる事業とする。

- (1) 地域協働の推進に関する事業
- (2) 文化振興に関する事業
- (3) 安全・安心な地域づくりに関する事業
- (4) 環境保全、景観形成に関する事業
- (5) 上記のほか、町長が特に認める事業

【交付対象者】

交付の対象となる者は、交付対象事業に係る活動を行う地区の代表者とする。

【申請】

交付金の交付を受けようとする交付対象団体は、ふるさとづくり交付金交付申請書を町長に提出しなければならない。

【実績報告】

交付対象団体は、事業が完了したときは、ふるさとづくり交付金実績報告書及び事業収支決算書を町長に提出しなければならない。ただし、提出期限は、事業の完了した日から起算して、1月を経過した日または翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。

【交付金の経理】

交付対象団体は、交付金事業に係る収入及び支出を明らかにした証拠書類を整理し、かつこれらの書類を事業が終了した年度の翌年から起算して5年間保存しなければならない。

第7節 リサイクル推進計画

1. リサイクル推進計画の方針

ごみのリサイクルは、主にマテリアルリサイクルによって行われるため、家庭から資源ごみが排出される段階において、正しい分別と排出量の増加が必要である。そのため、町民及び事業者の分別への取組を支援するとともに、資源ごみを排出しやすい環境を整備する。また、リサイクルを推進するためのシステム作りを進める。

リサイクル推進計画の施策体系

(1) 分別収集の推進に関する施策

施策1	分別説明会の開催	●重点施策1
施策2	常設型回収拠点の設置検討	

(2) マテリアルリサイクルの推進に関する施策

施策3	小型家電類の回収体制	
-----	------------	--

(2) マテリアルリサイクルの推進に関する施策

施策4	プラスチック資源循環促進法への対応	
-----	-------------------	--

2. 具体的施策

(1) 分別収集の推進に関する施策

施策1 分別説明会の開催 重点施策1

可燃ごみや粗大ごみ、不燃ごみの中には、資源ごみに排出されていればリサイクルされていたはずのものが一定量混入しており、ごみの排出抑制やリサイクル促進のためには、分別の徹底が必要である。また、ごみが分別不徹底であると施設トラブルを招く要因にもなり、施設の安定稼働やごみの適正処理に支障をきたす恐れがある。

町民・事業者の協力を得たうえでごみ分別排出の徹底を図るため、分別を行うことの目的や分別徹底の意義等の解説を交えた分別ルールの説明会を開催する。

⇒【重点施策1を参照】

各主体の役割

【町民】【事業者】

説明会に参加し、ごみの排出抑制や資源化促進のためには、分別の徹底が必要であることを理解し、分別の徹底に協力する。

【行政】

分別徹底の目的や意義、必要性について町民・事業者に周知し協力を得るため、説明会を開催する。

施策2 常設型回収拠点の設置検討

資源ごみの収集日以外でも、町民が気軽にいつでも資源ごみを出せる場所があることで、資源ごみ回収量が増えることが期待できる。

そのため、常設型の資源ごみ回収拠点の整備を検討する。



各主体の役割
【町民】 常設型回収拠点が設置された際は、収集日に資源ごみを出すことが難しい場合などに積極的に利用する。
【行政】 町民の利便性を考慮し、資源回収拠点の設置場所や運営方法を検討する。

(2) マテリアルリサイクルの推進に関する施策

施策3 小型家電類の回収体制

小型家電類については、平成24年に「使用済小型電子機器再資源化促進法」（以下「小型家電リサイクル法」という。）が法制度化され、資源回収や有害物の適正処理推進のため分別回収し、適正に処理することが望ましいものとされている。本町では、金属・陶器・ガラス・小型家電として収集を行っており、小型家電のみの分別収集は行っていない。

仁多クリーンセンターにおいて、一部を回収し資源化業者に引き渡しているが、資源化量としてはわずかであり、多くの小型家電が埋立処分されている。

そのため、選別・回収作業員の増員などにより小型家電回収量の増加を図るものとする。また、分別区分の設定など回収体制の整備についても検討を行っていくものとする。

各主体の役割
【町民】 【事業者】 分別ルールを守ってごみを出す。
【行政】 施設での作業員の増員を行う。また、本町の実情に適合した回収体制構築の検討を行う。

小型家電リサイクル法の対象となる製品の例



環境省「小型家電リサイクルリサイクル法パンフレット」より抜粋

（３）プラスチックリサイクルの推進に関する施策

施策４ プラスチック資源循環促進法への対応

令和３年６月、国によって「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下、「プラスチック資源循環促進法」という。）が策定されており、プラスチック製品の流通全体における各主体それぞれが行うべき資源循環の取組が盛り込まれている。

本町においては、令和１４年度供用開始を目標とし資源リサイクル処理に係る雲南圏域での広域化施設の整備を検討しているところである。プラスチック製容器包装については、資源ごみとしての分別収集や店頭回収等での資源化を継続し、町民・事業者に対して協力を呼びかける。

各主体の役割

【町民】

プラスチック製容器包装については、正しい分別・排出方法で資源ごみとして排出し、もやせるごみとしての排出を削減する。また、店頭回収等を実施している協力店を積極的に利用する。

【事業者】

資源物の店頭回収協力店となり、町民との共同におけるごみの削減に向けた取り組みや情報発信を積極的に行う。また、資源リサイクル施設が新たに稼働する際には、資源物収集の面で行政に協力する。

【行政】

事業者に協力を要請するとともに、資源物の店頭回収協力店の活動を広報等で紹介するなど、町民・事業者の取組を支援する。
資源リサイクル施設の整備の調査検討を行い、稼働目標年度に向けて施設整備を行う。

◆プラスチック資源循環促進法の制度概要◆（環境省 HP 参考）

プラスチックの資源循環に向けては、プラスチックのライフサイクル全体において関わりのある、全ての事業者、自治体、消費者の皆様が相互に連携しながら、「プラスチック使用製品設計指針と認定制度」や「特定プラスチック使用製品の使用の合理化」、「製造・販売事業者等による自主回収・再資源化」、「排出事業者による排出の抑制・再資源化等」、「市区町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化」に取り組むことが重要です。

第8節 ごみ処理計画

1. ごみ処理計画の方針

収集から処理・処分までの流れにおいて、「収集運搬計画」「中間処理計画」「最終処分計画」を策定し、町民の利便性と必要経費等のバランスを考慮しつつ適正な行政サービスを提供する。また、ごみの適正処理への取組をもって、地域の環境保全に努める。

ごみ処理計画の施策体系

(1) 収集運搬計画

施策1 ふれあい収集事業

(2) 中間処理計画

施策2 ごみの適正処理及び雲南圏域のごみ処理広域化検討 ●重点施策2

(3) 最終処分計画

施策3 埋立処分場の適正管理

施策4 最終処分量の最小化及び雲南圏域のごみ処理広域化検討 ●重点施策2

(4) その他の計画

施策5 不法投棄対策

施策6 在宅医療廃棄物対策

施策7 水銀使用製品対策

施策8 地球温暖化防止対策

施策9 災害発生時の廃棄物対策

2. ごみ処理方法及び処理主体

本町から排出されるごみの処理主体を、排出から処理、処分に至る工程ごとに明確化する。
本町におけるごみの処理主体は図表4-4-1に示すとおりとする。

■発生抑制・再資源化(排出段階)

排出段階におけるごみ発生抑制、再資源化については、ごみの排出者である町民・事業者が行うものとする。適正処理の観点からのごみの発生抑制を推進する必要があることから、本町は排出者の取組に必要となる支援等を行い、協働してごみの発生抑制・再資源化を行う。

■収集・運搬

排出から収集段階までは町民との接点ともなるため、家庭系ごみについては本町が主体となっていくものとする。事業系ごみの運搬については、原則として*事業者自らの責任により行うものとする。

※収集1回あたり、町指定ごみ袋で4袋以下かつ20kg未満の排出量である事業所であれば町による収集が可能。ただし、町指定袋に分別のうえ、町指定袋に事業所名を記入し、朝8時までに排出すること。

■処理・処分

ごみの中間処理及び最終処分は、本町において行うものとする。

また、処理困難物や特別管理一般廃棄物については、製造責任者または排出者の責任において処理・処分を行うものとする。

◆図表 4-8-1 ごみ処理の段階ごとの処理主体（責任者）

排出者	排出抑制	収集運搬	中間処理	最終処分	再資源化	
					排出段階	処理段階
【生活系ごみ】 町 民	町 民	本 町	本 町	本 町	町 民	本 町
【事業系ごみ】 事業者	事業者	事業者	事業者 本 町	事業者 本 町	事業者	事業者 本 町

※委託処理の場合も本町の処理主体として含む。

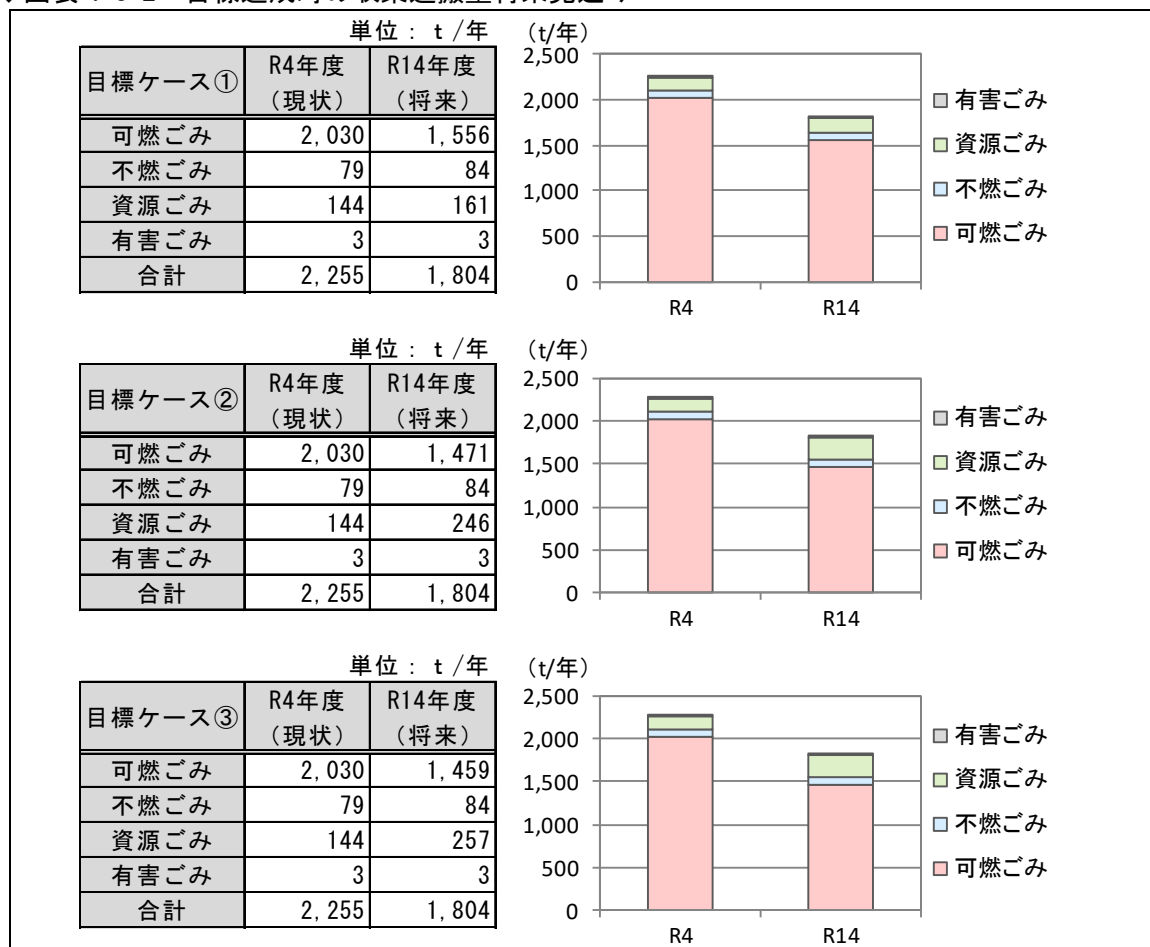
3. 収集運搬計画

収集運搬については、現状に引き続き、事業系ごみと直接搬入としている粗大ごみを除き、委託による収集を行う。その分別区分や収集体制、処理の流れ等は「第1節 ごみ処理の現状」を参照すること。

(1) 将来見込み

すべての目標ケースにおいて、収集運搬量は令和14年度に1,804 t/年の見込みとなる。

◆図表 4-8-2 目標達成時の収集運搬量将来見込み



(2) 具体的施策

施策1 ふれあい収集事業

本町のごみ収集方式はステーション方式である。この方式は、介護が必要な高齢者や身体障がい者など、ごみ出しが困難な町民にとって負担が大きい方式である。全国的に高齢化が進行しており、本町においても、ごみの分別や排出が困難になる世帯の増加が考えられる。

したがって、今後は、福祉事務所や関係機関と連携して高齢化社会に配慮した分別や排出の支援方法を検討していくものとする。



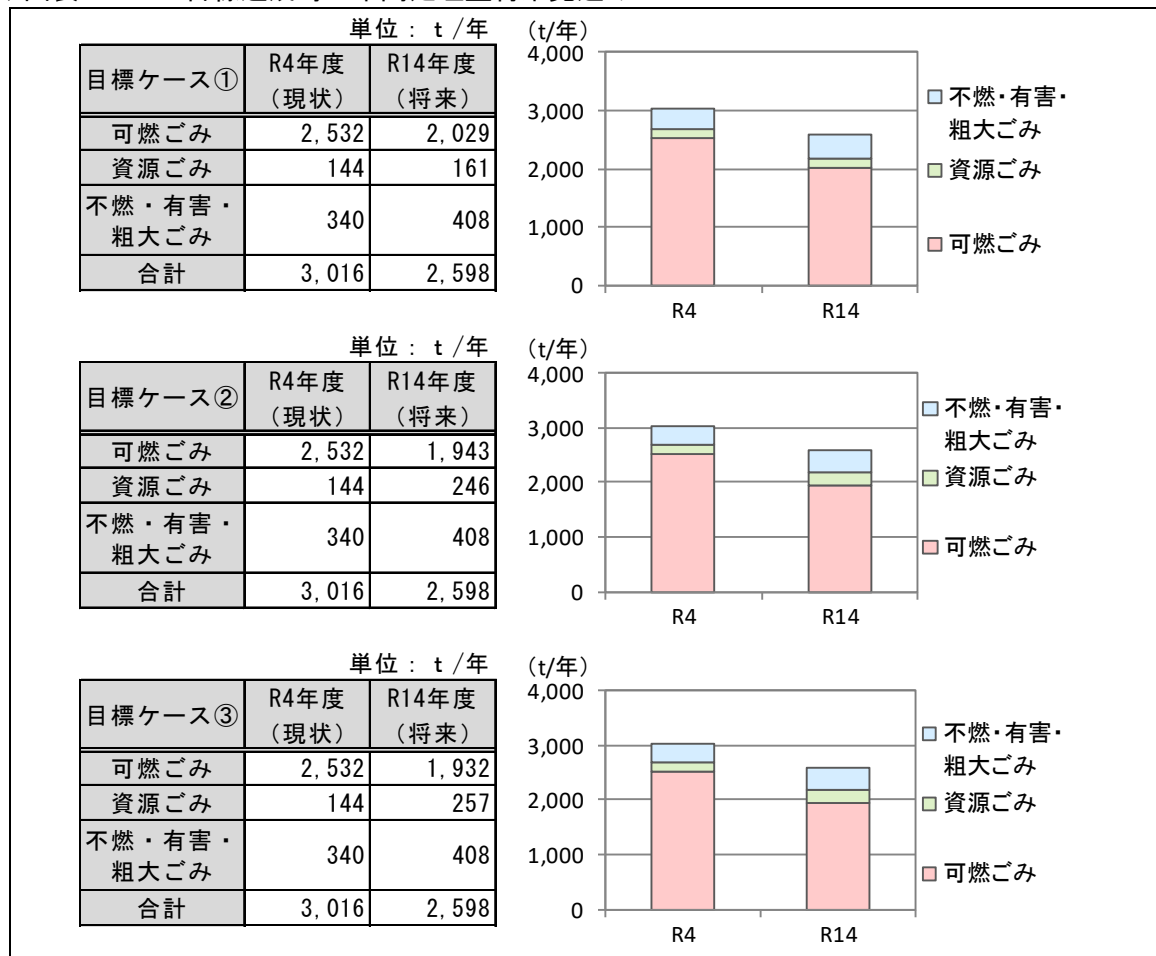
4. 中間処理計画

中間処理については、可燃ごみは当面の間、仁多可燃物処理センターにて焼却処理を行う。また、不燃ごみ及び資源ごみ、有害ごみ、粗大ごみは、引き続き仁多クリーンセンター粗大ごみ処理施設にて破碎・選別処理を行う。

(1) 将来見込み

すべての目標ケースにおいて、中間処理量は令和14年度に2,598 t/年の見込みとなる。

◆図表 4-8-3 目標達成時の中間処理量将来見込み



(2) 具体的施策

施策2 ごみの適正処理及び雲南圏域のごみ処理広域化検討 **重点施策2**

本町が運営管理するごみの中間処理施設は、昭和56年に供用を開始した仁多可燃物処理センター及び平成11年に供用を開始した仁多クリーンセンター粗大ごみ処理施設の2施設である。特に、仁多可燃物処理センターは供用開始から40年以上が経過しており、老朽化が著しく進行している状況にある。ごみ処理広域化に伴う施設整備の検討を行いつつ、今後も効率的な施設運営、保守管理を行い、ごみの適正処理の維持に努めるものとする。

⇒【重点施策2を参照】

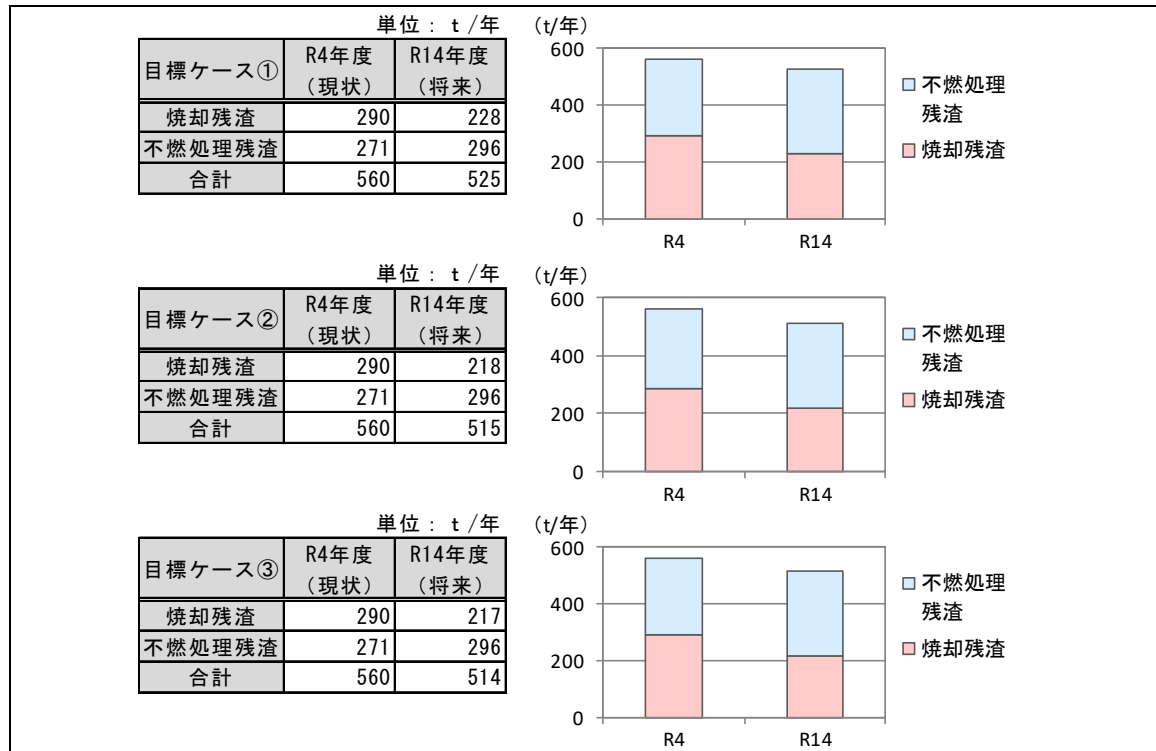
5. 最終処分計画

焼却残渣、粗大ごみ処理施設での破碎選別処理後の不燃残渣及び破碎不適物の最終処分については、仁多クリーンセンター最終処分場にて行うものとする。

(1) 将来見込み

令和 14 年度の最終処分量は、目標ケース①の場合は 525 t /年、目標ケース②の場合は、515 t /年、目標ケース③の場合は 514 t /年となる見込みである。

◆図表 4-8-4 目標達成時の最終処分量将来見込み



(2) 具体的施策

施策3 埋立処分場の適正管理

本町が運営管理する埋立処分場は、仁多クリーンセンター最終処分場の1施設である。最終処分場は、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号。）に基づく適正な維持管理を継続して行い、周辺環境の保全に努めるものとする。

施策4 最終処分量の最小化及び雲南圏域のごみ処理広域化検討 重点施策2

仁多クリーンセンター最終処分場は残余容量がひっ迫している現状にあることから、令和14年度の供用開始を目指した新施設整備事業の検討を進めているところである。仁多クリーンセンター最終処分場をより長期間使用していくため、分別徹底により資源化可能なごみの埋立物への混入を防ぐとともに、現場作業による選別等を行い、可能な限り最終処分量を最小化していくものとする。

⇒【重点施策2を参照】

6. その他の計画

(1) 具体的施策

施策5 不法投棄・ポイ捨て対策

みだりにごみを捨てる行為は廃棄物処理法第16条で禁止されており、これに違反した場合、5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金またはその両方に処される。不法投棄やポイ捨ては大きな社会問題であり、不法投棄場所のみではなく、その周辺地域の環境破壊や景観の悪化が懸念される。そのため、不法投棄防止に関する取組は、各種啓発パンフレットの配布や防止看板を無料提供し、廃棄物を捨てにくい環境を創ることにより、不法投棄防止の普及啓発を図る。また、地元住民や県、警察等関係機関と連携してパトロールを実施していくものとする。



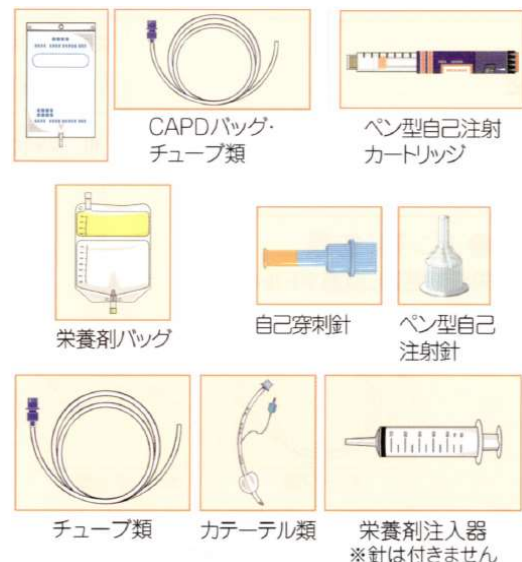
施策6 在宅医療廃棄物対策

高齢化社会の進行に伴って、近年では国においても在宅医療の推進が行われ、一般家庭からも医療廃棄物が発生する状況が生まれている。

在宅医療廃棄物の中には注射針など危険なごみも含まれており、他の自治体では注射針がごみ分別作業者に刺さる事故が発生した事例もあるなど、適正な処理が必要とされている。

本町では、栄養剤バッグなど危険性のないものは可燃ごみとして収集し、針や血液付着部物など鋭利なものや感染性のあるものなど危険性のある在宅医療廃棄物は収集・処理を行わず、主治医または医療機関による回収としている。

今後も、在宅医療廃棄物による事故を防ぐため、医師や医療機関との連携を図り適正な処理を推進する。



日本医師会「在宅医療廃棄物の取扱いガイド」より抜粋

◆図表 4-8-5 在宅医療廃棄物の回収について（本町で処理できない在宅医療廃棄物）

品目	処分方法	回収方法
・注射針、点滴針	使用後は、蓋付で密閉できる固い容器（インスタントコーヒー等の空瓶）に入れる。 （ペットボトルでは貫通のおそれ有り）	主治医 または医療機関
・チューブ・カテーテル類 ・点滴のバッグ、点滴の回路 ・輸液セット ・IVH（※）器具 ・感染するおそれのある血液の付着したガーゼ、脱脂綿など	使用後はビニール袋などで密閉して他に触れないようにする。 （※IVH: Intravenous Hyperalimentation: 中心静脈栄養法）の略称	主治医 または医療機関

施策7 水銀使用製品対策

水俣病で知られる水銀汚染は、我が国にとどまらず途上国においても大きな問題となっていることを背景に、国連環境計画（UNEP）では国際的な水銀の管理に関して法的拘束力のある文書を制定するため「水銀に関する水俣条約」（Minamata Convention on Mercury）が合意された。

我が国においても、水銀に関する水俣条約を締結したことを受け、水銀による環境汚染の防止に関する法律（以下「水銀汚染防止法」という。）が公布され、これに合わせて、廃棄物処理法や大気汚染防止法及びその施行令・施行規則等が順次改正されている。水銀汚染防止法では、市町村に対して水銀使用製品の適正回収を責務として規定しており、本町においても対応が必要となる。

主要な水銀使用製品としては、蛍光管、ボタン電池、水銀体温計・温度計・血圧計が挙げられる。本町では、ボタン電池、水銀体温計・水銀温度計・水銀血圧計はボックス回収による分別収集を行い資源化業者へ引き渡している。蛍光管については、空きびん・ガラス類として収集し、破碎後、埋立処分している。

蛍光管については、適正回収・適正処理を推進するため、今後、ボックス回収等の検討を行うこととする。

また、ごみ排出時の破損による水銀飛散防止や可燃ごみへの混入による可燃ごみ処理焼却施設の排ガスからの水銀飛散防止のため、また、退蔵品（使用もせず廃棄もせずに保持されているもの）の排出促進のため、町民に対して法規制及び分別ルールや排出時の注意点など適正排出の周知徹底を図る。

◆図表4-8-6 主な水銀使用製品の回収方法

主な水銀使用製品	 蛍光管			 ボタン電池		 水銀体温計 水銀温度計		 水銀血圧計
	「有害ごみ」として収集 ただし、割れた場合は 「不燃ごみ」として収集			「有害ごみ」として収集 もしくは 以下の場所での ボックス回収		以下の場所でのボックス回収		
現状の回収方法				仁多庁舎入口回収ボックス 横田庁舎入口回収ボックス 各地区公民館回収ボックス		仁多庁舎（町民課）回収ボックス 横田庁舎（税務課）回収ボックス		

施策8 地球温暖化防止対策

令和2年10月、日本国政府により、カーボンニュートラル宣言が宣言された。これは令和32年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにするという宣言であり、廃棄物処理分野においても対策を講じていく必要がある。本町では、令和5年6月に奥出雲脱炭素宣言を宣言しており、今後とも化石燃料が原料であるレジ袋の削減や、可燃ごみ焼却処理施設でのエネルギー浪費に繋がる生ごみの余分な水分の水切りなど、温室効果ガス排出の抑制に資する取組の実施、施策の展開を行っていくものとする。

◆図表4-8-7 奥出雲町脱炭素宣言 宣言文

奥出雲町脱炭素宣言

奥出雲町は、今から約1300年前に編纂された「出雲国風土記」に良質な鉄の産地と記され、たたら製鉄とともに生きた先人の営みは、永続的に循環させるという、人と自然が織りなす景観と将来にわたって人々に恵みをもたらす持続可能な農業を生み出し、たたら製鉄の砂鉄採取のために切り崩された山々は、荒廃することなく次々と豊潤な棚田に姿を変えてきました。

こうした先人達の取組や優れた景観が評価され平成28年4月に「日本遺産」、平成31年2月に「日本農業遺産」の認定を受けています。

近年、地球温暖化を起因とする気温の上昇による真夏日・猛暑日の増加、短時間の大雨の増加など、人類に影響を与える深刻な気候変動が問題となっています。本町においても、先人たちから受け継がれてきた持続可能な農林業や生活、景観に地球温暖化が深刻な影響を与えることが懸念されます。

こうしたことから、本町においては水力・太陽光など再生可能エネルギーの普及、また、ごみの減量化等の取組を進めてまいりました。

しかし、地球温暖化はこれからも一層進行するため、私たちの生活は今まで以上に気候変動に脅かされることを一人一人が認識するとともに、先人たちから受け継いだこの奥出雲の豊かな自然環境や地域社会を後世に引き継ぐために、さらに取組を強化していく必要があります。

これらを踏まえ、再生可能エネルギーの一層の普及や地域資源の一層の活用と地域内経済の循環を強化し、奥出雲町に関わる全ての皆様とともに、2050年までに脱炭素社会の実現を目指すことを決意し、目標に向かって取り組んでいくことをここに宣言いたします。

2023年6月9日

奥出雲町長 **桑原保**



— 奥出雲町における脱炭素社会の実現を目指す取組み(例示) —

- ① 再生可能エネルギーの導入推進(太陽光・蓄電池、バイオマス、水力)
- ② 遊休地等における営農型太陽光発電(ソーラーシェアリング)の検討
- ③ 太陽光発電を利用した歩道融雪設備の導入検討
- ④ 環境にやさしい自動車(電気自動車(EV))の導入促進
- ⑤ 自然と共生した資源循環型の林業振興(保全、整備、木材利用の促進)
- ⑥ SDGs未来都市の選定
- ⑦ 環境教育(木育)の推進(幼少期からSDGsへの理解と促進)
- ⑧ 住宅、建築物の省エネ性能向上(高断熱、高効率設備の導入)
- ⑨ 町有林J-クレジット制度の導入



※脱炭素社会の実現とは、政府が掲げる温室効果ガスの排出を全体としてゼロを目指すもので、「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、森林・森林管理などによる「吸収量」を差し引いて合計を実質的にゼロにすることを意味します。

(「排出量」:「吸収量」ともに人為的なもの)

※バイオマスとは、動植物などから生まれた資源の総称です。「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」であり、主に木材、生ごみ、ふん尿などがあります。バイオマスを燃焼させると二酸化炭素を放出しますが、それはバイオマス燃料が成長過程で大気中から吸収したものであるため、新たに二酸化炭素を増加させるわけはありません。このため、二酸化炭素の増減に影響を与えない性質を持っているとされています。

※「SDGs未来都市」とは、内閣府が2018年度(平成30年度)よりSDGsの達成に向けた取組を積極的に進める自治体を公募し、経済・社会・環境の三側面の統合的取組により、新たな価値を創造する提案を行った自治体を認定する制度です。

※J-クレジット制度とは、省エネルギー設備の導入や森林経営などの取組による、CO2等の温室効果ガスの排出削減や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度であり、CO2排出の埋め合わせを行うことができます。

施策9 災害発生時の廃棄物対策

災害時に多量に発生する廃棄物は、各地で散乱して存在することが多く、早急な撤去が求められる。そのためには、被災地の状況に応じた適切な処理体制を構築する必要がある。

本町では、令和4年3月に「奥出雲町地域防災計画」の策定及び改定をしており、災害発生時にはその計画に基づき、被災地域や県・周辺市町村・関係機関等との連携したごみの処理体制を構築していくものとする。

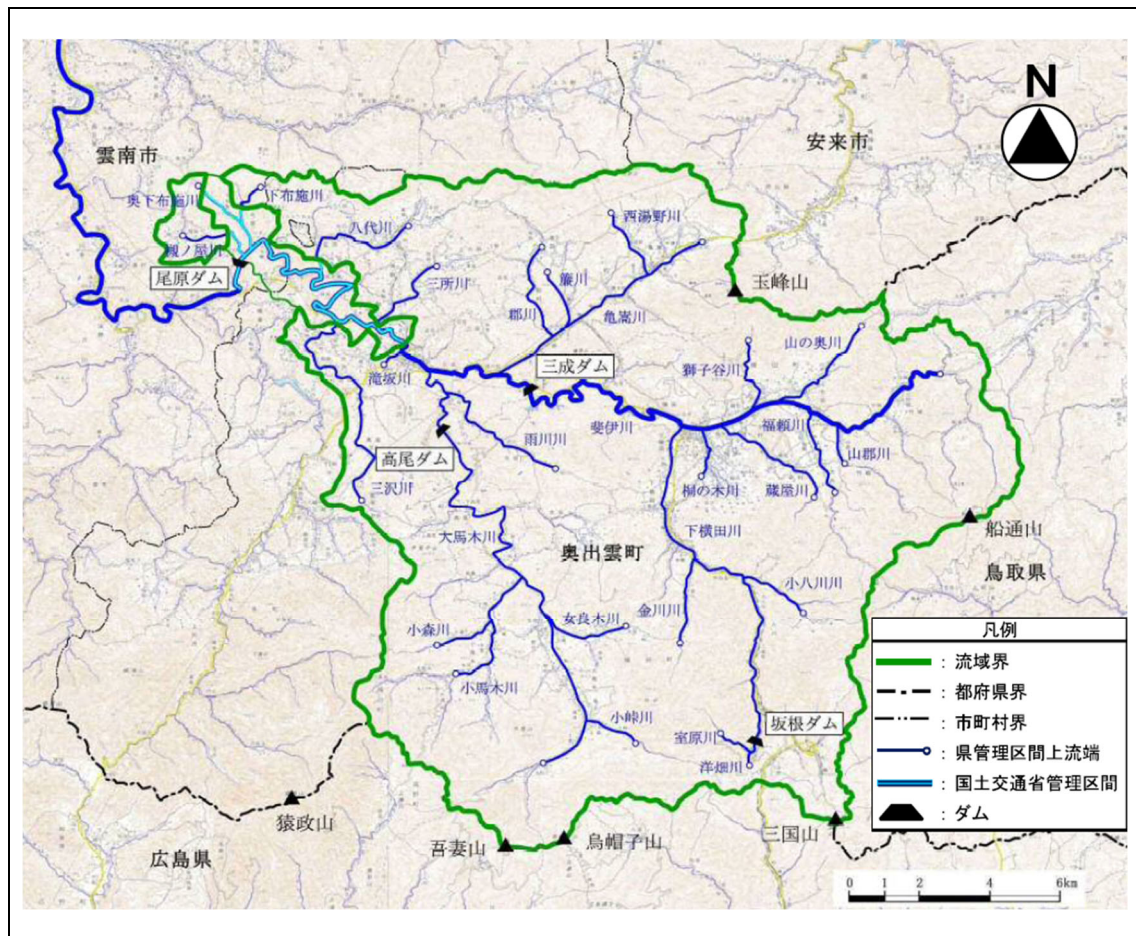
第5章 生活排水処理基本計画

第 1 節 水環境、水質保全に関する状況

1. 水環境

本町は、中国山地の連なる中山間地に位置している。町の中央には、水源を島根、鳥取の県境にある船通山に発し、簸川平野を貫流し宍道湖・中海を経て境水道で美保湾に注ぐ 1 級河川の斐伊川が流れ、その支流の地域には農地が開けており、市街地や集落が散在している。

◆図表 5-1-1 本町の主要河川（斐伊川水系）



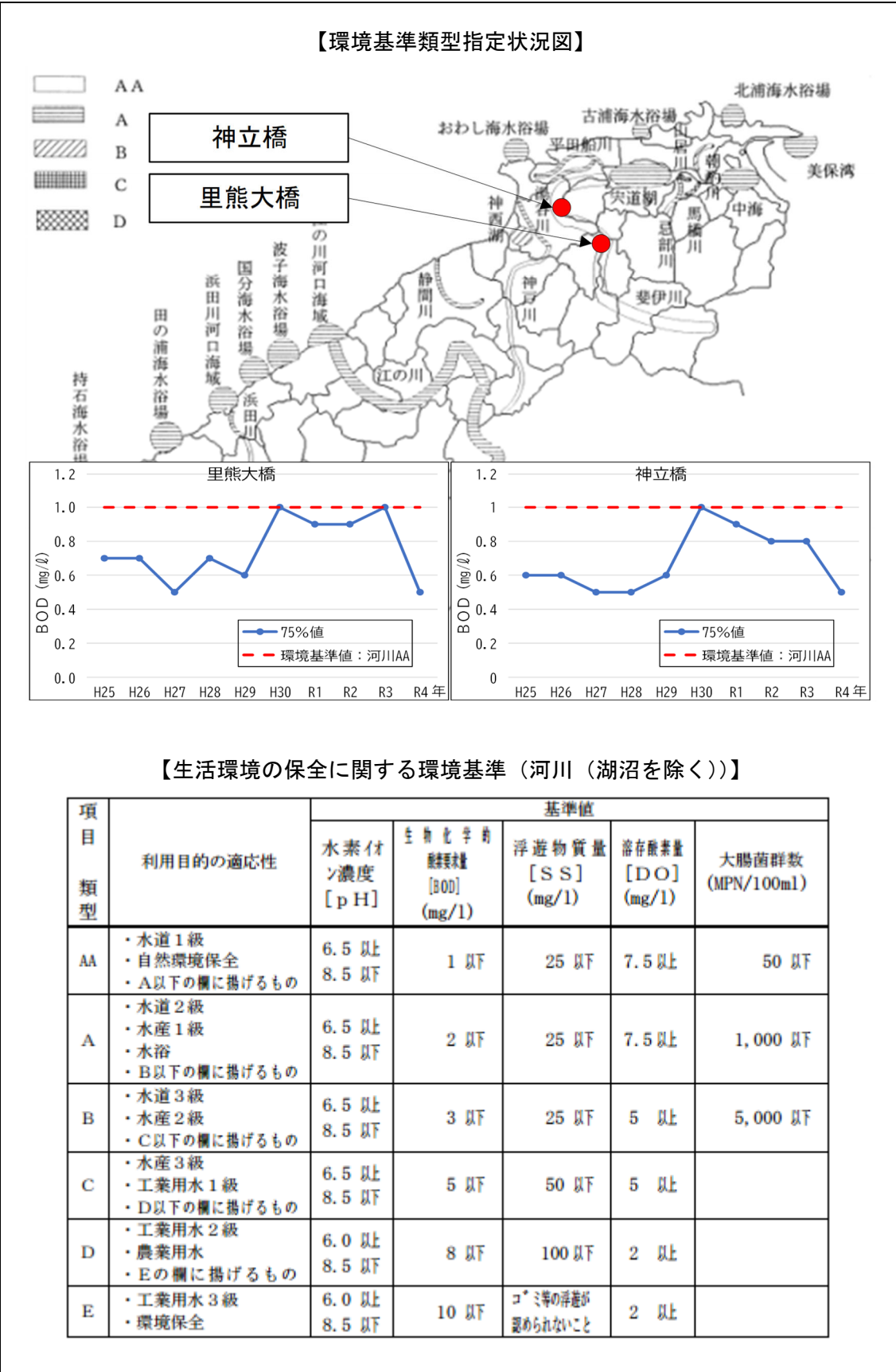
出典：島根県「斐伊川水系上流域河川整備計画」

2. 水質保全の状況

本町の生活排水処理施設の整備は平成元年より開始し、生活排水処理対策に努めてきたが、現在も生活排水を未処理のまま集落内、農業用水路などを通じて、河川等に排出している家庭がある。宍道湖・中海の湖沼法が制定されている中、1 級河川斐伊川の最上流を町域に持つ本町としては、公共用水域の水質保全に対する責任は極めて大きいものがある。

環境基準において、斐伊川の上流から宍道湖流入部までの本川は AA 類型に指定されており、令和 4 年での過去 10 年間は、継続して環境基準値を達成している。

◆図表 5-1-2 公共用水域の水質汚濁状況



第2節 生活排水処理の現状と課題

1. 生活排水処理の流れ

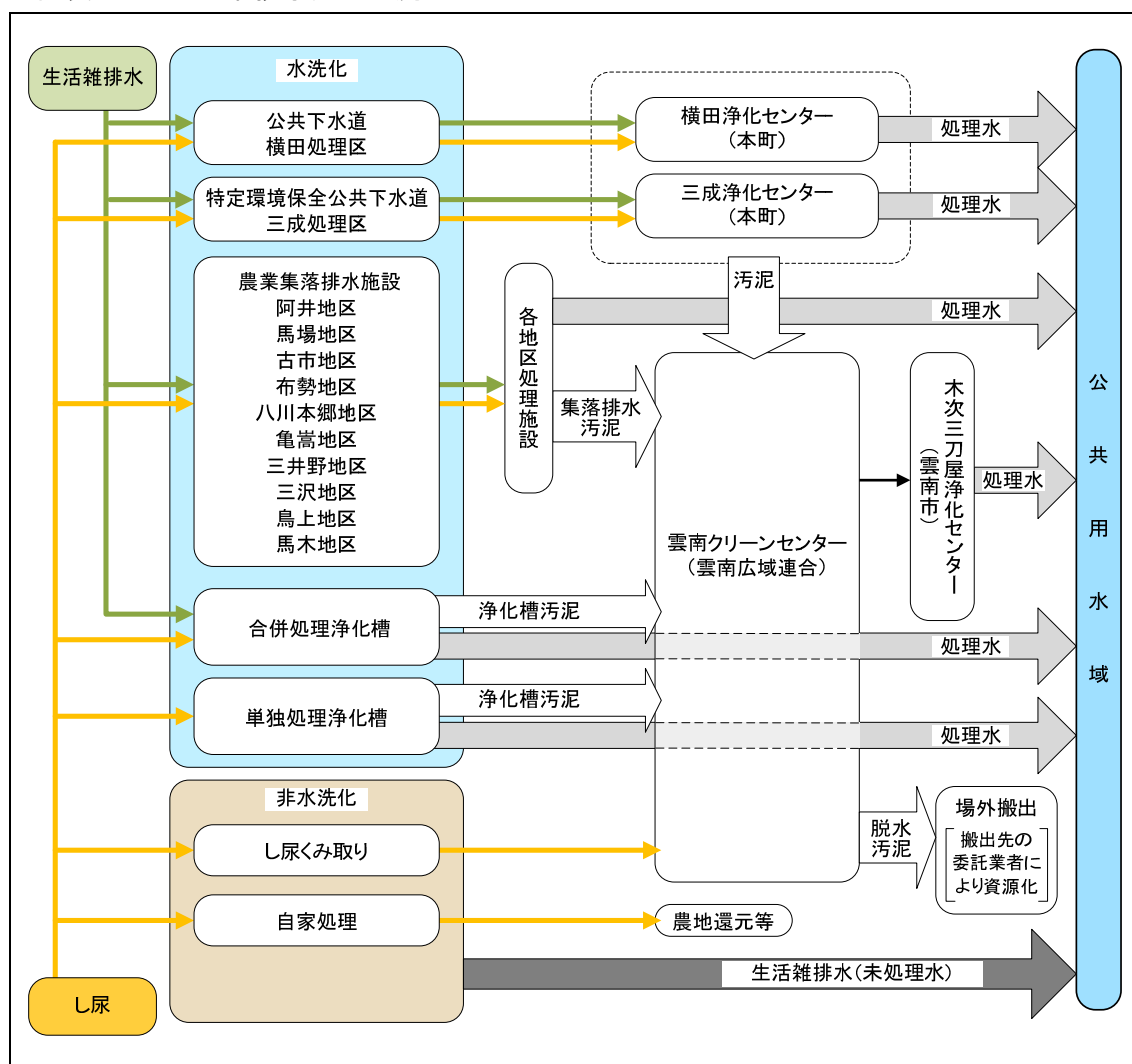
本町におけるし尿・生活雑排水の処理・処分体系は図表 5-2-1 に示すとおりである。

合併処理浄化槽を設置している世帯または公共下水道、農業集落排水及びその他の集合処理施設に接続している世帯では、し尿と合わせて生活雑排水が処理されている。また、本町にはくみ取り便槽または単独処理浄化槽の世帯も存在しており、これらの世帯ではし尿のみが処理され、生活雑排水については未処理のまま公共用水域に放流されている。

本町内に整備している公共下水道は横田処理区と三成処理区の2つである。また、農業集落排水施設を10地区において整備している。

くみ取り便槽の世帯等から発生するし尿及び単独・合併処理浄化槽で発生する汚泥は、雲南広域連合が管理・運営している汚泥共同処理施設の雲南クリーンセンターに搬入しており、機械脱水後の分離液は隣接する木次三刀屋浄化センターにて適正に処理されている。

◆図表 5-2-1 生活排水処理の流れ



2. 生活排水処理施設整備の状況

本町においては、公共下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽による個別処理によって生活排水の処理を行っており、その施設整備の概要は次に示すとおりである。

(1) 公共下水道

公共下水道については、2つの処理区にて整備を行っており、ともに整備は完了している。

◆図表 5-2-2 公共水道事業の概要

処理区	三成	横田
全体計画(人口／面積)	1,370 人／55.5ha	1,560 人／120.4ha
整備状況(人口／面積)	1,350 人／54.7ha	1,554 人／112.5ha
接続人口	1,227 人	1,259 人
供用開始	平成 10 年度	平成 12 年度
事業状況	平成 15 年度整備完了	平成 23 年度整備完了

資料：島根県 HP「令和 4 年度末における下水道事業の整備状況」

(2) 農業集落排水

農業集落排水については、10 地区において事業を実施しており、施設整備は全て完了している。

◆図表 5-2-3 農業集落排水事業の概要

地区	阿井	馬場	古市	布勢	八川本郷
計画処理人口	1,470	550	930	1,560	500
整備年度	H3～H8	H3～H7	H4～H9	H6～H11	H8～H10
事業状況	整備完了	整備完了	整備完了	整備完了	整備完了
地区	亀嵩	三井野	三沢	鳥上	馬木
計画処理人口	810	1,010	315	1,164	831
整備年度	H11～H14	H11～H15	H13～H16	H14～H18	H15～H20
事業状況	整備完了	整備完了	整備完了	整備完了	整備完了

※馬木地区は、大馬木、小馬木の 2 処理区

(3) 合併処理浄化槽

小型の合併処理浄化槽については、平成 15 年度より市町村設置型の補助事業による整備を実施しており、現状での整備人口は、個人設置型その他の合併処理浄化槽も合わせて 3,447 人となっている。

◆図表 5-2-4 合併処理浄化槽の整備計画の概要（令和 4 年度末現在）

浄化槽設置整備	浄化槽市町村整備	その他
1,070 人	2,136 人	241 人

資料：島根県 HP「令和 4 年度末における下水道事業の整備状況」

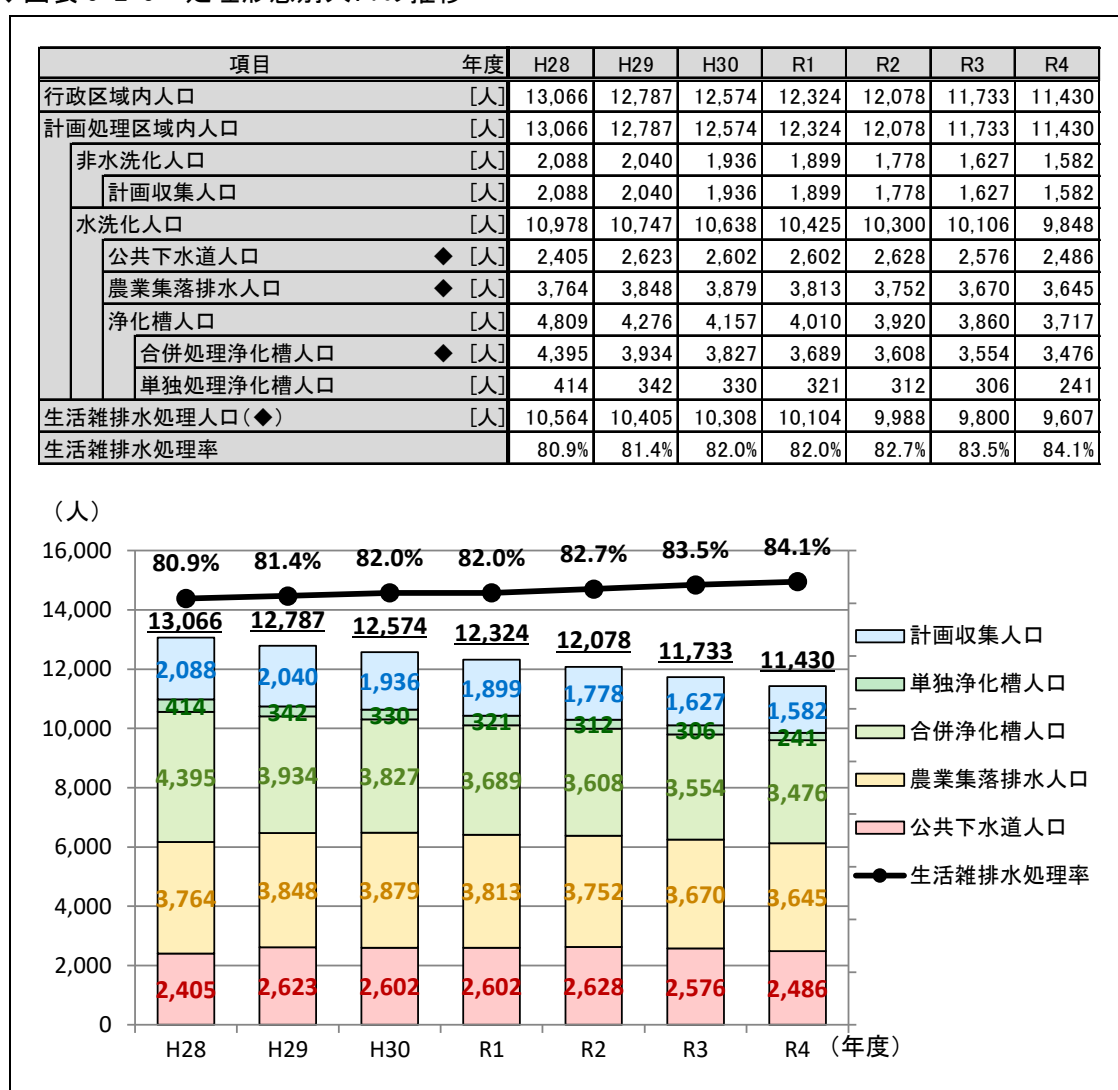
3. 処理形態別人口

本町における過去5年間の処理形態別人口の推移は図表5-2-5に示すとおりである。

令和4年度においては、計画処理区域内人口11,430人のうち生活雑排水が処理されている人口は9,607人で、生活雑排水処理率は84.1%となっている。その内訳としては、公共下水道への接続人口が2,486人、農業集落排水への接続人口が3,645人で、合併処理浄化槽の設置人口が3,476人である。

一方、残りの1,823人が、風呂、台所及び洗濯等の生活雑排水が適正に処理されていない人口であり、し尿収集（くみ取り）をしている人口が1,582人、単独処理浄化槽の設置による人口が241人となっている。

◆図表5-2-5 処理形態別人口の推移



4. 収集運搬の状況

(1) 収集運搬体制

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、し尿は許可業者 1 社、浄化槽汚泥は許可業者 3 社による体制で行っている。なお、浄化槽清掃については、浄化槽汚泥の収集運搬許可業者が併せて実施している。

◆図表 5-2-6 し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬体制

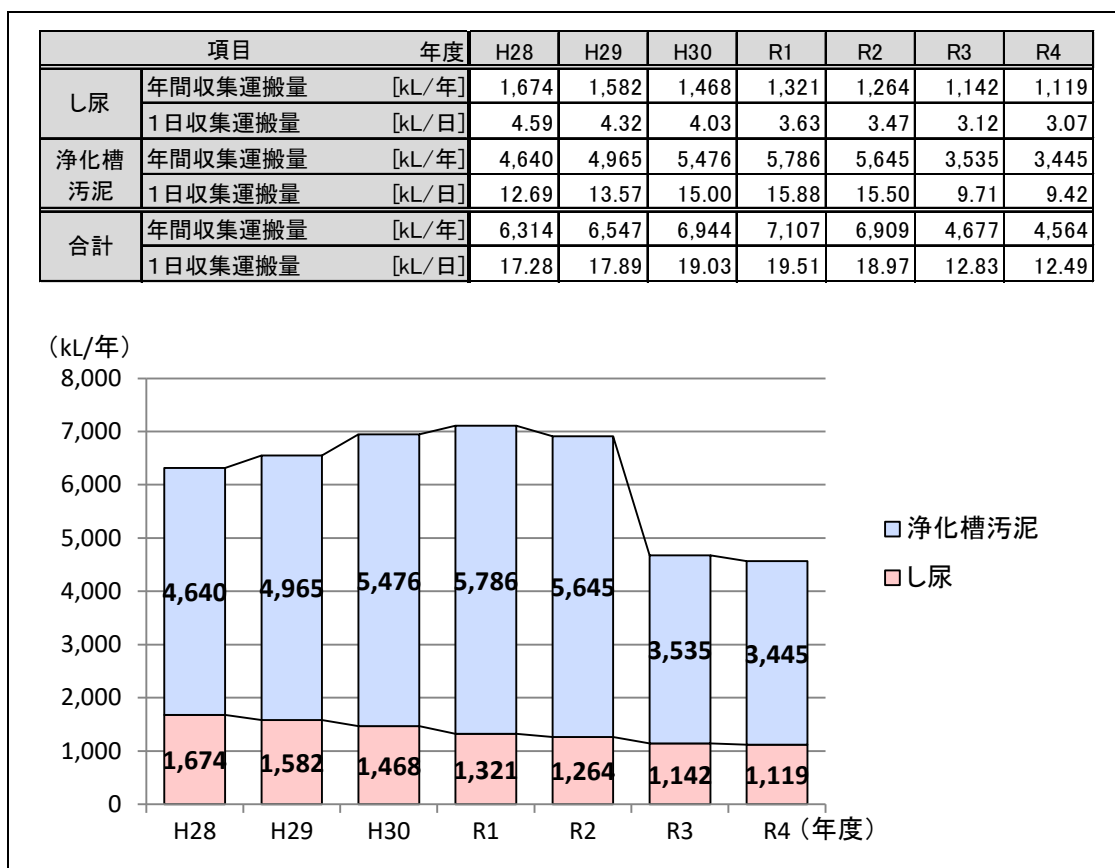
	し 尿	浄化槽汚泥
収集運搬形態	許可業者（1 社）	許可業者（3 社）
収集運搬車両	バキューム車	バキューム車

(2) 収集実績

本町におけるし尿及び浄化槽汚泥収集量の推移は図表 5-2-7 に示すとおりである。

公共下水道の整備及び接続によってし尿、浄化槽汚泥ともに収集量は減少しており、特に浄化槽汚泥は減少量が大きく、令和 2 年度から令和 3 年度にかけて 37% 程度減少している。これは、令和 3 年度以降は、町が管理している浄化槽の収集汚泥を農業集落排水処理施設に搬入し、濃縮処理を行っているためである。

◆図表 5-2-7 し尿及び浄化槽汚泥収集量の推移



5. 中間処理・資源化・最終処分の状況

(1) 中間処理の状況

し尿及び浄化槽汚泥は、前項に示した収集運搬体制によって雲南広域連合が管理・運営する処理施設、雲南クリーンセンターに搬入している。雲南クリーンセンターは、近年のし尿量の減少及び下水道汚泥発生量増加を背景に、平成 25 年度から平成 29 年度にかけて汚泥共同処理施設へと施設更新を行った。汚泥供給処理施設では、し尿及び浄化槽汚泥を凝集反応槽や濃縮機で濃縮し、汚泥脱水機（スクリーンプレス）により機械脱水を行っている。機械脱水後の分離液は木次三刀屋浄化センターにて適正に処理されており、脱水汚泥は民間業者で資源化されている。

◆図表 5-2-8 汚泥共同処理施設概要

施設名称	汚泥共同処理施設「雲南クリーンセンター」
所在地	島根県雲南市木次町里方 568 番地
敷地面積	6,321.35 m ² (建築面積 1,929.67 m ²)
処理方式	機械脱水(スクリーンプレス脱水)
処理能力	144m ³ /日
竣工	平成2年度
施設更新工期	平成 25 年7月～平成 29 年8月
処理開始	平成 29 年4月1日
処理対象地域	雲南市、奥出雲町、飯南町



(2) 中間処理量の実績

雲南クリーンセンターに搬入し、中間処理が行われているし尿及び浄化槽汚泥の量（本町分）は図表 5-2-9 に示すとおりである。

令和 4 年度においては、処理量はし尿及び浄化槽汚泥合わせて 12.49kL/日である。

◆図表 5-2-9 し尿等の中間処理量の実績（本町分）

項目		年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
処理量	し尿	[kL/日]	4.59	4.32	4.03	3.63	3.47	3.12	3.07
	浄化槽汚泥	[kL/日]	12.69	13.57	15.00	15.88	15.50	9.71	9.42
	合計	[kL/日]	17.28	17.89	19.03	19.51	18.97	12.83	12.49
割合	し尿		26.6%	24.1%	21.2%	18.6%	18.3%	24.3%	24.6%
	浄化槽汚泥		73.4%	75.9%	78.8%	81.4%	81.7%	75.7%	75.4%

(3) 資源化・最終処分の状況

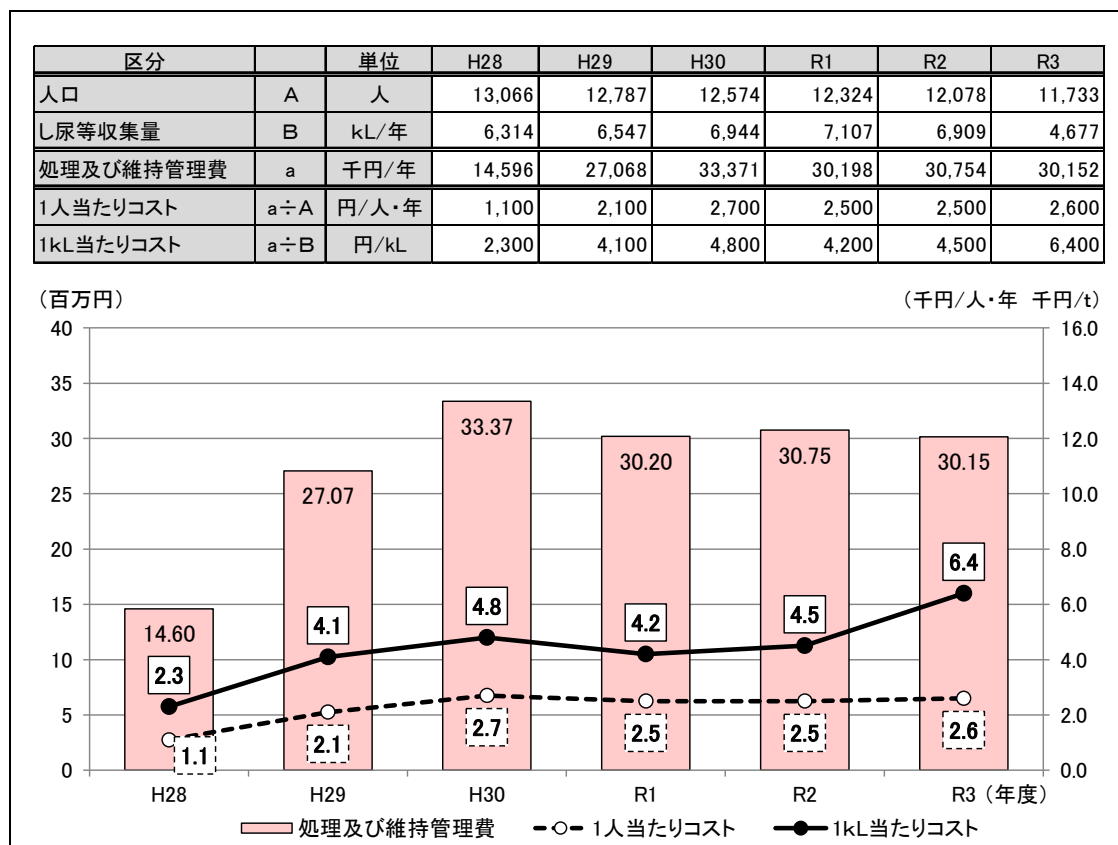
雲南クリーンセンターでは、処理工程で発生する脱水汚泥は発酵肥料「ゆうき雲南」として資源化されてきたが、平成 27 年 5 月で製造を終了した。平成 29 年度からは共同処理を開始し、脱水汚泥は民間業者へ委託し資源化している。

6. し尿等の処理に係る経費

本町におけるし尿等の処理経費の実績は図表 5-2-11 に示すとおりである。

し尿等 1 kL 当たりの処理及び維持管理費は増加傾向にあり、令和 3 年度において 6,400 円/kL となった。これは令和 3 年度に浄化槽汚泥の収集量が大幅に減少したことによる影響が表れている。また、平成 29 年度より汚泥共同処理施設での共同処理を開始しており、以降は処理及び維持管理費が増加傾向にある。

◆図表 5-2-10 し尿等の処理経費の実績



7. 生活排水処理に関する課題

本町の生活排水処理の現状を踏まえると、以下の事項が課題として挙げられる。

(1) 公共下水道及び農業集落排水への接続率向上

公共下水道及び農業集落排水を整備した地域において、未接続の世帯が存在している。生活排水処理を推進するため、未接続世帯に対しては速やかに接続するよう指導を行っていく必要がある。

(2) くみ取り便槽及び単独処理浄化槽設置世帯の合併処理への転換

公共下水道及び農業集落排水の計画区域外におけるくみ取り便槽、単独処理浄化槽を設置している世帯に対して、生活雑排水の適正処理のため、合併処理浄化槽への転換を推進する必要がある。

(3) し尿収集量減少による収集運搬非効率化への対応

今後、公共下水道や農業集落排水へ接続、合併処理浄化槽の整備・普及を背景に、し尿のくみ取り量及び浄化槽汚泥発生量の減少が見込まれる。浄化槽汚泥については合併処理浄化槽の整備・普及による増加分もあるため、し尿と比べてその減少は緩やかと考えられることから、特にし尿の収集運搬は著しく非効率化することが予想される。し尿及び浄化槽汚泥発生量に注視し、状況によっては収集運搬体制の見直し等を検討するなどの対応が必要である。

(4) 生活雑排水対策の普及啓発

町内の水環境保全のため、水質汚濁の要因である生活雑排水について、根本対策として家庭から汚濁負荷の高い排水が出ないように、町民に対して生活排水に関する意識啓発を行うことが必要である。

第3節 生活排水処理計画

1. 基本理念

近年、特に問題となってきた生活排水による水質汚濁については、本町に限らずその対策の必要性和緊急性が深く認識されるようになっており、大きな社会問題となっている。

また、斐伊川最上流部を町域とする本町においては、斐伊川流域内の水利用者への影響を勘案しても生活排水対策は優先的に取り組むべき課題であると言える。

このようなことから、生活排水を適切に処理するため、町民に対して生活排水対策の必要性等について啓発を行うとともに、生活排水処理の目標については、水質の改善を図ることに留まらず、清流を保ち、いつまでも蛍が飛び、アユやヤマメが泳ぎ、以前のように親しみの持てるような川を取り戻すことを目指すものとする。

2. 基本方針

生活排水処理に関する基本方針は、河川汚濁及びそれに伴う自然環境破壊を防止するため、各家庭で取り組み可能な排水処理に関する考え方を周知していくとともに、生活排水処理施設の整備については、各種システムの特性、効果、経済性等を十分に検討したうえで、各地域に最も適したシステムの選択により効率的に行うものとし、以下に示すとおりとする。

- ①生活排水処理施設の未整備区域については、合併処理浄化槽により整備する。
- ②単独処理浄化槽を設置している家庭やくみ取り式便所等の家庭に対しては、生活排水処理を進めるため啓発活動を積極的に行い、個別の状況を勘案しつつ合併処理浄化槽への転換または新規設置を図る。
- ③今後行われる宅地開発については、その規模に応じて污水处理施設の整備または指導を行う。
- ④公共下水道の整備地域や農業集落排水施設の整備地域では、早期に接続するよう促す。
- ⑤水環境の保全や家庭における生活排水対策の普及啓発活動を推進する。

3. 生活排水処理の目標

本町における諸政策に基づき、基本理念及び基本方針に沿って、各地域の実情を勘案したうえで、生活排水を公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽で処理する体制を構築するものとし、生活排水処理に関しては生活雑排水処理率を指標として次に示す数値を目標とする。

◎ 生活排水処理の目標

	令和4年度 【現状】	令和9年度 【中間目標年度】	令和14年度 【計画目標年度】
生活雑排水処理率	84.1%	86.1%	89.3%

4. 生活排水の処理主体

本町における生活排水の処理主体は、図表 5-3-1 に示すとおりとする。

◆図表 5-3-1 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水等の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	本町
農業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	本町
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	本町及び個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設 (汚泥共同処理施設)	し尿及び浄化槽汚泥 (下水道汚泥・農業集落排水汚泥を含む)	雲南広域連合

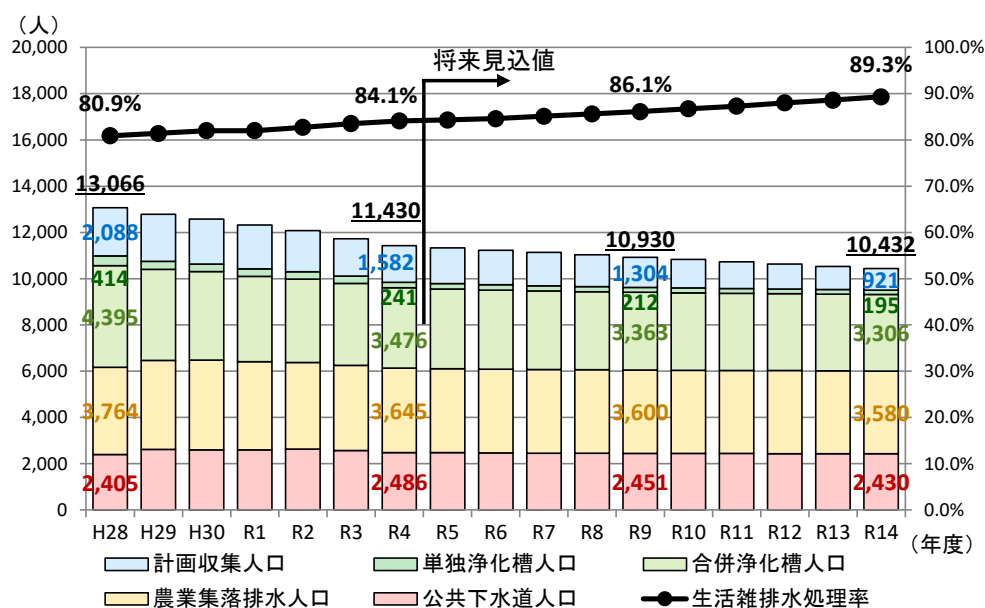
5. 生活排水を処理する区域及び人口

生活排水の計画処理区域は本町の行政区域全域とする。そのうち、集落や人口密集地は公共下水道及び農業集落排水施設による集合処理を行う。集合処理を行う区域以外では、合併処理浄化槽の整備を推進し個別処理を行うものとする。

生活排水処理形態別人口の将来推計結果は図表 5-3-2 に示すとおりである。

◆図表 5-3-2 処理形態別人口の将来見込み

年度	[人]	実績値	推計値	
		[現 状]	[中間目標年度]	[計画目標年度]
		R4	R9	R14
行政区域内人口	[人]	11,430	10,930	10,432
計画処理区域内人口	[人]	11,430	10,930	10,432
非水洗化人口	[人]	1,582	1,304	921
計画収集人口	[人]	1,582	1,304	921
水洗化人口	[人]	9,848	9,626	9,511
公共下水道人口	◆ [人]	2,486	2,451	2,430
農業集落排水人口	◆ [人]	3,645	3,600	3,580
浄化槽人口	[人]	3,717	3,575	3,501
合併処理浄化槽人口	◆ [人]	3,476	3,363	3,306
単独処理浄化槽人口	[人]	241	212	195
生活雑排水処理人口(◆)	[人]	9,607	9,414	9,316
生活雑排水処理率		84.1%	86.1%	89.3%



6. 生活排水処理施設整備事業方針

本町における今後の生活排水処理施設の整備に関する方針は図表 5-3-3 に示すとおりである。

集合処理施設の新規整備は原則行わないものとするが、宅地開発等によって新たな集落が形成された場合には、規模や立地等を踏まえて集合処理施設整備の検討を行うものとする。

◆図表 5-3-3 生活排水処理施設の整備事業方針

	新規整備	継続整備	整備済施設の維持
公共下水道	—	—	○
農業集落排水	—	—	○
合併処理浄化槽	○		○

(1) 公共下水道

公共下水道については、既に整備が完了している 2 処理区の施設を維持管理し、原則として新たな施設整備は計画しない。

(2) 農業集落排水

農業集落排水については、既に整備が完了している 10 地区の施設を維持し、原則として新たな施設整備は計画しない。

(3) 合併処理浄化槽

合併処理浄化槽については、環境省の「循環型社会形成推進交付金」を活用し、市町村設置型の整備を行うものとする。また、整備する区域は公共下水道や農業集落排水施設等の集合処理施設整備区域外とし、公共下水道の整備計画等に合わせて見直しを図るものとする。

◆図表 5-3-4 合併処理浄化槽の整備計画の概要

年 度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
市町村設置型 (基)	11	10	10	10	9	10	10	10	10

7. 生活排水の適正処理推進施策

本町管内において排出される生活排水の適正処理を推進するため、以下の施策を実施していくものとする。

(1) 町民に対する広報・啓発活動

町民に居住地周辺の側溝や水路などの住環境、さらには河川や海などの水環境への汚濁について関心をもってもらうため、様々な広報・啓発活動を行うものとする。

ポスターやパンフレットの作成・配布や、広報紙、本町ホームページでの情報提供によって、生活排水が水環境汚濁の主因となっていることなどを周知する。また、家庭内や地域での取組を行うことで身近な水路や河川をきれいにできることや、その具体的な取組方法等について広く広報する。

また、学校や地域での環境学習の場において生活排水の適正処理について啓発を図る。

(2) 家庭での発生源対策の推進

公共用水域の環境保全のため、汚濁の発生源対策として水にやさしい生活の送り方について広報し、家庭等での取組実施を推進する。

◆暮らしの中の生活排水対策メニュー(環境省:「生活排水読本」より)◆



(3) 処理施設への接続・合併処理浄化槽設置の推進

公共下水道や農業集落排水施設の整備が完了している地域においてはできるだけ早期に接続するよう町民に呼びかけを行う。また、それ以外の地域においては、合併処理浄化槽の設置を推進するとともに、単独処理浄化槽を設置している個人に対しては合併処理浄化槽への転換を呼びかける。

(4) 浄化槽の適正管理推進

浄化槽管理者は、浄化槽の保守点検及び浄化槽清掃を実施するよう浄化槽法で義務付けられている。浄化槽の機能が十分に発揮されないまま使用をした場合、水環境の汚染や害虫・悪臭の発生につながることから、浄化槽の処理機能が安定して維持されるように、町民に対して浄化槽の適正な保守点検や清掃を行うよう周知を図る。また、保守点検や清掃を行う許可業者に対し、町民への啓発に協力を要請するとともに、浄化槽の適正な管理について指導を行う。

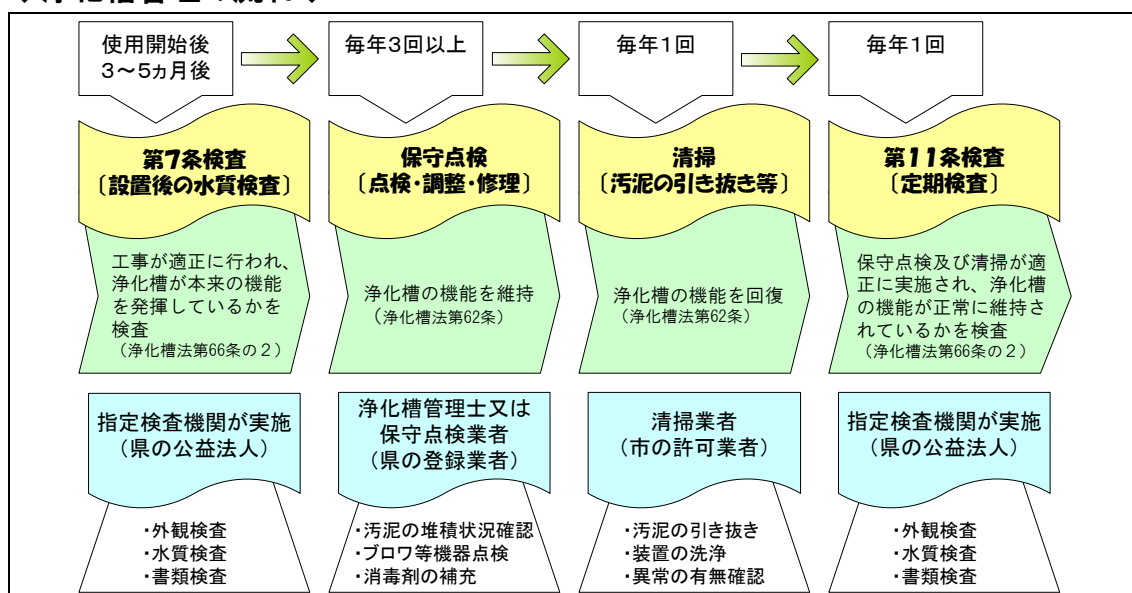
◆浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)◆抜粋

第十条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。ただし、第十一条の二第一項の規定による使用の休止の届出に係る浄化槽（使用が再開されたものを除く。）については、この限りでない。

2 政令で定める規模の浄化槽の浄化槽管理者は、当該浄化槽の保守点検及び清掃に関する技術上の業務を担当させるため、環境省令で定める資格を有する技術管理者（以下「技術管理者」という。）を置かなければならない。ただし、自ら技術管理者として管理する浄化槽については、この限りでない。

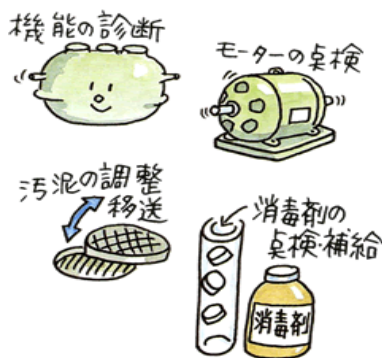
3 浄化槽管理者は、浄化槽の保守点検を、第四十八条第一項の規定により条例で浄化槽の保守点検を業とする者の登録制度が設けられている場合には当該登録を受けた者に、若しくは当該登録制度が設けられていない場合には浄化槽管理士に、又は浄化槽の清掃を浄化槽清掃業者に委託することができる。

◆浄化槽管理の流れ◆



◆浄化槽の管理方法◆

保守・点検	○島根県では、浄化槽保守点検業者の登録制度が実施されていますので、保守点検は、県の登録を受けた保守点検業者に委託してください。 ○浄化槽の色々な装置が正しく働いているかを点検し、水質検査は汚泥の状態を確認します。 ○汚泥の引抜きや清掃時期の判定、消毒剤の補充、モーターの点検といった事を行います。
清 掃	○浄化槽の清掃は町の許可を受けた浄化槽清掃業者に委託してください。 ○浄化槽に、処理によって生じた汚泥がたまりすぎると処理が不十分になったり、悪臭の原因になったりします。 ○その防止のためには、汚泥を引抜き、付属装置の洗浄や掃除が必要です。
定期検査	○定期検査は、島根県の指定する検査機関(公益社団法人島根県浄化槽普及管理センター)が実施します。 ○浄化槽の維持管理が適正に行われ、浄化槽の機能がきちんと確保されているかを確認するのが「法定検査」です。 ○「保守点検」「清掃」とは別に、定期検査を年に一回必ず受けなければなりません。その他、使用開始後3ヶ月～5ヶ月以内に設置後の水質検査を実施します。
記録の保存	○保守点検及び清掃の記録は、3年間保管する義務があります。



(5) 奥出雲町水環境保全促進助成制度

公共下水道区域及び農業集落処理区域以外の区域を対象として、市町村設置型合併処理浄化槽の利用促進を図ることを目的に助成金交付制度を設けている。

生活環境の改善及び公衆衛生の向上を図るとともに安全で快適に暮らせるまちづくりを目指すため、引き続き助成金交付制度を実施する。

◆奥出雲町水環境保全促進助成制度の概要◆

助成対象	助成金額
町管理の合併処理浄化槽を使用する一般世帯者	1基当たり月 400 円
※助成金の交付は、浄化槽1基当たりとする。ただし、当該対象年度の下水道使用料を滞納している使用者には助成しない。 ※当該年度の納入結果により、翌年度に一括助成する。	
申し込み方法	
対象年度終了後に所定の交付申請用紙を各利用者宅に送付しますので、必要事項を記入し水道課に提出ください。	

第4節 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

1. 排出抑制・再資源化計画

(1) 浄化槽清掃の適正化

浄化槽は定期的な清掃を行い、清掃時に汚泥の引き抜きを行うことが必要である。一方で、必要以上に汚泥を引き抜いたり、引き抜き（清掃）頻度が過剰であったりすると、微生物の大幅な減少による汚泥処理能力の低下や、排出原単位の増加に繋がる。そのため、無意味な汚泥排出を抑制し、適正な排出量が維持されるよう、清掃を行う許可業者に対して指導を行う。また、町民に対して所有している浄化槽の適正管理について周知を図る。

(2) 脱水汚泥の利活用

雲南広域連合が現有する生活排水処理施設の処理工程で発生する汚泥は、脱水発酵処理し堆肥を製造してきたが、平成 27 年 5 月に製造販売を終了した。平成 29 年度から汚泥共同処理施設での処理を開始して以降は、脱水汚泥は民間業者での資源化を行っており、引き続き場外搬出先による汚泥の利活用を継続していくものとする。

2. 収集運搬計画

(1) 収集運搬体制

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬を行う範囲は本町全域とする。

収集運搬体制は、し尿及び浄化槽・農業集落排水の汚泥については、現状を維持し、本町の許可業者による収集運搬を行うものとする。

◆図表 5-4-1 し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬体制

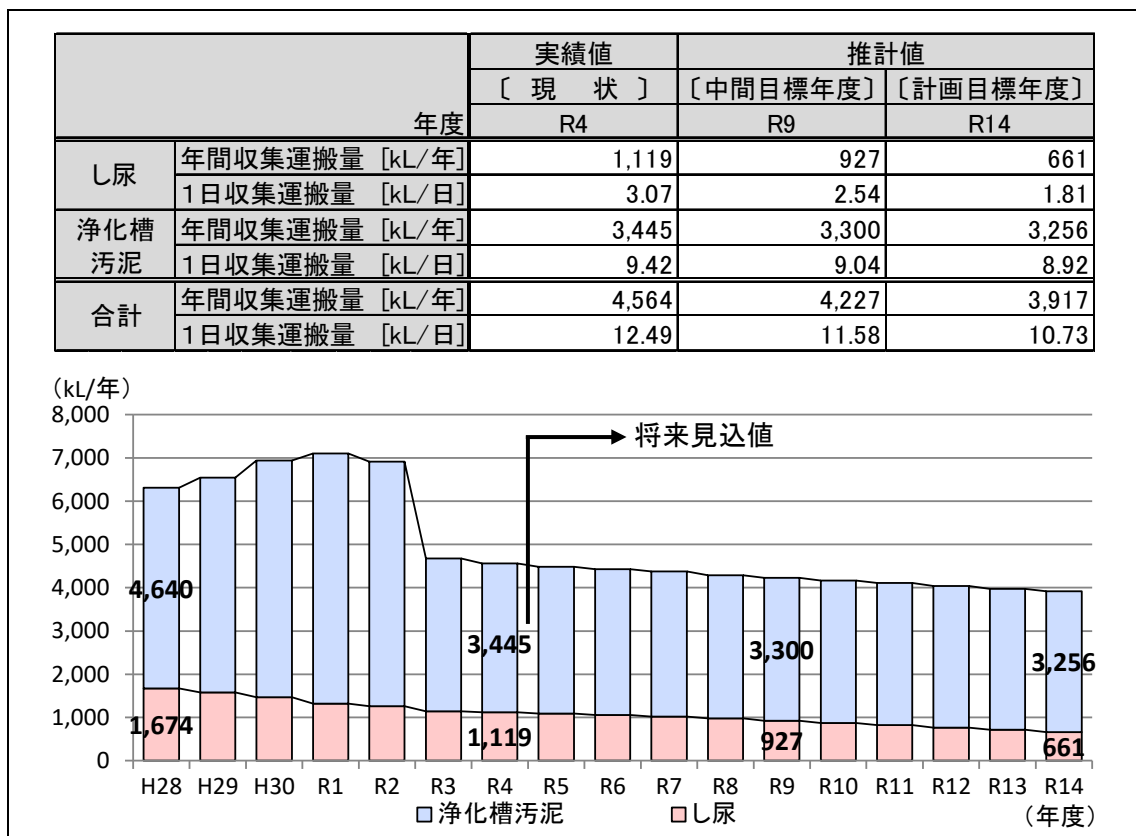
	し 尿	浄化槽汚泥
収集運搬形態	許可業者（1 社）	許可業者（3 社）
収集運搬車両	バキューム車	バキューム車

(2) 収集運搬の量

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬量の将来推計結果は図表 5-4-2 に示すとおりである。

し尿、浄化槽汚泥ともに今後の収集量は減少すると見込まれ、特にし尿は公共下水道の普及や合併処理浄化槽の設置整備により減少する見込みである。目標を達成した場合はし尿及び浄化槽汚泥の年間収集運搬量は 3,900kL 程度になると見込まれる。

◆図表 5-4-2 し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬量の見込み



3. 中間処理計画・最終処分計画

(1) 中間処理・最終処分の体制

中間処理を行う施設は現状を維持し、雲南クリーンセンターにて行うものとする。また、中間処理を行う対象は、本町管内で排出され収集したくみ取りし尿と浄化槽汚泥（農業集落排水汚泥を含む）とする。

なお、雲南クリーンセンターは平成25年度から平成29年度にかけて汚泥共同処理施設へと施設更新を行った。平成29年度以降は下水道汚泥と併せてし尿、浄化槽汚泥、農業集落排水汚泥を受け入れ、受入後のし尿及び汚泥は脱水処理のみを行っている。脱水後の水は隣接する雲南市の公共下水道の処理場である木次三刀屋浄化センターへ排水し、脱水後の汚泥は場外搬出され、搬出先の民間業者で資源化されている。

生活排水処理の流れは図表5-4-5に示すとおりである。

◆図表 5-4-3 雲南クリーンセンター施設更新の概要

	平成 29 年 3 月 31 日まで	平成 29 年 4 月 1 日以降
処理方式	標準脱窒素処理方式＋高度処理	機械脱水（スクリーンプレス脱水）
処理能力	90 kL/日	144 m ³ /日
汚泥処理	肥料化	場外搬出（搬出先で資源化）

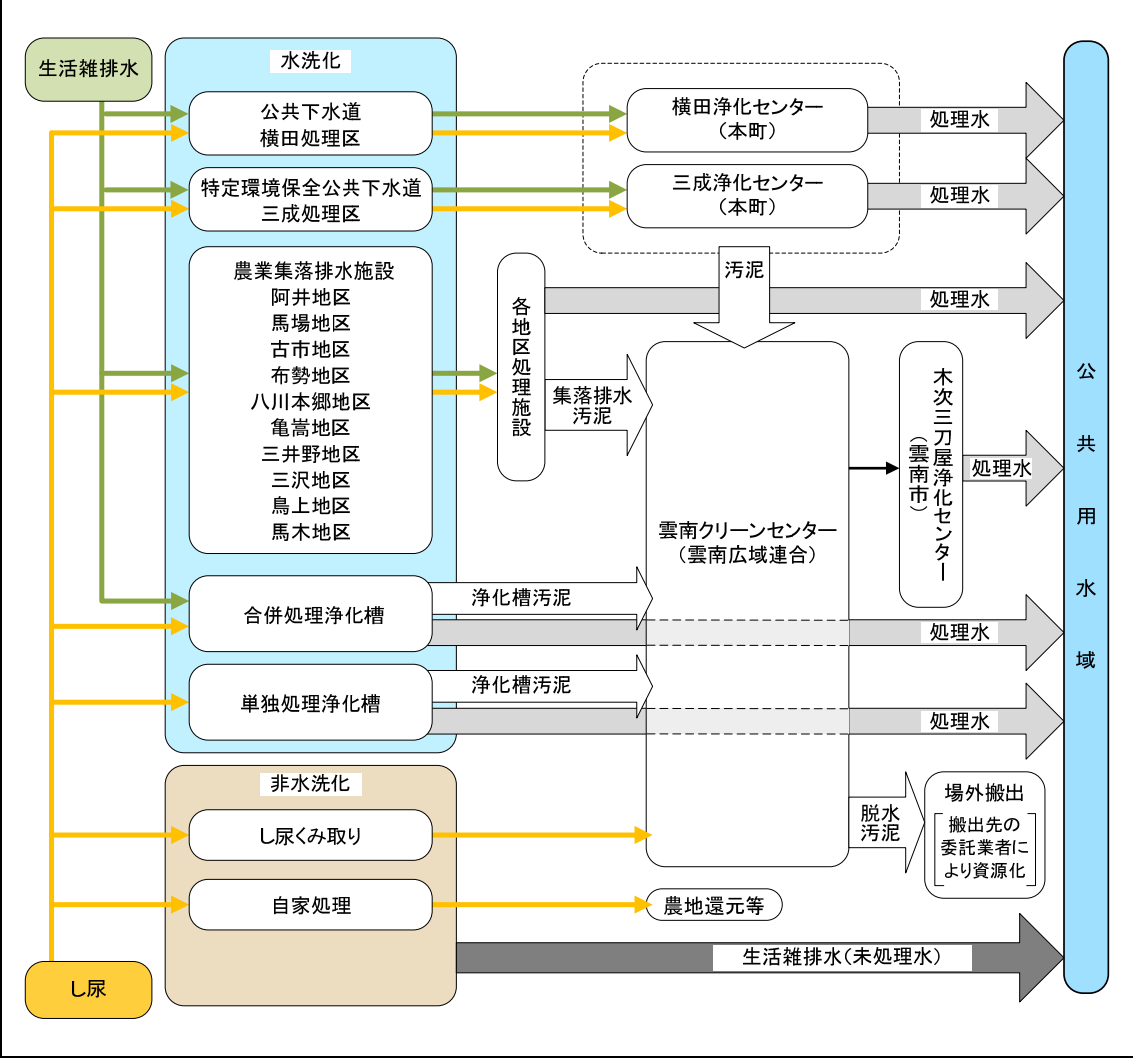
(2) 中間処理・最終処分の量

中間処理量は収集したし尿及び浄化槽汚泥（農業集落排水汚泥を含む）全量とする。

◆図表 5-4-4 し尿及び浄化槽汚泥の中間処理量の見込み

		実績値	推計値	
		[現 状]	[中間目標年度]	[計画目標年度]
		R4	R9	R14
処理量	し尿 [kL/日]	3.07	2.54	1.81
	浄化槽汚泥 [kL/日]	9.42	9.04	8.92
	合計 [kL/日]	12.49	11.58	10.73
割 合	し尿	24.6%	21.9%	16.9%
	浄化槽汚泥	75.4%	78.1%	83.1%

◆図表 5-4-5 生活排水処理の流れ（再掲）



第5節 その他の事項

1. 災害発生時の廃棄物処理

災害時に発生するし尿や、使用不能となったくみ取り便槽、浄化槽に貯まっているし尿及び浄化槽汚泥は、災害地域の衛生確保及び防疫の観点から早急な収集運搬が必要となる。本町においては、令和4年3月に「奥出雲町地域防災計画」の改訂をしており、災害発生時にはその計画に基づいてし尿等の処理体制を構築するものとする。

2. その他諸計画との整合

公共下水道計画やその他の諸計画との整合を図り、これらの計画に見直しがあった際には、本計画への影響を分析し、必要に応じて本計画の見直しなどの検討を行うものとする。

巻 末 資 料

資料 1 参考資料

資料 2 ごみ排出量等の将来見込み

資料 3 生活排水処理形態別人口及びし尿等の将来見込み

資料1 参考資料

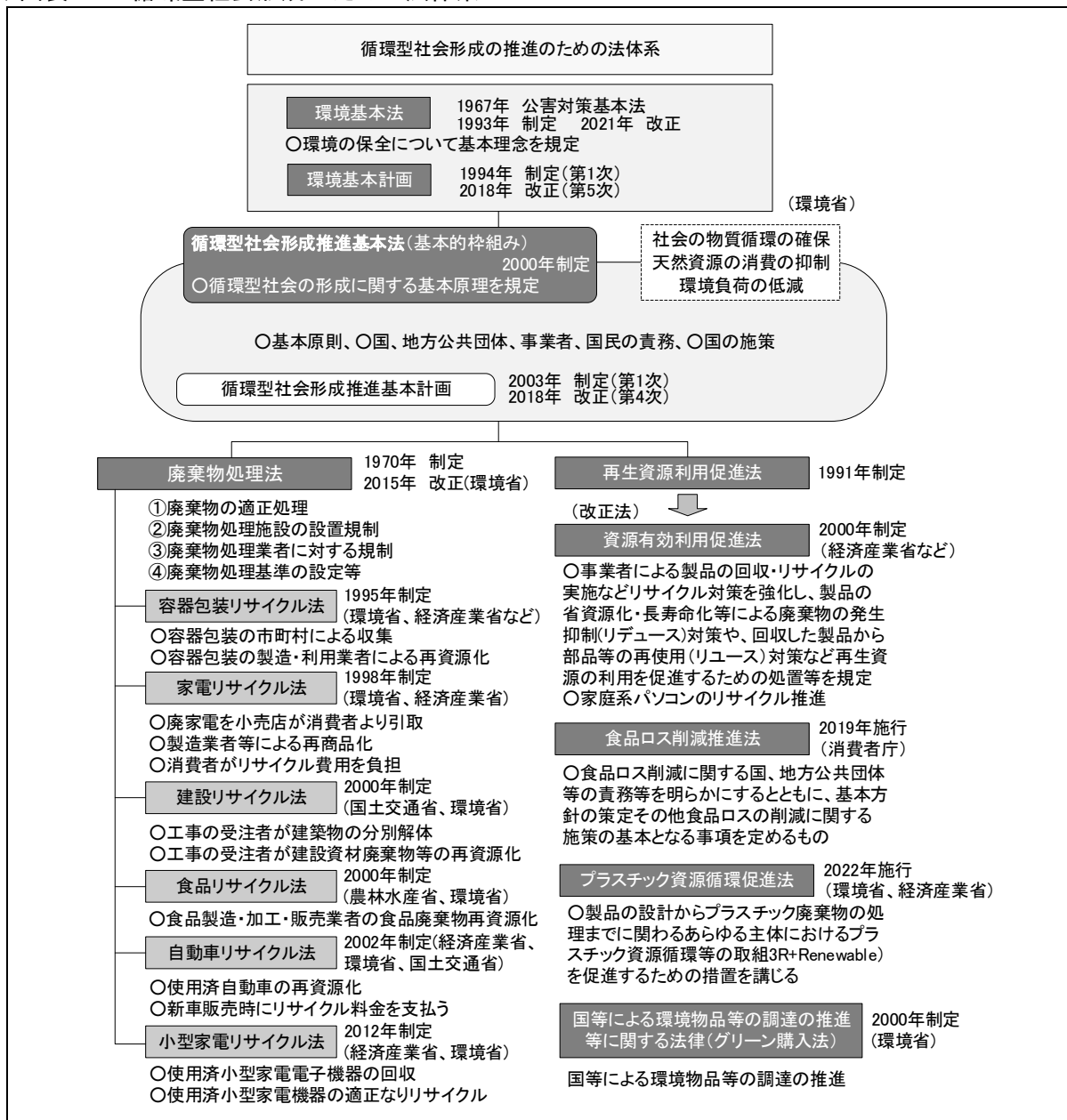
1. 関係法令の動向

国においては、平成12年6月に循環型社会形成推進基本法（以下「循環基本法」という。）を制定した。循環基本法では廃棄物の処理に関して、第一に発生抑制、第二に再使用、第三に再生利用、第四に熱回収、最後に適正処理を行うとする優先順位が示されており、ごみの減量が最も重要視されている。

また、循環基本法と一体的に廃棄物処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）についても改正が行われ、さらに、リサイクル関連個別法も公布・施行されている。

近年においては、東日本大震災における災害廃棄物問題を契機に、廃棄物処理法が改正され、非常災害時における廃棄物の適正な処理に関する事項が追加されている。

◆図表1-1 循環型社会形成のための法体系



2. 上位計画

(1) 国の基本方針

環境省においては、廃棄物処理法に基づき「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）を平成13年5月に定めており、令和5年6月には、廃棄物処理を取り巻く情勢変化を踏まえて改定が行われた。当方針は第四次循環型社会形成推進基本計画及び廃棄物処理施設整備計画を踏襲した目標値を定めている。

◆図表1-2 一般廃棄物の処理に関する目標

一般廃棄物の減量化等の目標量	…第四次循環型社会形成推進基本計画に掲げられた目標等を踏まえ、当面、令和7年度を目標年度として進めていくものとする。 (出口側の循環利用率は令和9年度を目標年度とする)
一般廃棄物については、平成24年度に対し、令和7年度において、排出量を約16%削減し、最終処分量を約31%削減する。また、令和9年度において、出口側の循環利用率を約28%に増加させる。また、令和7年度において、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を約440gとする。	
	目 標
数値目標年度	排出量・最終処分量 令和7年度 出口側の循環利用率 令和9年度
排出量	平成24年度比 約16%削減 1人1日当たり家庭系ごみ排出量 約440g
再生利用率	出口側の循環利用率 約28%
最終処分量	平成24年度比 約31%削減

(2) 第四次循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法に基づいて、循環型社会の形成に関する総合的かつ計画的な推進を図るために定めるものです。

国において、平成12年6月に循環型社会形成推進基本法が公布、平成13年1月に完全施行され、同法第15条に基づき、平成15年3月に「循環型社会形成推進基本計画」を策定した。続いて、平成20年3月には第2次計画、平成25年3月には第3次計画、平成30年6月には第4次計画を策定し、新たな取組目標が示されている。第四次循環型社会形成推進基本計画の概要は以下に示すとおりである。

◆図表 1-3 第四次循環型社会形成推進基本計画の概要

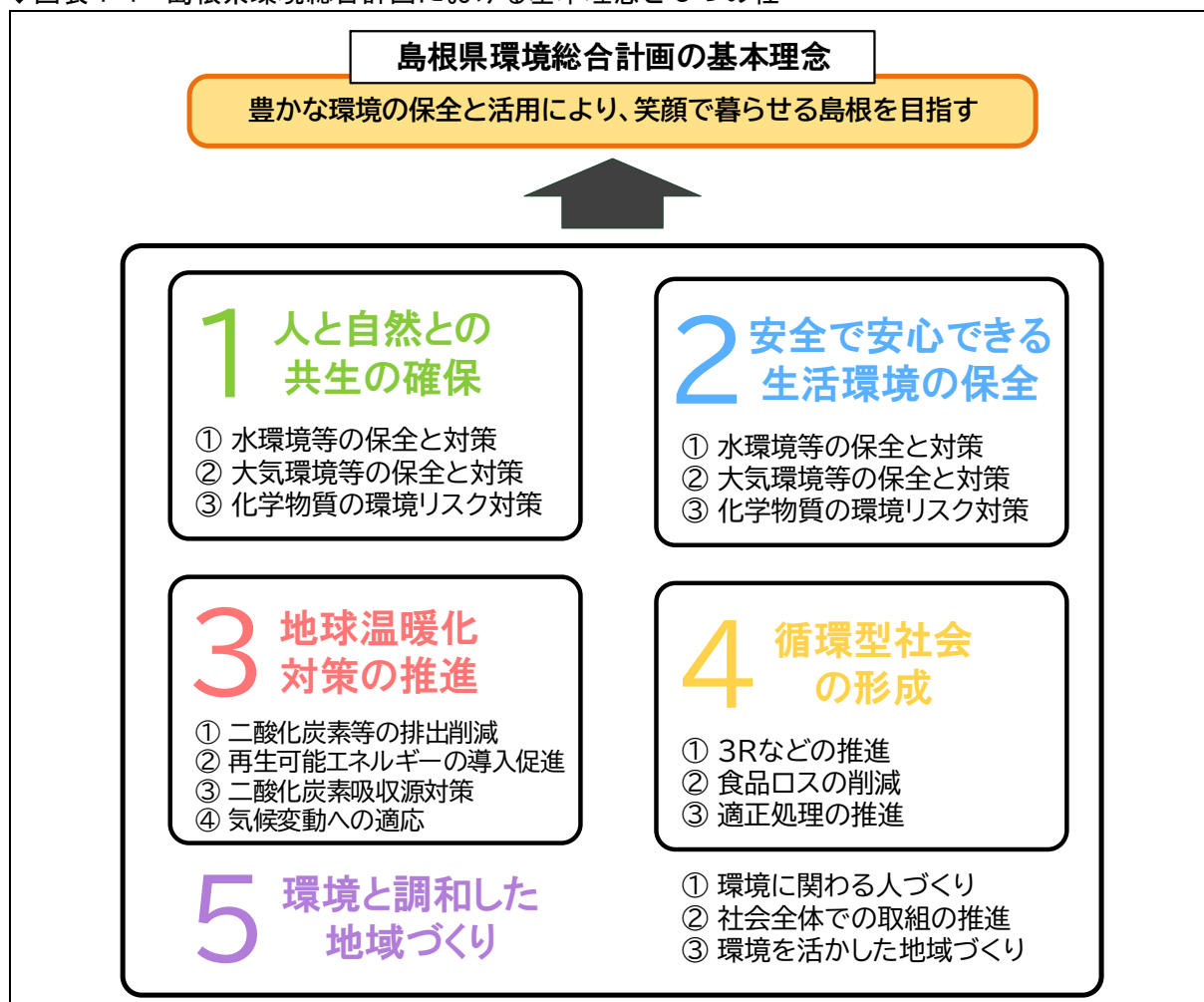


出典：環境省ホームページ

(3) 島根県環境総合計画

島根県では、平成9年度に島根県環境基本条例を制定し、この条例に基づいて島根県の環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として、「島根県環境基本計画」を策定している。平成11年度から平成22年度に第1期を、平成23年度から令和2年度には第2期を策定し環境保全の取り組みを進めており、令和3年3月には第3期島根県環境総合計画を策定した。島根県環境総合計画の概要は以下に示すとおりである。

◆図表 1-4 島根県環境総合計画における基本理念と5つの柱



◆図表 1-5 島根県環境総合計画の概要

	目 標
数値目標年度	令和7年度
排出量	平成30年度比 約10%削減 1人1日当たりごみ排出量 約917g
再生利用率	23%
最終処分量	平成30年度比 約14%削減

資料：島根県ホームページ

3. 周辺市町村の状況

島根県内では、可燃ごみ処理の多くが複数の市町村が共同で処理を行う広域処理によって行われており、単独市町村で処理を行っているのは隠岐地域の4町村、本町及び松江市、出雲市である。また安来市では可燃ごみ処理を民間委託しており、委託先の施設まで中継運搬を行っている。

一方、資源ごみや不燃系ごみの処理は単独で処理を行っている市町村が多く、広域処理は雲南市・飯南町事務組合（雲南市、飯南町）、邑智郡総合事務組合（川本町、美郷町、邑南町）及び鹿足郡不燃物処理組合（吉賀町、津和野町）のみとなっている。

◆図表1-6 可燃ごみ処理体制の状況（令和4年度）

自治体		可燃ごみの処理体制	施設状況
松江市		単独処理（溶融）	エコクリーン松江：255t/日（H22）
安来市		民間委託処理（焼却）	安来市清瀬クリーンセンター：52t/日 H19より休止
奥出雲町		単独処理（焼却）	仁多可燃物処理センター：20t/日（S56）
雲南 市	大東、加茂、 木次、三刀屋	雲南市・飯南町事務組合 （ごみ燃料化）	雲南エネルギーセンター：40.717t/日（H11）
	掛合、吉田	雲南市・飯南町事務組合（中継）	いいしクリーンセンター（可燃物中継施設）から 雲南エネルギーセンターへ中継
飯南町			
出雲市		単独処理（溶融）	新出雲エネルギーセンター：200t/日（R4）
大田市		中間処理後、出雲市へ委託処理	大田可燃物中間処理施設：29t/日（H14）
川本町		邑智郡総合事務組合（焼却）	邑智クリーンセンター可燃ごみ共同処理施設： 40t/日（R4）
美郷町			
邑南町			
江津市		浜田地区広域行政組合 （溶融）	エコクリーンセンター：98t/日（H18）
浜田市			
益田市		益田地区広域市町村圏事務組合 （焼却）	益田地区広域クリーンセンター：62t/日 （H19）
吉賀町			
津和野町			
海士町		単独処理（焼却）	海士町清掃センター：7t/日（H11）
西ノ島町		単独処理（焼却）	西ノ島町ごみ焼却場「清美苑」：5.3 t/日（H30）
知夫村		単独処理（焼却）	知夫村ゴミ焼却場：1.56 t/日（H27）
隠岐の島町		単独処理（焼却）	島後清掃センター：25 t/日（H6年）

資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査」

◆図表 1-7 資源ごみ・不燃ごみ・粗大ごみの処理体制の状況（令和4年度）

自治体		処理体制	施設状況
松江市		単独処理	西持田リサイクルプラザ：16t/日（H10） 川向リサイクルプラザ：64t/日（H14） エコステーション松江：59t/日（H14）
安来市		単独処理	安来市高尾クリーンセンター：20t/日（H5） 安来市広瀬一般廃棄物前処理施設：4t/日（H3） 安来市伯太農産廃棄物処理施設：6.9t/日（H3）
奥出雲町		単独処理	仁多クリーンセンター：7t/日（H11）
雲南市	大東・加茂・木次・三刀屋	雲南市・飯南町事務組合	リサイクルプラザ：12.5t/日（H16）
	掛合・吉田		いいしクリーンセンター：2.4t/日（H15）
飯南町			
出雲市		単独処理	平田不燃物処理センター：20t/日（S63） 佐田クリーンセンター：3t/日（H6） 出雲クリーンセンター：50t/日（H7） 出雲リサイクルセンター：72t/日（H8） 斐川クリーンステーション：13t/日（H8）
大田市		単独処理	大田市不燃物処分場：8t/日（H27） 大田リサイクルセンター：4.9t/日（H13） 大田容器包装リサイクルセンター：2t/日（H23）
川本町	邑智郡総合事務組合		邑智クリーンセンター リサイクルプラザ：5t/日（H11） リサイクルセンター：1.7t/日（H16）
美郷町			
邑南町			
江津市		単独処理	島の星クリーンセンター：14t/日（H7） 江の川リサイクルセンター：2.8t/日（H14）
浜田市		単独処理	浜田市不燃ごみ処理場：20t/日（H4） 民間処理施設
益田市		単独処理	益田市リサイクルプラザ：16t/日（H15）
吉賀町	鹿足郡不燃物処理組合		鹿足郡不燃物処理組合 リサイクルプラザ：6.1t/日（H16）
津和野町			
海士町		単独処理	海士町リサイクルセンター：1t/日（H11） 海士町リサイクルセンター：5t/日（H11）
西ノ島町		海士町の施設で処理	—
知夫村		海士町の施設で処理	—
隠岐の島町		単独処理（焼却）	島後リサイクルセンター：16t/日（H15）

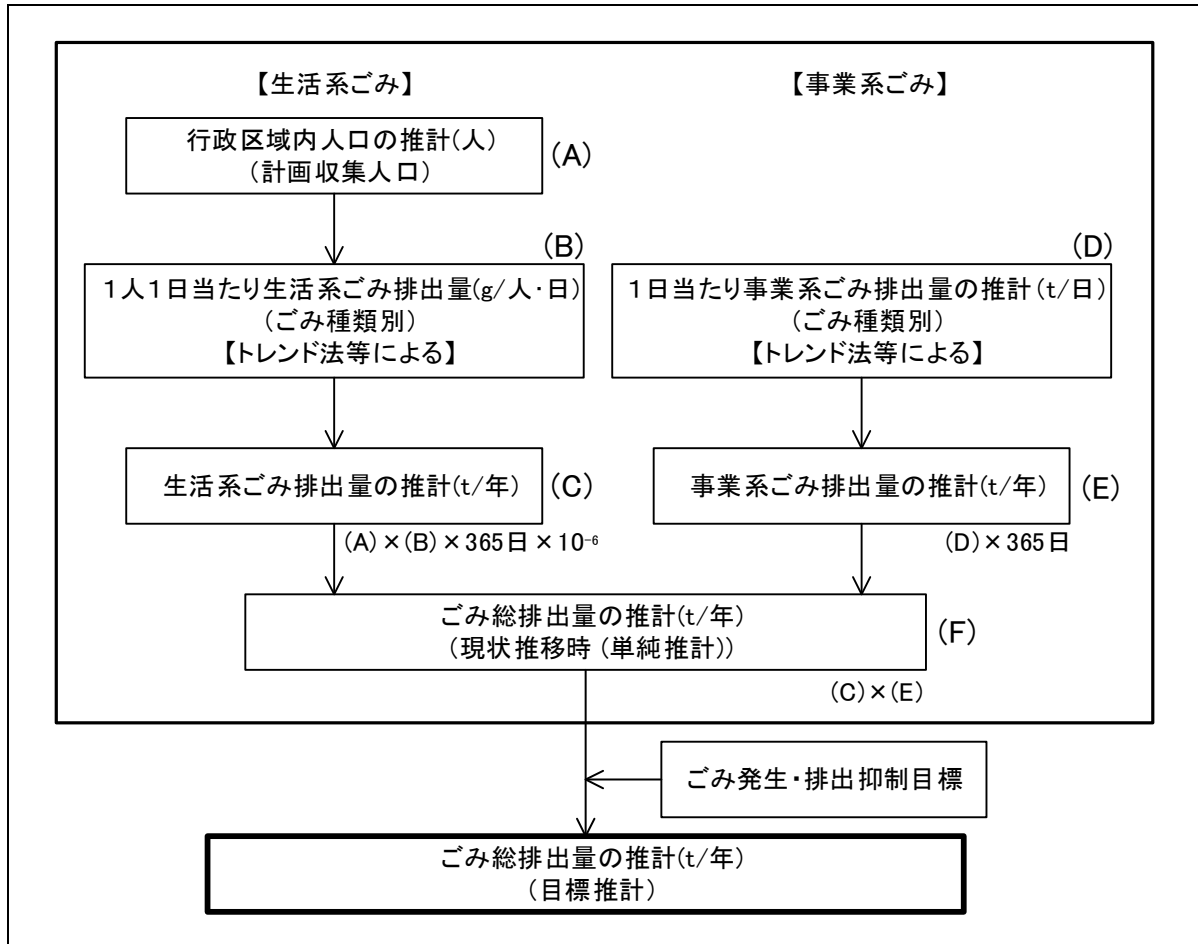
資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査」

資料2 ごみ排出量等の将来見込み

1. 将来見込みの算出手順

本計画における人口及びごみ排出量の将来見込みは、図表 2-1 に示す手順で算出した。

◆図表 2-1 ごみ排出量等の推計手順



3. ごみ排出量の将来推計（単純推計）

（1）単純推計方法

生活系ごみについては、ごみ種類別の1人1日当たり排出量を原単位とし、これを将来推計したうえで、行政区域内人口の将来推計結果を乗じることにより、生活系ごみ排出量の将来推計値（単純推計）とした。

また、事業系ごみは、1日当たり排出量を原単位とし、これを将来推計することにより事業系ごみ排出量の将来推計値（単純推計）とした。

なお、将来推計に採用した推計方法は図表2-2に示すとおりであり、過去の実績値の推移を勘案して、適宜、適切な方法を採用した。

生活系ごみ

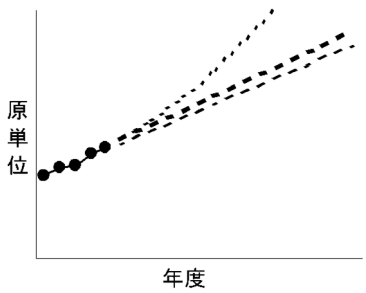
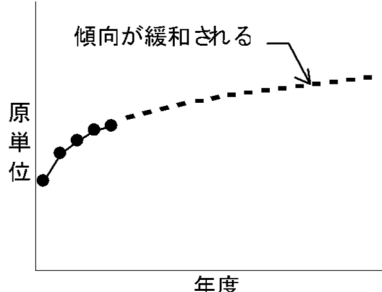
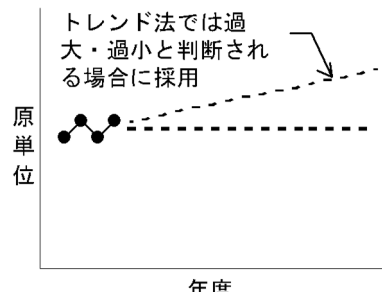
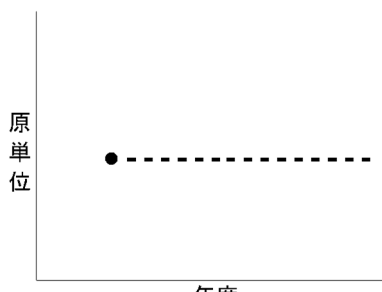
$$\begin{aligned}\text{原単位} &= 1 \text{ 人 } 1 \text{ 日 当 たり 生 活 系 ご み 排 出 量 (g / \text{人} \cdot \text{日}) \\ &= \text{年 間 排 出 量 (t / \text{年})} \div \text{計 画 収 集 人 口 (人)} \div 365 (\text{日}) \times 10^6\end{aligned}$$

事業系ごみ

$$\begin{aligned}\text{原単位} &= 1 \text{ 日 当 たり 事 業 系 ご み 排 出 量 (t / \text{日}) \\ &= \text{年 間 排 出 量 (t / \text{年})} \div 365 (\text{日})\end{aligned}$$

以上により、単純推計による将来見込み及び内訳は、図表2-3～図表2-4に示すとおりである。

◆図表 2-2 採用する推計方法の考え方

推計方法	考え方
最小二乗法 等差級数法 等比級数法	○ 増加や減少が安定した傾向を示し、推計対象物の性格や他事例から今後もこの傾向が続くと考えられる場合に採用。 ○ 過大過小とならないよう、3方法の中位を採用。 
対数回帰法	○ 増加や減少傾向が徐々に緩和される傾向を示し、今後もこの傾向が続くと判断できる場合に採用。 ○ 前出の推計は、直線的に増減するため、長期的にみると過大となったり、減少傾向の場合にゼロとなったりする可能性があるが、こうしたことは起こり得ないと判断できる場合等に採用。 
平均	○ 長期的には横ばい傾向で、各年では増減を繰り返しているような場合で、最小二乗法では実績値を反映した推計が困難と判断される場合に採用。 ○ 最新年のデータが増加している場合に増加傾向を示す推計となり、長期的に不合理となる場合がある。 
指定年	○ 過去の実績値がない、あるいは分別区分の変更等により、将来推計を行ううえで参考とならないと判断される場合に最新年をもって将来推計値とする場合等に採用。 

◆図表2-3 ごみ排出量将来見込み(単純推計)

図表2-3 ごみ排出量将来見込み(単純推計)												中間目標年度								計画目標年度												
												←実績		推計		▼								▼								
年度												25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	備考
人口	行政区域内人口 [人]											14,209	13,919	13,647	13,066	12,787	12,574	12,324	12,078	11,733	11,430	11,330	11,230	11,130	11,030	10,930	10,830	10,730	10,630	10,530	10,432	R14の値は、「新廃棄物処理施設総合整備構想」での目標値による。
	計画処理区域内人口(計画収集人口) [人]											14,209	13,919	13,647	13,066	12,787	12,574	12,324	12,078	11,733	11,430	11,330	11,230	11,130	11,030	10,930	10,830	10,730	10,630	10,530	10,432	
生活系ごみ	収集ごみ	燃えるごみ (可燃ごみ)	年間ごみ量 [t/年]	2,681	2,528	2,494	2,409	2,366	2,211	2,064	2,119	2,063	2,030	1,995	1,960	1,925	1,890	1,854	1,819	1,784	1,749	1,714	1,679	R14以外は等差。								
			一日ごみ量 [t/日]	7.34	6.93	6.83	6.60	6.48	6.06	5.65	5.81	5.65	5.56	5.46	5.37	5.27	5.18	5.08	4.99	4.89	4.79	4.70	4.60									
			原単位 [g/人/日]	516.9	497.6	500.7	505.1	506.9	481.8	458.8	480.7	481.7	486.5	482.3	478.1	473.7	469.3	464.8	460.3	455.6	450.9	446.0	441.0									
		燃えないごみ (不燃ごみ)	年間ごみ量 [t/年]	78	78	77	75	76	79	82	92	88	79	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	R14固定							
			一日ごみ量 [t/日]	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.22	0.22	0.25	0.24	0.22	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23								
			原単位 [g/人/日]	15.0	15.4	15.5	15.7	16.3	17.2	18.2	20.9	20.5	18.9	20.3	20.5	20.7	20.9	21.1	21.3	21.5	21.7	21.9	22.1	22.1								
		資源ごみ (空き缶)	年間ごみ量 [t/年]	155	145	136	134	130	42	40	38	36	34	34	34	34	34	34	33	33	33	33	33	33	R14以外は等差。							
			一日ごみ量 [t/日]	0.42	0.40	0.37	0.37	0.36	0.12	0.11	0.10	0.10	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09								
			原単位 [g/人/日]	29.9	28.5	27.3	28.1	27.9	9.2	8.9	8.6	8.4	8.2	8.2	8.3	8.3	8.4	8.4	8.5	8.5	8.6	8.6	8.6	8.7								
		資源ごみ (空きびん・ガラス類)	年間ごみ量 [t/年]	H29までは、空き缶に 空きびん・ガラス類を含む。					60	62	58	56	54	53	53	53	53	52	52	52	52	51	51	R14以外は等差。								
			一日ごみ量 [t/日]						0.16	0.17	0.16	0.15	0.15	0.15	0.15	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14					
			原単位 [g/人/日]						13.1	13.8	13.2	13.1	12.9	12.9	13.0	13.0	13.1	13.1	13.2	13.2	13.3	13.4	13.4	13.4	13.4	13.4	13.4	13.4				
		資源ごみ (プラスチック)	年間ごみ量 [t/年]	36	38	38	38	40	32	29	32	34	34	36	38	40	42	44	46	48	50	52	54	R14以外は等差。								
			一日ごみ量 [t/日]	0.10	0.10	0.10	0.10	0.11	0.09	0.08	0.09	0.09	0.09	0.10	0.10	0.11	0.11	0.12	0.13	0.13	0.14	0.14	0.15									
			原単位 [g/人/日]	6.9	7.5	7.6	8.0	8.6	7.0	6.4	7.3	7.9	8.1	8.7	9.2	9.8	10.4	11.0	11.6	12.2	12.9	13.5	14.2									
		資源ごみ (ペットボトル)	年間ごみ量 [t/年]	26	23	21	21	22	20	23	21	22	23	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	R14固定							
			一日ごみ量 [t/日]	0.07	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06								
			原単位 [g/人/日]	5.0	4.5	4.2	4.4	4.7	4.4	5.1	4.8	5.1	5.4	5.4	5.5	5.5	5.6	5.6	5.7	5.7	5.8	5.8	5.9	5.9								
	有害ごみ (蛍光灯・電池)	年間ごみ量 [t/年]	0	0	0	0	0	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	R14固定								
		一日ごみ量 [t/日]	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01									
		原単位 [g/人/日]	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	0.7	0.7	0.7	0.6	0.6	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7									
	収集ごみ計	年間ごみ量 [t/年]	2,976	2,812	2,766	2,677	2,634	2,448	2,303	2,363	2,302	2,255	2,227	2,194	2,160	2,127	2,094	2,060	2,027	1,993	1,960	1,927										
		一日ごみ量 [t/日]	8.14	7.70	7.57	7.34	7.22	6.72	6.30	6.48	6.30	6.18	6.10	6.01	5.91	5.82	5.73	5.65	5.55	5.46	5.37	5.28										
		原単位 [g/人/日]	573.8	553.5	555.3	561.3	564.4	533.4	512.0	536.0	537.5	540.6	538.6	535.2	531.8	528.3	524.8	521.2	517.5	513.8	510.0	506.0										
	直接搬入ごみ	燃えるごみ (可燃ごみ)	年間ごみ量 [t/年]	294	320	325	295	296	286	279	163	89	96	100	105	109	113	117	122	126	130	134	139	R14以外は等差。								
			一日ごみ量 [t/日]	0.81	0.88	0.89	0.81	0.81	0.78	0.76	0.45	0.24	0.26	0.28	0.29	0.30	0.31	0.32	0.33	0.34	0.36	0.37	0.38									
			原単位 [g/人/日]	56.7	63.0	65.2	61.9	63.4	62.3	62.0	37.0	20.8	23.1	24.3	25.5	26.8	28.1	29.4	30.8	32.1	33.5	35.0	36.4									
		燃えないごみ (不燃ごみ)	年間ごみ量 [t/年]	73	64	68	65	93	90	75	67	46	92	94	96	97	99	101	103	105	106	108	110	R14以外は等差。								
			一日ごみ量 [t/日]	0.20	0.18	0.19	0.18	0.25	0.25	0.21	0.18	0.13	0.25	0.26	0.26	0.27	0.27	0.28	0.28	0.29	0.29	0.30	0.30									
			原単位 [g/人/日]	14.1	12.6	13.7	13.6	19.9	19.6	16.7	15.2	10.7	22.1	22.7	23.3	24.0	24.6	25.3	26.0	26.7	27.4	28.2	28.9									
		粗大ごみ	年間ごみ量 [t/年]	288	285	380	313	436	427	351	273	206	150	153	156	159	161	164	167	170	173	176	179	R14以外は等差。								
			一日ごみ量 [t/日]	0.79	0.78	1.04	0.86	1.19	1.17	0.96	0.75	0.56	0.41	0.42	0.43	0.43	0.44	0.45	0.46	0.47	0.48	0.48	0.49									
			原単位 [g/人/日]	55.5	56.1	76.3	65.6	93.4	93.0	78.0	61.9	48.1	35.8	36.9	37.9	39.0	40.1	41.2	42.4	43.5	44.7	45.9	47.1									
		直接搬入ごみ計	年間ごみ量 [t/年]	655	669	773	673	825	803	705	503	341	338	347	356	365	374	383	392	401	410	419	428									
			一日ごみ量 [t/日]	1.80	1.84	2.12	1.85	2.25	2.20	1.93	1.38	0.93	0.92	0.96	0.98	1.00	1.02	1.05	1.07	1.10	1.13	1.15	1.17									
	原単位 [g/人/日]		126.3	131.7	155.2	141.1	176.8	175.0	156.7	114.1	79.6	81.0	83.9	86.8	89.8	92.9	96.0	99.1	102.4	105.6	109.0	112.4										
	生活系ごみ合計	年間ごみ量 [t/年]	3,631	3,481	3,539	3,350	3,459	3,251	3,008	2,866	2,643	2,593	2,574	2,550	2,525	2,501	2,476	2,452	2,428	2,403	2,379	2,355										
		一日ごみ量 [t/日]	9.94	9.54	9.69	9.19	9.47	8.92	8.23	7.86	7.23	7.10	7.06	6.99	6.91	6.84	6.78	6.72	6.65	6.59	6.52	6.45										
		原単位 [g/人/日]	700.1	685.2	710.5	702.4	741.1	708.4	668.7	650.1	617.2	621.5	622.4	622.0	621.6	621.2	620.8	620.3	619.9	619.4	619.0	618.4										
事業系ごみ	燃えるごみ (可燃ごみ)	年間ごみ量 [t/年]	320	274	271	269	251	313	279	334	407	406	399	392	384	377	370	363	356	348	341	334	R14以外は等差。									
		一日ごみ量 [t/日]	0.88	0.75	0.74	0.74	0.69	0.86	0.76	0.92	1.12	1.11	1.09	1.07	1.05	1.03	1.01	0.99	0.97	0.95	0.93	0.92										
	粗大ごみ	年間ごみ量 [t/年]	98	45	63	47	47	43	154	32	21	17	19	20	22	23	25	26	28	29	31	32	R14以外は等差。									
		一日ごみ量 [t/日]	0.27	0.12	0.17	0.13	0.13	0.12	0.42	0.09	0.06	0.05	0.05	0.06	0.06	0.06	0.07	0.07	0.08	0.08	0.08	0.09										
	事業系ごみ合計	年間ごみ量 [t/年]	418	319	334	316	298	356	433	366	428	423	418	412	406	400	395	389	383	378	372	366										
一日ごみ量 [t/日]		1.15	0.87	0.91	0.87	0.82	0.98	1.18	1.01	1.18	1.16	1.14	1.13	1.11	1.09	1.08	1.06	1.05	1.03	1.01	1.01											
排出量	燃えるごみ (可燃ごみ)	年間ごみ量 [t/年]	3,295	3,122	3,090	2,973	2,913	2,810	2,622	2,td																						

◆図表2-4 ごみ処理内訳の将来見込み（単純推移）

		実績←→推計										▼						▼	
区 分		処理	年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14			
ごみ排出量	A 可燃ごみ		t / 年	2,616	2,559	2,532	2,494	2,456	2,418	2,380	2,342	2,304	2,266	2,228	2,190	2,152			
	収集（生活系）	焼却①	t / 年	2,119	2,063	2,030	1,995	1,960	1,925	1,890	1,854	1,819	1,784	1,749	1,714	1,679			
	直搬（生活系）	焼却①	t / 年	163	89	96	100	105	109	113	117	122	126	130	134	139			
	直搬（事業系）	焼却①	t / 年	334	407	406	399	392	384	377	370	363	356	348	341	334			
	B 不燃ごみ		t / 年	159	134	171	178	180	182	183	185	187	189	191	192	194			
	収集（生活系）	選別①	t / 年	92	88	79	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84			
	直搬（生活系）	選別①	t / 年	67	46	92	94	96	97	99	101	103	105	106	108	110			
	C 資源ごみ		t / 年	149	148	144	146	147	149	151	152	154	156	157	159	161			
	収集（生活系）空き缶	選別②	t / 年	38	36	34	34	34	34	34	34	33	33	33	33	33			
	収集（生活系）空きびん・ガラス類	選別②	t / 年	58	56	54	53	53	53	53	52	52	52	52	51	51			
	収集（生活系）プラスチック類	選別②	t / 年	32	34	34	36	38	40	42	44	46	48	50	52	54			
	収集（生活系）ペットボトル	選別②	t / 年	21	22	23	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22			
	D 有害ごみ		t / 年	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3			
	収集（生活系）蛍光灯・電池	選別①	t / 年	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3			
E 粗大ごみ		t / 年	305	227	167	171	176	180	185	189	194	198	203	207	212				
直搬（生活系）	選別①	t / 年	273	206	150	153	156	159	161	164	167	170	173	176	179				
直搬（事業系）	選別①	t / 年	32	21	17	19	20	22	23	25	26	28	29	31	32				
F 排出量計＝（A～E）の合計		t / 年	3,232	3,071	3,016	2,992	2,962	2,931	2,901	2,871	2,841	2,811	2,781	2,751	2,721				
G 集団回収量	資源化②	t / 年	195	190	200	193	187	180	173	167	160	153	147	140	133				
H 排出量計＝（F＋G）		t / 年	3,427	3,261	3,216	3,185	3,148	3,111	3,075	3,038	3,001	2,964	2,928	2,891	2,854				
中間処理	焼却施設	仁多可燃物処理センター	t / 年	2,631	2,573	2,543	2,506	2,468	2,431	2,394	2,357	2,319	2,282	2,245	2,208	2,171			
		可燃ごみ	焼却①	t / 年	2,616	2,559	2,532	2,494	2,456	2,418	2,380	2,342	2,304	2,266	2,228	2,190	2,152		
		可燃ごみ		t / 年	2,616	2,564	2,516	2,494	2,456	2,418	2,380	2,342	2,304	2,266	2,228	2,190	2,152		
		資源物	資源化①	t / 年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		処理残渣（仁多クリーンセンター）	焼却②	t / 年	15	14	11	12	13	13	14	15	16	16	17	18	19		
	処理内訳	処理残渣	埋立②	t / 年	306	278	290	286	282	278	274	270	266	262	258	254	250		
	破砕・選別施設	仁多クリーンセンター	t / 年	616	512	485	498	506	514	522	529	537	545	553	561	569			
		資源ごみ	選別②	t / 年	149	148	144	146	147	149	151	152	154	156	157	159	161		
		缶・瓶・ガラス類		t / 年	96	92	88	87	87	87	86	86	86	85	85	84	84		
			空き缶	資源化①	t / 年	22	30	28	27	27	26	26	25	24	24	23	23	22	
			空き瓶・ガラス類	資源化①		23	10	22	22	21	21	20	20	19	19	19	18	18	
			不燃残渣	埋立①	t / 年	51	52	38	38	39	40	40	41	42	42	43	44	44	
			プラスチック・ペットボトル		t / 年	53	56	56	58	60	62	64	66	68	70	72	74	77	
		プラスチック		資源化①	t / 年	25	23	23	24	25	26	26	27	28	29	30	31	31	
		ペットボトル		資源化①	t / 年	23	22	18	19	19	20	21	21	22	23	23	24	24	
		可燃残渣		焼却②	t / 年	5	11	11	12	13	13	14	15	16	16	17	18	19	
		不燃残渣		埋立①	t / 年			4	4	4	3	3	3	3	3	2	2	2	
		不燃・有害・粗大	選別①	t / 年	467	364	340	352	358	365	371	377	383	390	396	402	408		
			資源物	t / 年	124	100	112	111	109	108	107	106	105	103	102	101	100		
			金属類	資源化①	t / 年	82	57	56	57	59	60	61	62	63	64	65	66	67	
				木材	資源化①	t / 年	32	41	50	47	45	43	41	38	36	34	32	29	27
				量など	資源化①	t / 年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				蛍光灯・電池	資源化①	t / 年	10	3	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
			可燃残渣	焼却②	t / 年	10	3	0											
			不燃残渣	埋立①	t / 年	333	261	229	242	249	256	264	271	279	286	294	301	309	
	最終処分場		t / 年	690	590	560	570	573	577	581	585	589	593	597	600	604			
		不燃残渣	埋立①	t / 年	384	312	271	284	292	300	307	315	323	331	339	347	355		
焼却残渣		埋立②	t / 年	306	278	290	286	282	278	274	270	266	262	258	254	250			
資源化			t / 年	412	376	403	395	388	381	373	366	359	351	344	336	329			
リサイクル率（資源化量÷H排出量計）			%	12.0%	11.5%	12.5%	12.4%	12.3%	12.2%	12.1%	12.0%	11.9%	11.8%	11.7%	11.6%	11.5%			
中間処理後の資源化		資源化①	t / 年	217	186	203	202	201	201	200	199	199	198	197	196	196			
集団回収		資源化②	t / 年	195	190	200	193	187	180	173	167	160	153	147	140	133			
最終処分			t / 年	690	590	560	570	573	577	581	585	589	593	597	600	604			
最終処分率（最終処分量÷F排出量計）			%	21.4%	19.2%	18.6%	19.0%	19.4%	19.7%	20.0%	20.4%	20.7%	21.1%	21.5%	21.8%	22.2%			

注） 端数処理のため若干の誤差を含む。

4. ごみ排出量の将来推計（目標達成）

（1）数値目標の設定

本町では、雲南圏域の今後のごみ処理広域化のため、令和5年度に雲南市・飯南町事務組合と共同で総合整備構想を策定している。その中でごみ排出量に関する数値目標を設定済みであることや、総合整備構想が本計画の上位計画にあたることから、本計画においては目標値の設定方針及び目標値について総合整備構想に整合するものである。

本計画における数値目標は、生活系収集可燃ごみについて、「資源ごみ移行目標」及び「排出削減目標」を下記の3つの目標ケースごとに設定をした。（具体的な考え方や目標値は、本編p4-5～p4-10参照）。

◆図表2-5 3つの目標ケースにおける設定目標の内容

目標ケース①

排出削減（食べ残し、手つかず食品の排出削減）＋分別徹底（古紙類、布類の分別徹底）

目標ケース②

ケース①＋分別徹底（ペットボトル、プラスチック製容器包装の分別徹底）

目標ケース③

ケース②＋おもちゃ等のその他プラスチック類の分別変更

目標ケース①～③それぞれにおいて、目標を達成した場合の将来見込み及び内訳は、図表2-6～図表2-11に示すとおりである。

◆図表2-6 ごみ排出量将来見込み(目標ケース①達成時)

			年度	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	備考		
人口	行政区内人口			[人]	14,209	13,919	13,647	13,066	12,787	12,574	12,324	12,078	11,733	11,430	11,330	11,230	11,130	11,030	10,930	10,830	10,730	10,630	10,530	10,432	R14の値は、「新廃棄物処理施設総合整備構想」での目標値による。	
	計画処理区域内人口（計画収集人口）			[人]	14,209	13,919	13,647	13,066	12,787	12,574	12,324	12,078	11,733	11,430	11,330	11,230	11,130	11,030	10,930	10,830	10,730	10,630	10,530	10,432		
生活系ごみ	収集ごみ	燃えるごみ （可燃ごみ）	年間ごみ量	[t/年]	2,681	2,528	2,494	2,409	2,366	2,211	2,064	2,119	2,063	2,030	1,982	1,935	1,888	1,840	1,793	1,746	1,698	1,651	1,604	1,556	R14以外は等差。	
			一日ごみ量	[t/日]	7.34	6.93	6.83	6.60	6.48	6.06	5.65	5.81	5.65	5.56	5.43	5.30	5.17	5.04	4.91	4.78	4.65	4.52	4.39	4.26		
			原単位	[g/人/日]	516.9	497.6	500.7	505.1	506.9	481.8	458.8	480.7	481.7	486.5	479.4	472.1	464.7	457.1	449.4	441.6	433.6	425.5	417.2	408.7		
		燃えないごみ （不燃ごみ）	年間ごみ量	[t/年]	78	78	77	75	76	79	82	92	88	79	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	R14固定
			一日ごみ量	[t/日]	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.22	0.22	0.25	0.24	0.22	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	
			原単位	[g/人/日]	15.0	15.4	15.5	15.7	16.3	17.2	18.2	20.9	20.5	18.9	20.3	20.5	20.7	20.9	21.1	21.3	21.5	21.7	21.9	22.1		
		資源ごみ （空き缶）	年間ごみ量	[t/年]	155	145	136	134	130	42	40	38	36	34	34	34	34	34	34	33	33	33	33	33	33	R14以外は等差。
			一日ごみ量	[t/日]	0.42	0.40	0.37	0.37	0.36	0.12	0.11	0.10	0.10	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	
			原単位	[g/人/日]	29.9	28.5	27.3	28.1	27.9	9.2	8.9	8.6	8.4	8.2	8.2	8.3	8.3	8.4	8.4	8.5	8.5	8.6	8.6	8.7		
		資源ごみ （空きびん・ガラス類）	年間ごみ量	[t/年]	H29までは、空き缶に 空きびん・ガラス類を含む。						60	62	58	56	54	53	53	53	53	52	52	52	52	51	51	R14以外は等差。
			一日ごみ量	[t/日]							0.16	0.17	0.16	0.15	0.15	0.15	0.15	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	
			原単位	[g/人/日]							13.1	13.8	13.2	13.1	12.9	13.0	13.0	13.1	13.1	13.2	13.2	13.3	13.4	13.4		
		資源ごみ （プラスチック）	年間ごみ量	[t/年]	36	38	38	38	40	32	29	32	34	34	36	38	40	42	44	46	48	50	52	54	R14以外は等差。	
			一日ごみ量	[t/日]	0.10	0.10	0.10	0.10	0.11	0.09	0.08	0.09	0.09	0.09	0.10	0.10	0.11	0.11	0.12	0.13	0.13	0.14	0.14	0.15		
			原単位	[g/人/日]	6.9	7.5	7.6	8.0	8.6	7.0	6.4	7.3	7.9	8.1	8.7	9.2	9.8	10.4	11.0	11.6	12.2	12.9	13.5	14.2		
		資源ごみ （ペットボトル）	年間ごみ量	[t/年]	26	23	21	21	22	20	23	21	22	23	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	R14固定
			一日ごみ量	[t/日]	0.07	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	
			原単位	[g/人/日]	5.0	4.5	4.2	4.4	4.7	4.4	5.1	4.8	5.1	5.4	5.4	5.5	5.5	5.6	5.6	5.7	5.7	5.8	5.8	5.9		
		有害ごみ （蛍光灯・電池）	年間ごみ量	[t/年]	0	0	0	0	0	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	R14固定
			一日ごみ量	[t/日]	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	
			原単位	[g/人/日]	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	0.7	0.7	0.7	0.6	0.6	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	
		収集ごみ計	年間ごみ量	[t/年]	2,976	2,812	2,766	2,677	2,634	2,448	2,303	2,363	2,302	2,255	2,215	2,169	2,123	2,078	2,032	1,986	1,941	1,895	1,849	1,804		
			一日ごみ量	[t/日]	8.14	7.70	7.57	7.34	7.22	6.72	6.30	6.48	6.30	6.18	6.07	5.94	5.81	5.68	5.56	5.44	5.31	5.19	5.06	4.94		
			原単位	[g/人/日]	573.8	553.5	555.3	561.3	564.4	533.4	512.0	536.0	537.5	540.6	535.6	529.2	522.7	516.1	509.4	502.5	495.5	488.4	481.2	473.7		
	直接搬入ごみ	燃えるごみ （可燃ごみ）	年間ごみ量	[t/年]	294	320	325	295	296	286	279	163	89	96	96	96	95	95	94	94	94	93	93	93	R14以外は等差。	
			一日ごみ量	[t/日]	0.81	0.88	0.89	0.81	0.81	0.78	0.76	0.45	0.24	0.26	0.26	0.26	0.26	0.26	0.26	0.26	0.26	0.26	0.25	0.25		
			原単位	[g/人/日]	56.7	63.0	65.2	61.9	63.4	62.3	62.0	37.0	20.8	23.1	23.2	23.3	23.4	23.5	23.7	23.8	23.9	24.0	24.2	24.3		
		燃えないごみ （不燃ごみ）	年間ごみ量	[t/年]	73	64	68	65	93	90	75	67	46	92	91	89	88	86	85	83	82	80	79	77	R14以外は等差。	
			一日ごみ量	[t/日]	0.20	0.18	0.19	0.18	0.25	0.25	0.21	0.18	0.13	0.25	0.25	0.24	0.24	0.24	0.23	0.23	0.22	0.22	0.21	0.21		
			原単位	[g/人/日]	14.1	12.6	13.7	13.6	19.9	19.6	16.7	15.2	10.7	22.1	21.9	21.7	21.5	21.4	21.2	21.0	20.8	20.6	20.4	20.2		
		粗大ごみ	年間ごみ量	[t/年]	288	285	380	313	436	427	351	273	206	150	147	145	142	140	137	135	132	130	127	125	R14以外は等差。	
			一日ごみ量	[t/日]	0.79	0.78	1.04	0.86	1.19	1.17	0.96	0.75	0.56	0.41	0.40	0.40	0.39	0.38	0.38	0.37	0.36	0.36	0.35	0.34		
			原単位	[g/人/日]	55.5	56.1	76.3	65.6	93.4	93.0	78.0	61.9	48.1	35.8	35.6	35.3	35.0	34.7	34.4	34.1	33.8	33.4	33.1	32.8		
		直接搬入ごみ計	年間ごみ量	[t/年]	655	669	773	673	825	803	705	503	341	338	333	329	325	320	316	312	307	303	299	294		
			一日ごみ量	[t/日]	1.80	1.84	2.12	1.85	2.25	2.20	1.93	1.38	0.93	0.92	0.91	0.90	0.89	0.88	0.87	0.86	0.84	0.84	0.81	0.80		
			原単位	[g/人/日]	126.3	131.7	155.2	141.1	176.8	175.0	156.7	114.1	79.6	81.0	80.6	80.3	79.9	79.6	79.2	78.9	78.5	78.1	77.7	77.3		
		生活系ごみ合計	年間ごみ量	[t/年]	3,631	3,481	3,539	3,350	3,459	3,251	3,008	2,866	2,643	2,593	2,548	2,498	2,448	2,398	2,348	2,298	2,248	2,198	2,148	2,098		
			一日ごみ量	[t/日]	9.94	9.54	9.69	9.19	9.47	8.92	8.23	7.86	7.23	7.10	6.98	6.84	6.70	6.56	6.43	6.30	6.15	6.03	5.87	5.74		
			原単位	[g/人/日]	700.1	685.2	710.5	702.4	741.1	708.4	668.7	650.1	617.2	621.5	616.2	609.5	602.7	595.7	588.6	581.4	574.0	566.5	558.9	551.0		
事業系ごみ	直接搬入ごみ	燃えるごみ （可燃ごみ）	年間ごみ量	[t/年]	320	274	271	269	251	313	279	334	407	406	403	401	398	396	393	390	388	385	383	380	R14以外は等差。	
			一日ごみ量	[t/日]	0.88	0.75	0.74	0.74	0.69	0.86	0.76	0.92	1.12	1.11	1.10	1.10	1.09	1.08	1.08	1.07	1.06	1.06	1.05	1.04		
		粗大ごみ	年間ごみ量	[t/年]	98	45	63	47	47	43	154	32	21	17	28	38	48	58	69	79	89	99	110	120	R14以外は等差。	
	一日ごみ量		[t/日]	0.27	0.12	0.17	0.13	0.13	0.12	0.42	0.09	0.06	0.05	0.08	0.10	0.13	0.16	0.19	0.22	0.24	0.27	0.30	0.33			
	事業系ごみ合計	年間ごみ量	[t/年]	418	319	334	316	298	356	433	366	428	423	431	439	446	454	462	469	477	485	492	500			
一日ごみ量	[t/日]	1.15	0.87	0.91	0.87	0.82	0.98	1.18	1.01	1.18	1.16	1.18	1.16	1.18	1.20	1.22	1.24	1.27	1.29	1.30	1.33	1.35	1.37			
排出量	燃えるごみ （可燃ごみ）	年間ごみ量	[t/年]	3,295	3,122	3,090	2,973	2,913	2,810	2,622	2,616	2,559	2,532	2,482	2,431	2,381	2,331	2,280	2,230	2,180	2,129	2,079	2,029			
		一日ごみ量	[t/日]	9.03	8.56	8.46	8.15	7.98	7.70	7.17	7.18	7.01	6.93	6.79	6.66	6.52	6.38	6.25	6.11	5.97	5.84	5.69	5.55			
		年間ごみ量	[t/年]	151	142	145	140	169	169	157	159	134	171	175	173	172	170	169	167	166	164	163	161			
	燃えないごみ （不燃ごみ）	一日ごみ量	[t/日]	0.41	0.39	0.40	0.39	0.46	0.47	0.43	0.43	0.37	0.47	0.48	0.47	0.47	0.47	0.46	0.46	0.45	0.45	0.44	0.44			
		年間ごみ量	[t/年]	217	206	195	193	192	154	154	149	148	1													

◆図表2-7 ごみ排出量将来見込み(目標ケース②達成時)

			年度	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	備考		
人口	行政区内人口			[人]	14,209	13,919	13,647	13,066	12,787	12,574	12,324	12,078	11,733	11,430	11,330	11,230	11,130	11,030	10,930	10,830	10,730	10,630	10,530	10,432	R14の値は、「新廃棄物処理施設総合整備構想」での目標値による。	
	計画処理区域内人口（計画収集人口）			[人]	14,209	13,919	13,647	13,066	12,787	12,574	12,324	12,078	11,733	11,430	11,330	11,230	11,130	11,030	10,930	10,830	10,730	10,630	10,530	10,432		
生活系ごみ	収集ごみ	燃えるごみ （可燃ごみ）	年間ごみ量	[t/年]	2,681	2,528	2,494	2,409	2,366	2,211	2,064	2,119	2,063	2,030	1,974	1,918	1,862	1,806	1,750	1,694	1,638	1,582	1,526	1,471	R14以外は等差。	
			一日ごみ量	[t/日]	7.34	6.93	6.83	6.60	6.48	6.06	5.65	5.81	5.65	5.56	5.41	5.25	5.10	4.95	4.79	4.64	4.49	4.33	4.18	4.03		
			原単位	[g/人/日]	516.9	497.6	500.7	505.1	506.9	481.8	458.8	480.7	481.7	486.5	477.3	481.7	486.5	477.3	467.9	458.3	448.6	438.7	428.6	418.3	407.8	397.2
		燃えないごみ （不燃ごみ）	年間ごみ量	[t/年]	78	78	77	75	76	79	82	92	88	79	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	R14固定
			一日ごみ量	[t/日]	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.22	0.22	0.25	0.24	0.22	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	
			原単位	[g/人/日]	15.0	15.4	15.5	15.7	16.3	17.2	18.2	20.9	20.5	18.9	20.3	20.5	20.7	20.9	21.1	21.3	21.5	21.7	21.9	22.1		
		資源ごみ （空き缶）	年間ごみ量	[t/年]	155	145	136	134	130	42	40	38	36	34	34	34	34	34	34	33	33	33	33	33	33	R14以外は等差。
			一日ごみ量	[t/日]	0.42	0.40	0.37	0.37	0.36	0.12	0.11	0.10	0.10	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	
			原単位	[g/人/日]	29.9	28.5	27.3	28.1	27.9	9.2	8.9	8.6	8.4	8.2	8.2	8.3	8.3	8.4	8.4	8.5	8.5	8.6	8.6	8.6	8.7	
		資源ごみ （空きびん・ガラス類）	年間ごみ量	[t/年]	H29までは、空き缶に 空きびん・ガラス類を含む。						60	62	58	56	54	53	53	53	53	52	52	52	52	51	51	R14以外は等差。
			一日ごみ量	[t/日]							0.16	0.17	0.16	0.15	0.15	0.15	0.15	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14		
			原単位	[g/人/日]							13.1	13.8	13.2	13.1	12.9	13.0	13.0	13.1	13.1	13.2	13.2	13.3	13.4	13.4		
		資源ごみ （プラスチック）	年間ごみ量	[t/年]	36	38	38	38	40	32	29	32	34	34	44	54	64	74	84	94	105	115	125	135	R14以外は等差。	
			一日ごみ量	[t/日]	0.10	0.10	0.10	0.10	0.11	0.09	0.08	0.09	0.09	0.09	0.12	0.15	0.18	0.20	0.23	0.26	0.29	0.31	0.34	0.37		
			原単位	[g/人/日]	6.9	7.5	7.6	8.0	8.6	7.0	6.4	7.3	7.9	8.1	10.6	13.2	15.8	18.4	21.1	23.9	26.7	29.5	32.5	35.4		
		資源ごみ （ペットボトル）	年間ごみ量	[t/年]	26	23	21	21	22	20	23	21	22	23	23	24	24	25	25	25	26	26	27	27	R14以外は等差。	
			一日ごみ量	[t/日]	0.07	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.08		
			原単位	[g/人/日]	5.0	4.5	4.2	4.4	4.7	4.4	5.1	4.8	5.1	5.4	5.6	5.7	5.9	6.1	6.3	6.4	6.6	6.8	7.0	7.2		
		有害ごみ （蛍光灯・電池）	年間ごみ量	[t/年]	0	0	0	0	0	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	R14固定
			一日ごみ量	[t/日]	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	
			原単位	[g/人/日]	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	0.7	0.7	0.7	0.6	0.6	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	
		収集ごみ計	年間ごみ量	[t/年]	2,976	2,812	2,766	2,677	2,634	2,448	2,303	2,363	2,302	2,255	2,215	2,169	2,124	2,078	2,032	1,987	1,941	1,895	1,849	1,804		
			一日ごみ量	[t/日]	8.14	7.70	7.57	7.34	7.22	6.72	6.30	6.48	6.30	6.18	6.07	5.94	5.82	5.69	5.56	5.44	5.32	5.18	5.06	4.95		
			原単位	[g/人/日]	573.8	553.5	555.3	561.3	564.4	533.4	512.0	536.0	537.5	540.6	535.6	529.2	522.7	516.1	509.4	502.5	495.6	488.4	481.2	473.7		
	直接搬入ごみ	燃えるごみ （可燃ごみ）	年間ごみ量	[t/年]	294	320	325	295	296	286	279	163	89	96	96	96	95	95	94	94	94	93	93	93	R14以外は等差。	
			一日ごみ量	[t/日]	0.81	0.88	0.89	0.81	0.81	0.78	0.76	0.45	0.24	0.26	0.26	0.26	0.26	0.26	0.26	0.26	0.26	0.26	0.25	0.25		
			原単位	[g/人/日]	56.7	63.0	65.2	61.9	63.4	62.3	62.0	37.0	20.8	23.1	23.2	23.3	23.4	23.5	23.7	23.8	23.9	24.0	24.2	24.3		
		燃えないごみ （不燃ごみ）	年間ごみ量	[t/年]	73	64	68	65	93	90	75	67	46	92	91	89	88	86	85	83	82	80	79	77	R14以外は等差。	
			一日ごみ量	[t/日]	0.20	0.18	0.19	0.18	0.25	0.25	0.21	0.18	0.13	0.25	0.25	0.24	0.24	0.24	0.23	0.23	0.22	0.22	0.21	0.21		
			原単位	[g/人/日]	14.1	12.6	13.7	13.6	19.9	19.6	16.7	15.2	10.7	22.1	21.9	21.7	21.5	21.4	21.2	21.0	20.8	20.6	20.4	20.2		
		粗大ごみ	年間ごみ量	[t/年]	288	285	380	313	436	427	351	273	206	150	147	145	142	140	137	135	132	130	127	125	R14以外は等差。	
			一日ごみ量	[t/日]	0.79	0.78	1.04	0.86	1.19	1.17	0.96	0.75	0.56	0.41	0.40	0.40	0.39	0.38	0.38	0.37	0.36	0.36	0.35	0.34		
			原単位	[g/人/日]	55.5	56.1	76.3	65.6	93.4	93.0	78.0	61.9	48.1	35.8	35.6	35.3	35.0	34.7	34.4	34.1	33.8	33.4	33.1	32.8		
		直接搬入ごみ計	年間ごみ量	[t/年]	655	669	773	673	825	803	705	503	341	338	333	329	325	320	316	312	307	303	299	294		
			一日ごみ量	[t/日]	1.80	1.84	2.12	1.85	2.25	2.20	1.93	1.38	0.93	0.92	0.91	0.90	0.89	0.88	0.87	0.86	0.84	0.84	0.81	0.80		
			原単位	[g/人/日]	126.3	131.7	155.2	141.1	176.8	175.0	156.7	114.1	79.6	81.0	80.6	80.3	79.9	79.6	79.2	78.9	78.5	78.1	77.7	77.3		
		生活系ごみ合計	年間ごみ量	[t/年]	3,631	3,481	3,539	3,350	3,459	3,251	3,008	2,866	2,643	2,593	2,548	2,498	2,448	2,398	2,348	2,298	2,248	2,198	2,148	2,098		
			一日ごみ量	[t/日]	9.94	9.54	9.69	9.19	9.47	8.92	8.23	7.86	7.23	7.10	6.98	6.84	6.71	6.57	6.43	6.30	6.16	6.02	5.87	5.75		
			原単位	[g/人/日]	700.1	685.2	710.5	702.4	741.1	708.4	668.7	650.1	617.2	621.5	616.2	609.5	602.7	595.7	588.6	581.4	574.0	566.5	558.9	551.0		
事業系ごみ	直接搬入ごみ	燃えるごみ （可燃ごみ）	年間ごみ量	[t/年]	320	274	271	269	251	313	279	334	407	406	403	401	398	396	393	390	388	385	383	380	R14以外は等差。	
			一日ごみ量	[t/日]	0.88	0.75	0.74	0.74	0.69	0.86	0.76	0.92	1.12	1.11	1.10	1.10	1.10	1.09	1.08	1.08	1.07	1.06	1.06	1.05	1.04	
		粗大ごみ	年間ごみ量	[t/年]	98	45	63	47	47	43	154	32	21	17	28	38	48	58	69	79	89	99	110	120	R14以外は等差。	
	一日ごみ量		[t/日]	0.27	0.12	0.17	0.13	0.13	0.12	0.42	0.09	0.06	0.05	0.08	0.10	0.13	0.16	0.19	0.22	0.24	0.27	0.30	0.33			
	事業系ごみ合計	年間ごみ量	[t/年]	418	319	334	316	298	356	433	366	428	423	431	439	446	454	462	469	477	485	492	500			
		一日ごみ量	[t/日]	1.15	0.87	0.91	0.87	0.82	0.98	1.18	1.01	1.18	1.16	1.18	1.20	1.22	1.24	1.27	1.29	1.30	1.33	1.35	1.37			
	排出量	燃えるごみ （可燃ごみ）	年間ごみ量	[t/年]	3,295	3,122	3,090	2,973	2,913	2,810	2,622	2,616	2,559	2,532	2,473	2,414	2,355	2,296	2,237	2,179	2,120	2,061	2,002	1,943		
一日ごみ量			[t/日]	9.03	8.56	8.46	8.15	7.98	7.70	7.17	7.18	7.01	6.93	6.77	6.61	6.45	6.29	6.13	5.97	5.81	5.65	5.48	5.32			
燃えないごみ （不燃ごみ）			年間ごみ量	[t/年]	151	142	145	140	169	169	157	159	134	171	175	173	172	170	169	167	166	164	163	161		
			一日ごみ量	[t/日]	0.41	0.39	0.40	0.39	0.46	0.47	0.43	0.43	0.37	0.47	0.48	0.47	0.47	0.47	0.46	0.46	0.45	0.45	0.44	0.44		
資源ごみ			年間ごみ量	[t/年]	217	206	195	193	192	154																

◆図表2-8 ごみ排出量将来見込み(目標ケース③達成時)

			年度	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	備考		
人口	行政区域内人口			[人]	14,209	13,919	13,647	13,066	12,787	12,574	12,324	12,078	11,733	11,430	11,330	11,230	11,130	11,030	10,930	10,830	10,730	10,630	10,530	10,432	R14の値は、「新廃棄物処理施設総合整備構想」での目標値による。	
	計画処理区域内人口（計画収集人口）			[人]	14,209	13,919	13,647	13,066	12,787	12,574	12,324	12,078	11,733	11,430	11,330	11,230	11,130	11,030	10,930	10,830	10,730	10,630	10,530	10,432		
生活系ごみ	収集ごみ	燃えるごみ （可燃ごみ）	年間ごみ量	[t/年]	2,681	2,528	2,494	2,409	2,366	2,211	2,064	2,119	2,063	2,030	1,973	1,916	1,859	1,802	1,745	1,688	1,631	1,574	1,517	1,459	R14以外は等差。	
			一日ごみ量	[t/日]	7.34	6.93	6.83	6.60	6.48	6.06	5.65	5.81	5.65	5.56	5.40	5.25	5.09	4.94	4.78	4.62	4.47	4.31	4.16	4.00		
			原 単 位	[g/人/日]	516.9	497.6	500.7	505.1	506.9	481.8	458.8	480.7	481.7	486.5	477.0	467.4	457.5	447.5	437.3	426.9	416.3	405.6	394.6	383.3		
		燃えないごみ （不燃ごみ）	年間ごみ量	[t/年]	78	78	77	75	76	79	82	92	88	79	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	R14固定
			一日ごみ量	[t/日]	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.22	0.22	0.25	0.24	0.22	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	
			原 単 位	[g/人/日]	15.0	15.4	15.5	15.7	16.3	17.2	18.2	20.9	20.5	18.9	20.3	20.5	20.7	20.9	21.1	21.3	21.5	21.7	21.9	22.1		
		資源ごみ （空き缶）	年間ごみ量	[t/年]	155	145	136	134	130	42	40	38	36	34	34	34	34	34	34	33	33	33	33	33	33	R14以外は等差。
			一日ごみ量	[t/日]	0.42	0.40	0.37	0.37	0.36	0.12	0.11	0.10	0.10	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	
			原 単 位	[g/人/日]	29.9	28.5	27.3	28.1	27.9	9.2	8.9	8.6	8.4	8.2	8.2	8.3	8.3	8.4	8.4	8.5	8.5	8.6	8.6	8.7		
		資源ごみ （空きびん・ガラス類）	年間ごみ量	[t/年]	H29までは、空き缶に 空きびん・ガラス類を含む。						60	62	58	56	54	53	53	53	53	52	52	52	52	51	51	R14以外は等差。
			一日ごみ量	[t/日]							0.16	0.17	0.16	0.15	0.15	0.15	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14			
			原 単 位	[g/人/日]							13.1	13.8	13.2	13.1	12.9	13.0	13.0	13.1	13.1	13.2	13.2	13.3	13.4	13.4		
		資源ごみ （プラスチック）	年間ごみ量	[t/年]	36	38	38	38	40	32	29	32	34	34	45	56	67	79	90	101	112	123	135	146	R14以外は等差。	
			一日ごみ量	[t/日]	0.10	0.10	0.10	0.10	0.11	0.09	0.08	0.09	0.09	0.09	0.12	0.15	0.18	0.22	0.25	0.28	0.31	0.34	0.37	0.40		
			原 単 位	[g/人/日]	6.9	7.5	7.6	8.0	8.6	7.0	6.4	7.3	7.9	8.1	10.9	13.7	16.6	19.5	22.5	25.6	28.7	31.8	35.0	38.3		
		資源ごみ （ペットボトル）	年間ごみ量	[t/年]	26	23	21	21	22	20	23	21	22	23	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	R14固定
			一日ごみ量	[t/日]	0.07	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.07	0.08	0.07	0.08	0.08	0.07	0.08	0.08	0.07	0.08		
			原 単 位	[g/人/日]	5.0	4.5	4.2	4.4	4.7	4.4	5.1	4.8	5.1	5.4	6.6	6.7	6.7	6.8	6.9	6.9	7.0	7.1	7.1	7.2		
		有害ごみ （蛍光灯・電池）	年間ごみ量	[t/年]	0	0	0	0	0	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	R14固定
			一日ごみ量	[t/日]	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	
			原 単 位	[g/人/日]	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	0.7	0.7	0.7	0.6	0.6	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	
	収集ごみ計		年間ごみ量	[t/年]	2,976	2,812	2,766	2,677	2,634	2,448	2,303	2,363	2,302	2,255	2,219	2,173	2,127	2,081	2,035	1,988	1,942	1,896	1,850	1,804		
			一日ごみ量	[t/日]	8.14	7.70	7.57	7.34	7.22	6.72	6.30	6.48	6.30	6.18	6.07	5.96	5.81	5.71	5.58	5.44	5.33	5.20	5.07	4.95		
			原 単 位	[g/人/日]	573.8	553.5	555.3	561.3	564.4	533.4	512.0	536.0	537.5	540.6	536.7	530.2	523.6	516.8	510.0	503.0	495.9	488.7	481.3	473.7		
	直接搬入ごみ	燃えるごみ （可燃ごみ）	年間ごみ量	[t/年]	294	320	325	295	296	286	279	163	89	96	96	96	95	95	94	94	94	93	93	93	R14以外は等差。	
			一日ごみ量	[t/日]	0.81	0.88	0.89	0.81	0.81	0.78	0.76	0.45	0.24	0.26	0.26	0.26	0.26	0.26	0.26	0.26	0.26	0.26	0.25	0.25		
			原 単 位	[g/人/日]	56.7	63.0	65.2	61.9	63.4	62.3	62.0	37.0	20.8	23.1	23.2	23.3	23.4	23.5	23.7	23.8	23.9	24.0	24.2	24.3		
		燃えないごみ （不燃ごみ）	年間ごみ量	[t/年]	73	64	68	65	93	90	75	67	46	92	91	89	88	86	85	83	82	80	79	77	R14以外は等差。	
			一日ごみ量	[t/日]	0.20	0.18	0.19	0.18	0.25	0.25	0.21	0.18	0.13	0.25	0.25	0.24	0.24	0.24	0.23	0.23	0.22	0.22	0.21	0.21		
			原 単 位	[g/人/日]	14.1	12.6	13.7	13.6	19.9	19.6	16.7	15.2	10.7	22.1	21.9	21.7	21.5	21.4	21.2	21.0	20.8	20.6	20.4	20.2		
		粗大ごみ	年間ごみ量	[t/年]	288	285	380	313	436	427	351	273	206	150	147	145	142	140	137	135	132	130	127	125	R14以外は等差。	
			一日ごみ量	[t/日]	0.79	0.78	1.04	0.86	1.19	1.17	0.96	0.75	0.56	0.41	0.40	0.40	0.39	0.38	0.38	0.37	0.36	0.36	0.35	0.34		
			原 単 位	[g/人/日]	55.5	56.1	76.3	65.6	93.4	93.0	78.0	61.9	48.1	35.8	35.6	35.3	35.0	34.7	34.4	34.1	33.8	33.4	33.1	32.8		
		直接搬入ごみ計	年間ごみ量	[t/年]	655	669	773	673	825	803	705	503	341	338	333	329	325	320	316	312	307	303	299	294		
			一日ごみ量	[t/日]	1.80	1.84	2.12	1.85	2.25	2.20	1.93	1.38	0.93	0.92	0.91	0.90	0.89	0.88	0.87	0.86	0.84	0.84	0.81	0.80		
			原 単 位	[g/人/日]	126.3	131.7	155.2	141.1	176.8	175.0	156.7	114.1	79.6	81.0	80.6	80.3	79.9	79.6	79.2	78.9	78.5	78.1	77.7	77.3		
	生活系ごみ合計	年間ごみ量	[t/年]	3,631	3,481	3,539	3,350	3,459	3,251	3,008	2,866	2,643	2,593	2,553	2,502	2,452	2,401	2,351	2,300	2,250	2,199	2,149	2,098			
		一日ごみ量	[t/日]	9.94	9.54	9.69	9.19	9.47	8.92	8.23	7.86	7.23	7.10	6.98	6.86	6.70	6.59	6.45	6.30	6.17	6.04	5.88	5.75			
		原 単 位	[g/人/日]	700.1	685.2	710.5	702.4	741.1	708.4	668.7	650.1	617.2	621.5	617.3	610.5	603.5	596.4	589.2	581.9	574.4	566.8	559.0	551.0			
事業系ごみ	直接搬入ごみ	燃えるごみ （可燃ごみ）	年間ごみ量	[t/年]	320	274	271	269	251	313	279	334	407	406	403	401	398	396	393	390	388	385	383	380	R14以外は等差。	
			一日ごみ量	[t/日]	0.88	0.75	0.74	0.74	0.69	0.86	0.76	0.92	1.12	1.11	1.10	1.10	1.09	1.08	1.08	1.07	1.06	1.06	1.05	1.04		
	粗大ごみ	年間ごみ量	[t/年]	98	45	63	47	47	43	154	32	21	17	28	38	48	58	69	79	89	99	110	120	R14以外は等差。		
		一日ごみ量	[t/日]	0.27	0.12	0.17	0.13	0.13	0.12	0.42	0.09	0.06	0.05	0.08	0.10	0.13	0.16	0.19	0.22	0.24	0.27	0.30	0.33			
	事業系ごみ合計		年間ごみ量	[t/年]	418	319	334	316	298	356	433	366	428	423	431	439	446	454	462	469	477	485	492	500		
		一日ごみ量	[t/日]	1.15	0.87	0.91	0.87	0.82	0.98	1.18	1.01	1.18	1.16	1.18	1.20	1.22	1.24	1.27	1.29	1.30	1.33	1.35	1.37			
排出量	燃えるごみ （可燃ごみ）	年間ごみ量	[t/年]	3,295	3,122	3,090	2,973	2,913	2,810	2,622	2,616	2,559	2,532	2,472	2,412	2,352	2,292	2,232	2,172	2,112	2,052	1,992	1,932			
		一日ごみ量	[t/日]	9.03	8.56	8.46	8.15	7.98	7.70	7.17	7.18	7.01	6.93	6.76	6.61	6.44	6.28	6.12	5.95	5.79	5.63	5.46	5.29			
		燃えないごみ （不燃ごみ）																								

◆図表2-9 ごみ処理内訳の将来見込み（目標ケース①達成時）

◆図表2-9 ごみ処理内訳の将来見込み（目標ケース①達成時）								数値目標年度					長期計画目標年度						
								実績←→推計		▼									
区 分		処理	年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14			
ごみ 排出 量	A 可燃ごみ			t / 年	2,616	2,559	2,532	2,482	2,431	2,381	2,331	2,280	2,230	2,180	2,129	2,079	2,029		
	収集（生活系）	焼却①	t / 年	2,119	2,063	2,030	1,982	1,935	1,888	1,840	1,793	1,746	1,698	1,651	1,604	1,556			
	直搬（生活系）	焼却①	t / 年	163	89	96	96	96	95	95	94	94	94	93	93	93			
	直搬（事業系）	焼却①	t / 年	334	407	406	403	401	398	396	393	390	388	385	383	380			
	B 不燃ごみ			t / 年	159	134	171	175	173	172	170	169	167	166	164	163	161		
	収集（生活系）	選別①	t / 年	92	88	79	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84		
	直搬（生活系）	選別①	t / 年	67	46	92	91	89	88	86	85	83	82	80	79	77			
	C 資源ごみ			t / 年	149	148	144	146	147	149	151	152	154	156	157	159	161		
	収集（生活系）空き缶	選別②	t / 年	38	36	34	34	34	34	34	34	34	33	33	33	33	33		
	収集（生活系）空きびん・ガラス類	選別②	t / 年	58	56	54	53	53	53	53	52	52	52	52	51	51			
	収集（生活系）プラスチック類	選別②	t / 年	32	34	34	36	38	40	42	44	46	48	50	52	54			
	収集（生活系）ペットボトル	選別②	t / 年	21	22	23	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22		
	D 有害ごみ			t / 年	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		
	収集（生活系）蛍光灯・電池	選別①	t / 年	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		
	E 粗大ごみ			t / 年	305	227	167	175	183	190	198	206	214	221	229	237	245		
	直搬（生活系）	選別①	t / 年	273	206	150	147	145	142	140	137	135	132	130	127	125			
	直搬（事業系）	選別①	t / 年	32	21	17	28	38	48	58	69	79	89	99	110	120			
F 排出量計＝（A～E）の合計			t / 年	3,232	3,071	3,016	2,979	2,937	2,895	2,852	2,810	2,767	2,725	2,683	2,640	2,598			
G 集団回収量		資源化②	t / 年	195	190	200	200	201	201	201	201	202	202	202	202	203			
H 排出量計＝（F＋G）			t / 年	3,427	3,261	3,216	3,180	3,137	3,095	3,053	3,011	2,969	2,927	2,885	2,843	2,800			
中間 処理	焼却施設	仁多可燃物処理センター		t / 年	2,631	2,573	2,543	2,493	2,444	2,394	2,345	2,295	2,246	2,196	2,147	2,097	2,048		
		可燃ごみ	焼却①	t / 年	2,616	2,559	2,532	2,482	2,431	2,381	2,331	2,280	2,230	2,180	2,129	2,079	2,029		
			可燃ごみ	t / 年	2,616	2,556	2,497	2,475	2,419	2,362	2,306	2,249	2,193	2,137	2,080	2,024	1,967		
			資源物	資源化①	t / 年	0	0	0	6	12	19	25	31	37	43	49	56	62	
		処理残渣（仁多クリーンセンター）	焼却②	t / 年	15	14	11	12	13	13	14	15	16	16	17	18	19		
	処理内訳	処理残渣	埋立②	t / 年	306	278	290	284	277	271	265	259	253	247	241	235	228		
	破砕・選別施設	仁多クリーンセンター		t / 年	616	512	485	498	506	514	522	529	537	545	553	561	569		
		資源ごみ	選別②	t / 年	149	148	144	146	147	149	151	152	154	156	157	159	161		
			缶・瓶・ガラス類	t / 年	96	92	88	87	87	87	86	86	86	85	85	84	84		
				空き缶	資源化①	t / 年	22	30	28	27	27	26	26	25	24	24	23	23	22
				空き瓶・ガラス類	資源化①		23	10	22	22	21	21	20	20	19	19	19	18	18
				不燃残渣	埋立①	t / 年	51	52	38	38	39	40	40	41	42	42	43	44	44
			プラスチック・ペットボトル	t / 年	53	56	56	58	60	62	64	66	68	70	72	74	77		
				プラスチック	資源化①	t / 年	25	23	23	24	25	26	26	27	28	29	30	31	31
				ペットボトル	資源化①	t / 年	23	22	18	19	19	20	21	21	22	23	23	24	24
		可燃残渣		焼却②	t / 年	5	11	11	12	13	13	14	15	16	16	17	18	19	
		不燃残渣	埋立①	t / 年			4	4	4	3	3	3	3	3	2	2	2		
		不燃・有害・粗大	選別①	t / 年	467	364	340	352	358	365	371	377	383	390	396	402	408		
			資源物	t / 年	124	100	112	116	121	126	130	135	140	144	149	154	158		
				金属類	資源化①	t / 年	82	57	56	57	59	60	61	62	63	64	65	66	67
				木材	資源化①	t / 年	32	41	50	47	45	43	41	38	36	34	32	29	27
				量など	資源化①	t / 年	0	0	0	6	12	17	23	29	35	41	47	52	58
				蛍光灯・電池	資源化①	t / 年	10	3	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
			可燃残渣	焼却②	t / 年	9	3	0											
			不燃残渣	埋立①	t / 年	334	261	229	236	237	239	241	242	244	245	247	249	250	
	最終処分場		t / 年	690	591	560	562	558	553	549	545	541	537	533	529	525			
		不燃残渣	埋立①	t / 年	384	313	271	278	280	282	284	286	288	290	292	294	296		
焼却残渣		埋立②	t / 年	306	278	290	284	277	271	265	259	253	247	241	235	228			
資源化			t / 年	412	375	403	414	426	437	449	461	472	484	495	507	518			
リサイクル率（資源化量÷H排出量計）			%	12.0%	11.5%	12.5%	13.0%	13.6%	14.1%	14.7%	15.3%	15.9%	16.5%	17.2%	17.8%	18.5%			
中間処理後の資源化		資源化①	t / 年	217	185	203	214	225	237	248	259	271	282	293	304	316			
集団回収		資源化②	t / 年	195	190	200	200	201	201	201	201	202	202	202	202	203			
最終処分			t / 年	690	591	560	562	558	553	549	545	541	537	533	529	525			
最終処分量率（最終処分量÷F排出量計）			%	21.4%	19.2%	18.6%	18.9%	19.0%	19.1%	19.3%	19.4%	19.6%	19.7%	19.9%	20.0%	20.2%			

注） 端数処理のため若干の誤差を含む。

◆図表2-10 ごみ処理内訳の将来見込み（目標ケース②達成時）

図表2-10 ごみ処理内訳の将来見込み（目標ケース②達成時）								数値目標年度					長期計画目標年度						
								実績←→推計		▼					▼				
区 分		処理	年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14			
ごみ排出量	A 可燃ごみ			t / 年	2,616	2,559	2,532	2,473	2,414	2,355	2,296	2,237	2,179	2,120	2,061	2,002	1,943		
	収集（生活系）	焼却①	t / 年	2,119	2,063	2,030	1,974	1,918	1,862	1,806	1,750	1,694	1,638	1,582	1,526	1,471			
	直搬（生活系）	焼却①	t / 年	163	89	96	96	96	95	95	94	94	94	93	93	93			
	直搬（事業系）	焼却①	t / 年	334	407	406	403	401	398	396	393	390	388	385	383	380			
	B 不燃ごみ			t / 年	159	134	171	175	173	172	170	169	167	166	164	163	161		
	収集（生活系）	選別①	t / 年	92	88	79	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84			
	直搬（生活系）	選別①	t / 年	67	46	92	91	89	88	86	85	83	82	80	79	77			
	C 資源ごみ			t / 年	149	148	144	154	165	175	185	195	205	216	226	236	246		
	収集（生活系）空き缶	選別②	t / 年	38	36	34	34	34	34	34	34	34	33	33	33	33			
	収集（生活系）空きびん・ガラス類	選別②	t / 年	58	56	54	53	53	53	53	52	52	52	52	51	51			
	収集（生活系）プラスチック類	選別②	t / 年	32	34	34	44	54	64	74	84	94	105	115	125	135			
	収集（生活系）ペットボトル	選別②	t / 年	21	22	23	23	24	24	25	25	25	26	26	27	27			
	D 有害ごみ			t / 年	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		
	収集（生活系）蛍光灯・電池	選別①	t / 年	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3			
	E 粗大ごみ			t / 年	305	227	167	175	183	190	198	206	214	221	229	237	245		
	直搬（生活系）	選別①	t / 年	273	206	150	147	145	142	140	137	135	132	130	127	125			
	直搬（事業系）	選別①	t / 年	32	21	17	28	38	48	58	69	79	89	99	110	120			
	F 排出量計＝（A～E）の合計			t / 年	3,232	3,071	3,016	2,979	2,937	2,895	2,852	2,810	2,767	2,725	2,683	2,640	2,598		
	G 集団回収量		資源化②	t / 年	195	190	200	200	201	201	201	201	202	202	202	202	203		
	H 排出量計＝（F＋G）			t / 年	3,427	3,261	3,216	3,180	3,138	3,095	3,053	3,011	2,969	2,927	2,885	2,843	2,800		
中間処理	焼却施設	仁多可燃物処理センター		t / 年	2,631	2,573	2,543	2,485	2,427	2,369	2,310	2,252	2,194	2,136	2,078	2,020	1,962		
		可燃ごみ	焼却①	t / 年	2,616	2,559	2,532	2,473	2,414	2,355	2,296	2,237	2,179	2,120	2,061	2,002	1,943		
				t / 年	2,616	2,547	2,481	2,467	2,402	2,337	2,272	2,207	2,142	2,077	2,011	1,946	1,881		
			資源物	資源化①	t / 年	0	0	0	6	12	19	25	31	37	43	49	56	62	
		処理残渣（仁多クリーンセンター）		焼却②	t / 年	15	14	11	12	13	13	14	15	16	16	17	18	19	
		処理内訳 処理残渣	埋立②	t / 年	306	278	290	283	275	268	261	254	247	240	233	226	218		
	破砕・選別施設	仁多クリーンセンター		t / 年	616	512	485	506	523	539	556	572	589	605	622	638	655		
		資源ごみ	選別②	t / 年	149	148	144	154	165	175	185	195	205	216	226	236	246		
			缶・瓶・ガラス類		t / 年	96	92	88	87	87	87	86	86	86	85	85	84	84	
				空き缶	資源化①	t / 年	22	30	28	27	27	26	26	25	24	24	23	23	22
				空き瓶・ガラス類	資源化①		23	10	22	22	21	21	20	20	19	19	19	18	18
				不燃残渣	埋立①	t / 年	51	52	38	38	39	40	40	41	42	42	43	44	44
			プラスチック・ペットボトル		t / 年	53	56	56	67	78	88	99	109	120	131	141	152	162	
			プラスチック	資源化①	t / 年	25	23	23	32	41	50	59	68	77	85	94	103	112	
			ペットボトル	資源化①	t / 年	23	22	18	19	20	22	23	24	25	26	27	28	29	
			可燃残渣	焼却②	t / 年	5	11	11	12	13	13	14	15	16	16	17	18	19	
			不燃残渣	埋立①	t / 年			4	4	4	4	3	3	3	3	2	2	2	
		不燃・有害・粗大	選別①	t / 年	467	364	340	352	358	365	371	377	383	390	396	402	408		
			資源物	t / 年	124	100	112	116	121	126	130	135	140	144	149	154	158		
			金属類	資源化①	t / 年	82	57	56	57	59	60	61	62	63	64	65	66	67	
			木材	資源化①	t / 年	32	41	50	47	45	43	41	38	36	34	32	29	27	
			量など	資源化①	t / 年	0	0	0	6	12	17	23	29	35	41	47	52	58	
			蛍光灯・電池	資源化①	t / 年	10	3	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	
			可燃残渣	焼却②	t / 年	9	3	0											
			不燃残渣	埋立①	t / 年	334	261	229	236	237	239	241	242	244	245	247	249	250	
		最終処分場	最終処分場		t / 年	690	591	560	561	556	550	545	540	535	530	525	520	515	
	不燃残渣		埋立①	t / 年	384	313	271	278	280	282	284	286	288	290	292	294	296		
	焼却残渣		埋立②	t / 年	306	278	290	283	275	268	261	254	247	240	233	226	218		
	資源化			t / 年	412	375	403	423	443	463	483	503	524	544	564	584	604		
	リサイクル率（資源化量÷H排出量計）			%	12.0%	11.5%	12.5%	13.3%	14.1%	15.0%	15.8%	16.7%	17.6%	18.6%	19.5%	20.5%	21.6%		
	中間処理後の資源化		資源化①	t / 年	217	185	203	223	243	262	282	302	322	342	362	382	401		
	集団回収		資源化②	t / 年	195	190	200	200	201	201	201	201	202	202	202	202	203		
	最終処分			t / 年	690	591	560	561	556	550	545	540	535	530	525	520	515		
	最終処分率（最終処分量÷F排出量計）			%	21.4%	19.2%	18.6%	18.8%	18.9%	19.0%	19.1%	19.2%	19.3%	19.5%	19.6%	19.7%	19.8%		

注） 端数処理のため若干の誤差を含む。

◆図表2-11 ごみ処理内訳の将来見込み（目標ケース③達成時）

図表2-11 ごみ処理内訳の将来見込み（目標ケース③達成時）								数値目標年度					長期計画目標年度						
								実績←→推計		▼					▼				
区 分		処理	年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14			
ごみ排出量	A 可燃ごみ			t / 年	2,616	2,559	2,532	2,472	2,412	2,352	2,292	2,232	2,172	2,112	2,052	1,992	1,932		
	収集（生活系）	焼却①	t / 年	2,119	2,063	2,030	1,973	1,916	1,859	1,802	1,745	1,688	1,631	1,574	1,517	1,459			
	直搬（生活系）	焼却①	t / 年	163	89	96	96	96	95	95	94	94	94	93	93	93			
	直搬（事業系）	焼却①	t / 年	334	407	406	403	401	398	396	393	390	388	385	383	380			
	B 不燃ごみ			t / 年	159	134	171	175	173	172	170	169	167	166	164	163	161		
	収集（生活系）	選別①	t / 年	92	88	79	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84			
	直搬（生活系）	選別①	t / 年	67	46	92	91	89	88	86	85	83	82	80	79	77			
	C 資源ごみ			t / 年	149	148	144	160	171	181	192	203	214	225	236	247	257		
	収集（生活系）空き缶	選別②	t / 年	38	36	34	34	34	34	34	34	33	33	33	33	33			
	収集（生活系）空きびん・ガラス類	選別②	t / 年	58	56	54	53	53	53	53	52	52	52	52	51	51			
	収集（生活系）プラスチック類	選別②	t / 年	32	34	34	45	56	67	79	90	101	112	123	135	146			
	収集（生活系）ペットボトル	選別②	t / 年	21	22	23	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27			
	D 有害ごみ			t / 年	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		
	収集（生活系）蛍光灯・電池	選別①	t / 年	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3			
	E 粗大ごみ			t / 年	305	227	167	175	183	190	198	206	214	221	229	237	245		
	直搬（生活系）	選別①	t / 年	273	206	150	147	145	142	140	137	135	132	130	127	125			
	直搬（事業系）	選別①	t / 年	32	21	17	28	38	48	58	69	79	89	99	110	120			
	F 排出量計＝（A～E）の合計			t / 年	3,232	3,071	3,016	2,984	2,941	2,898	2,855	2,812	2,769	2,727	2,684	2,641	2,598		
G 集団回収量		資源化②	t / 年	195	190	200	200	201	201	201	201	202	202	202	202	203			
H 排出量計＝（F＋G）			t / 年	3,427	3,261	3,216	3,184	3,141	3,099	3,056	3,014	2,971	2,928	2,886	2,843	2,800			
中間処理	焼却施設	仁多可燃物処理センター			t / 年	2,631	2,573	2,543	2,484	2,424	2,365	2,306	2,247	2,188	2,128	2,069	2,010	1,951	
		可燃ごみ	焼却①	t / 年	2,616	2,559	2,532	2,472	2,412	2,352	2,292	2,232	2,172	2,112	2,052	1,992	1,932		
			可燃ごみ		t / 年	2,616	2,547	2,481	2,466	2,400	2,333	2,267	2,201	2,135	2,069	2,003	1,937	1,870	
			資源物	資源化①	t / 年	0	0	0	6	12	19	25	31	37	43	49	56	62	
		処理残渣（仁多クリーンセンター）		焼却②	t / 年	15	14	11	12	13	13	14	15	16	16	17	18	19	
		処理内訳 処理残渣	埋立②	t / 年	306	278	290	282	275	268	261	253	246	239	232	224	217		
	破砕・選別施設	仁多クリーンセンター			t / 年	616	512	485	512	529	546	563	580	597	614	632	649	666	
		資源ごみ	選別②	t / 年	149	148	144	160	171	181	192	203	214	225	236	247	257		
			缶・瓶・ガラス類		t / 年	96	92	88	87	87	87	86	86	86	85	85	84	84	
				空き缶	資源化①	t / 年	22	30	28	27	27	26	26	25	24	24	23	23	22
				空き瓶・ガラス類	資源化①		23	10	22	22	21	21	20	20	19	19	19	18	18
				不燃残渣	埋立①	t / 年	51	52	38	38	39	40	40	41	42	42	43	44	44
			プラスチック・ペットボトル			t / 年	53	56	56	72	84	95	106	117	128	140	151	162	173
			プラスチック		資源化①	t / 年	25	23	23	33	43	53	63	73	83	93	103	113	123
			ペットボトル		資源化①	t / 年	23	22	18	19	20	22	23	24	25	26	27	28	29
			可燃残渣		焼却②	t / 年	5	11	11	12	13	13	14	15	16	16	17	18	19
			不燃残渣		埋立①	t / 年			4	8	8	7	6	5	5	4	3	3	2
		不燃・有害・粗大	選別①	t / 年	467	364	340	352	358	365	371	377	383	390	396	402	408		
			資源物		t / 年	124	100	112	116	121	126	130	135	140	144	149	154	158	
				金属類	資源化①	t / 年	82	57	56	57	59	60	61	62	63	64	65	66	67
				木材	資源化①	t / 年	32	41	50	47	45	43	41	38	36	34	32	29	27
				量など	資源化①	t / 年	0	0	0	6	12	17	23	29	35	41	47	52	58
				蛍光灯・電池	資源化①	t / 年	10	3	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
			可燃残渣	焼却②	t / 年	9	3	0											
			不燃残渣	埋立①	t / 年	334	261	229	236	237	239	241	242	244	245	247	249	250	
		最終処分場		t / 年	690	591	560	565	559	553	548	542	536	531	525	519	514		
	不燃残渣		埋立①	t / 年	384	313	271	283	284	286	287	289	290	292	293	295	296		
	焼却残渣		埋立②	t / 年	306	278	290	282	275	268	261	253	246	239	232	224	217		
資源化			t / 年	412	375	403	424	445	466	488	509	530	551	573	594	615			
リサイクル率（資源化量÷H排出量計）			%	12.0%	11.5%	12.5%	13.3%	14.2%	15.1%	16.0%	16.9%	17.8%	18.8%	19.8%	20.9%	22.0%			
中間処理後の資源化		資源化①	t / 年	217	185	203	224	245	266	287	308	329	350	370	391	412			
集団回収		資源化②	t / 年	195	190	200	200	201	201	201	201	202	202	202	202	203			
最終処分			t / 年	690	591	560	565	559	553	548	542	536	531	525	519	514			
最終処分率（最終処分量÷F排出量計）			%	21.4%	19.2%	18.6%	18.9%	19.0%	19.1%	19.2%	19.3%	19.4%	19.5%	19.6%	19.7%	19.8%			

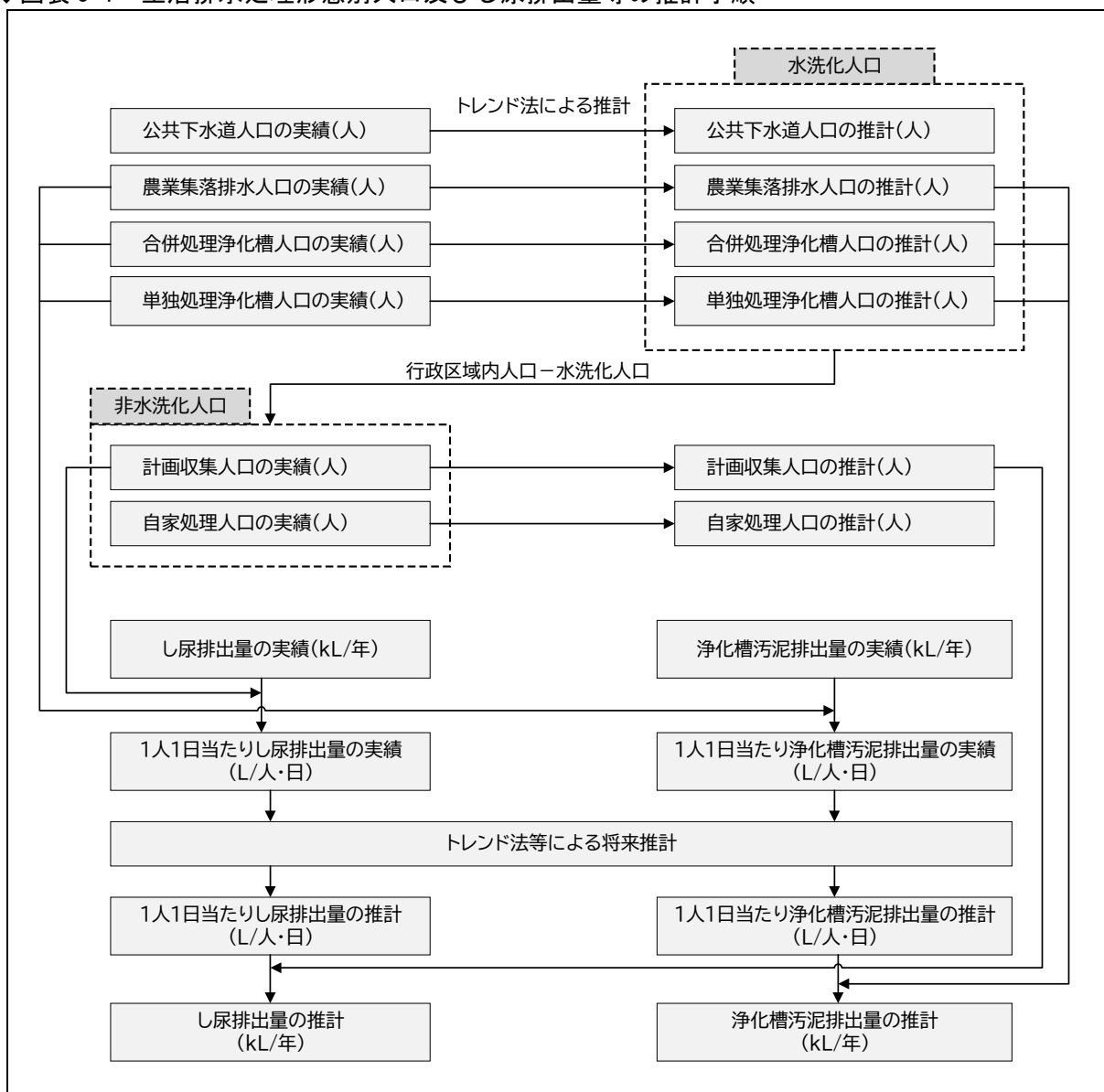
注） 端数処理のため若干の誤差を含む。

資料3 生活排水処理形態別人口及びし尿等の将来見込み

1. 将来見込みの算出手順

本計画における生活排水処理形態別人口及びし尿・浄化槽汚泥量の将来見込みは、図表 3-1 に示す手順で算出した。

◆図表 3-1 生活排水処理形態別人口及びし尿排出量等の推計手順



2. 処理形態別人口の推計

(1) 公共下水道

公共下水道人口は、環境省の一般廃棄物処理実態調査結果における実績値を基に将来の接続人口推計値を設定した。なお、将来推計に採用した推計方法は前述の図表 2-2 に示すとおりであり、過去の実績値の推移を勘案して、適宜、適切な方法を採用した。

実績値及び将来見込みは、図表3-2に示すとおりである。

(2) 農業集落排水

農業集落排水人口は、本町の内部資料における実績値を基に将来の接続人口推計値を設定した。なお、将来推計に採用した推計方法は前述の図表 2-2 に示すとおりであり、過去の実績値の推移を勘案して、適宜、適切な方法を採用した。

実績値及び将来見込みは、図表3-2に示すとおりである。

(3) 合併処理浄化槽

合併処理浄化槽人口は、本町の内部資料における実績値を基に将来の接続人口推計値を設定した。なお、将来推計に採用した推計方法は前述の図表 2-2 に示すとおりであり、過去の実績値の推移を勘案して、適宜、適切な方法を採用した。

実績値及び将来見込みは、図表3-2に示すとおりである。

(4) その他の人口

計画収集人口、自家処理人口は、行政区域内人口から水洗化人口（公共下水道人口+農業集落排水人口+合併処理浄化槽人口+単独処理浄化槽人口）を差し引いた残りの人口である。なお、このうち自家処理人口は0人となっている。

実績値及び将来見込みは、図表3-2に示すとおりである。

3. し尿及び浄化槽汚泥量

し尿及び浄化槽汚泥量については、1 人 1 日当たり排出量を原単位とし、これを将来推計したうえで、処理形態別人口の将来推計結果を乗じることにより、し尿等排出量の将来推計値とした。

なお、将来推計に採用した推計方法は前述の資料 2 の図表 2-2 に示すとおりであり、過去の実績値の推移を勘案して、適宜、適切な方法を採用した。

し尿

原単位＝1 人 1 日当たり排出量 (L/人・日)

＝年間排出量 (kL/年) ÷ 計画収集人口 (人) ÷ 365 (日) × 10³

浄化槽汚泥

原単位＝1 人 1 日当たり排出量 (L/人・日)

＝年間排出量 (kL/年) ÷ (農業集落排水人口 + 浄化槽人口 (人)) ÷ 365 (日) × 10³

以上により、生活排水処理に関する実績値及び将来見込みは、図表 3-2 に示すとおりである。

◆図表3-2 生活排水処理形態別人口及びし尿・浄化槽汚泥排出量の推計結果							実績←	→推計	中間目標年度▼					計画目標年度▼					
項目		年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	推計算出根拠等	
人 口	行政区域内人口		[人]	12,574	12,324	12,078	11,733	11,430	11,330	11,230	11,130	11,030	10,930	10,830	10,730	10,630	10,530	10,432	実績によるトレンド法を採用（ごみ推計と同値）
	計画処理区域内人口		[人]	12,574	12,324	12,078	11,733	11,442	11,330	11,230	11,130	11,030	10,930	10,830	10,730	10,630	10,530	10,432	＝非水洗化人口+水洗化人口
	非水洗化人口	[人]	1,936	1,899	1,778	1,627	1,582	1,534	1,484	1,425	1,360	1,289	1,217	1,141	1,063	984	904	＝計画収集人口	
		計画収集人口	◎ [人]	1,936	1,899	1,778	1,627	1,582	1,534	1,484	1,425	1,360	1,289	1,217	1,141	1,063	984	904	＝行政区域内人口-水洗化人口
	水洗化人口		[人]	10,638	10,425	10,300	10,106	9,860	9,796	9,746	9,705	9,670	9,641	9,613	9,589	9,567	9,546	9,528	＝公共下水道人口+農業集落排水人口+浄化槽人口
	公共下水道人口		◆ [人]	2,602	2,602	2,628	2,576	2,486	2,477	2,469	2,462	2,456	2,451	2,446	2,441	2,437	2,433	2,430	実績によるトレンド法を採用
	農業集落排水人口		● ◆ [人]	3,879	3,813	3,752	3,670	3,645	3,630	3,620	3,612	3,605	3,600	3,595	3,591	3,587	3,583	3,580	実績によるトレンド法を採用
	浄化槽人口		[人]	4,157	4,010	3,920	3,860	3,729	3,689	3,657	3,631	3,609	3,590	3,572	3,557	3,543	3,530	3,518	＝合併処理人口+単独浄化槽人口
	合併処理浄化槽人口		● ◆ [人]	3,827	3,689	3,608	3,554	3,476	3,443	3,417	3,396	3,378	3,363	3,349	3,337	3,326	3,316	3,306	実績によるトレンド法を採用
	単独処理浄化槽人口		● [人]	330	321	312	306	253	246	240	235	231	227	223	220	217	214	212	実績によるトレンド法を採用
	生活雑排水処理人口（◆）		[人]	10,308	10,104	9,988	9,800	9,607	9,550	9,506	9,470	9,439	9,414	9,390	9,369	9,350	9,332	9,316	＝水洗化人口-単独浄化槽人口
	生活雑排水処理率			82.0%	82.0%	82.7%	83.5%	84.1%	84.3%	84.6%	85.1%	85.6%	86.1%	86.7%	87.3%	88.0%	88.6%	89.3%	＝生活雑排水処理人口÷計画処理区域内人口
排 出 量	し尿	年間排出量	[kL/年度]	1,468	1,321	1,264	1,142	1,119	1,088	1,051	1,015	967	916	865	810	759	704	646	＝一日排出量×365日
		一日排出量	[kL/日]	4.03	3.63	3.47	3.12	3.07	2.98	2.88	2.78	2.65	2.51	2.37	2.22	2.08	1.93	1.77	＝原単位×⑤÷1,000
		原単位	[L/人/日]	2.08	1.91	1.95	1.92	1.94	1.94	1.94	1.95	1.95	1.95	1.95	1.95	1.96	1.96	1.96	実績によるトレンド法を採用
	浄化槽汚泥	年間排出量	[kL/年度]	5,476	5,786	5,645	3,535	3,445	3,395	3,373	3,358	3,318	3,307	3,296	3,289	3,278	3,270	3,263	＝一日排出量×365日
		一日排出量	[kL/日]	15.00	15.88	15.50	9.71	9.44	9.30	9.24	9.20	9.09	9.06	9.03	9.01	8.98	8.96	8.94	＝原単位×⑥÷1,000
		原単位	[L/人/日]	1.87	2.03	2.02	1.29	1.28	1.27	1.27	1.27	1.26	1.26	1.26	1.26	1.26	1.26	1.26	1.26
	合計	年間排出量	[kL/年度]	6,944	7,107	6,909	4,677	4,564	4,483	4,424	4,373	4,285	4,223	4,161	4,099	4,037	3,974	3,909	＝し尿年間排出量+浄化槽汚泥年間排出量
		一日排出量	[kL/日]	19.03	19.51	18.97	12.83	12.51	12.28	12.12	11.98	11.74	11.57	11.40	11.23	11.06	10.89	10.71	＝し尿一日排出量+浄化槽汚泥一日排出量
		原単位	[L/人/日]	1.91	2.00	2.00	1.40	1.40	1.39	1.38	1.38	1.37	1.36	1.36	1.35	1.35	1.34	1.34	＝年間排出量÷⑦÷365日×1,000
	割 合 （一日量）	し尿		21.2%	18.6%	18.3%	24.3%	24.5%	24.3%	23.8%	23.2%	22.6%	21.7%	20.8%	19.8%	18.8%	17.7%	16.5%	
合併処理浄化槽汚泥			78.8%	81.4%	81.7%	75.7%	75.5%	75.7%	76.2%	76.8%	77.4%	78.3%	79.2%	80.2%	81.2%	82.3%	83.5%		
し尿排出口			◎	1,936	1,899	1,778	1,627	1,582	1,534	1,484	1,425	1,360	1,289	1,217	1,141	1,063	984	904	＝計画収集人口：⑤
浄化槽汚泥排出口			●	8,036	7,823	7,672	7,530	7,374	7,319	7,277	7,243	7,214	7,190	7,167	7,148	7,130	7,113	7,098	＝農業集落排水人口+浄化槽人口：⑥
対象人口（合計）				9,972	9,722	9,450	9,157	8,956	8,853	8,761	8,668	8,574	8,479	8,384	8,289	8,193	8,097	8,002	＝⑤+⑥：⑦